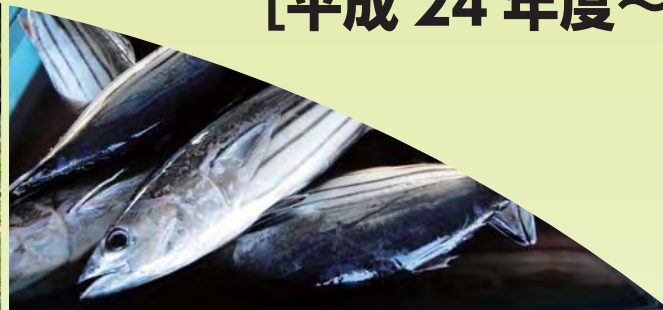


紀北町第1次総合計画 後期基本計画

[平成24年度～平成28年度]



紀北町

は じ め に



紀北町総合計画後期基本計画は、基本構想（平成 19 年度策定）に掲げる「自然の鼓動を聞き みんなが集い、にぎわう やすらぎのあるまち」の実現に向け、町民、事業者、各種団体、行政などによる協働のまちづくりの共通目標となるものです。また、前期基本計画（平成 19 年度～ 23 年度）に引き続き、平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間の町行政における施策や事業展開の指針となります。

前期の計画期間中、東日本大震災の発生、人口減少と少子高齢化の一層の進展、地域経済の低迷と雇用の悪化など、社会経済情勢は大きく変化しました。

また、平成 25 年度中には、近畿自動車道紀勢線が紀北町を縦断し、県内外との時間距離がいっそう短縮される予定です。

後期基本計画は、こうした動向を踏まえ、戦略的なまちづくりを推進すべきとの認識にたって取りまとめたところです。

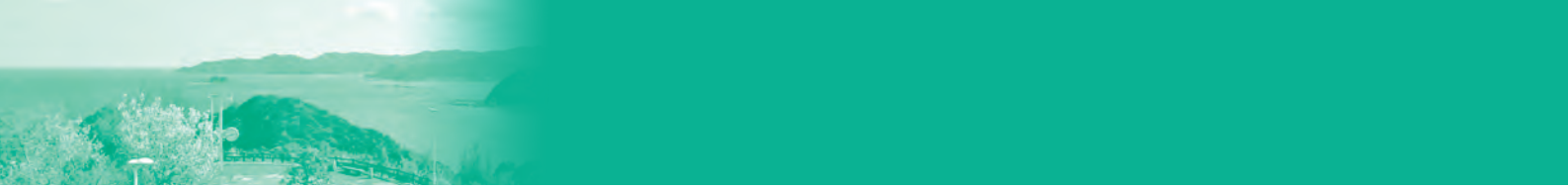
このため、犠牲者「0」をめざす減災のまちプロジェクト、交流人口「200 万人」をめざすにぎわいのまちプロジェクト、健康寿命「5 歳」延長をめざす生涯元気のまちプロジェクト、の 3 つを重点プロジェクトに位置付け、町行政として積極的に取り組んでまいります。

しかし、これらを効果的に推進していくためには、町行政としての企画・実施とともに、町民の皆様の参加・協働が不可欠であり、皆様のご理解、ご協力をお願いする次第です。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました総合計画審議会委員、後期基本計画策定委員会委員、関係団体並びに町議会議員の皆様に対しまして、心からお礼申し上げます。

平成 24 年 3 月

紀北町長 尾上 壽一



目次

CONTENTS

第1部 序 論・・・・・・・・・・ 1

第1章 計画策定にあたって・・・・・・・・・・ 2

第1節 計画策定の意義・・・・・・・・・・ 2

第2節 計画の役割・期間・・・・・・・・・・ 3

1. 計画の役割・・・・・・・・・・ 3

2. 計画の期間・・・・・・・・・・ 3

第2章 紀北町の将来像・・・・・・・・・・ 4

第1節 紀北町の将来像・・・・・・・・・・ 4

1. まちづくりの基本理念・・・・・・・・・・ 4

2. 紀北町の将来像・・・・・・・・・・ 6

3. 人口の将来指標・・・・・・・・・・ 7

第2節 計画の施策体系・・・・・・・・・・ 8

第2部 後期基本計画・・・・・・・・・・ 9

重点プロジェクト・・・・・・・・・・ 10

第1節 重点プロジェクトについて・・・・・・・・・・ 10

第2節 重点プロジェクトの設定・・・・・・・・・・ 11

第1章 自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり・・・・・・・・ 17

第1節 生活安全の確保・・・・・・・・・・ 17

1. 防災対策の充実・・・・・・・・・・ 17

2. 消防・救急体制の充実・・・・・・・・・・ 20



	3. 交通安全対策の充実	23
	4. 生活安全対策の充実	25
第2節	生活環境の整備	27
	1. 環境保全意識の高揚	27
	2. 廃棄物の適正処理の推進	29
	3. 水道の整備	31
	4. 下水道等の整備	33
	5. 衛生対策の充実	35
	6. 住宅対策の推進	37
第3節	生活基盤の整備	39
	1. 土地利用計画	39
	2. 都市計画の推進	40
	3. 港湾・海岸の整備	41
	4. 河川の整備	43
	5. 治山・治水、砂防、急傾斜地対策の推進	44
第4節	交通・通信体系の整備	45
	1. 道路網の整備	45
	2. 公共交通網の整備	47
	3. 情報通信システムの充実	49
第5節	自然環境の保全	51
	1. 自然の保全	51
	2. 自然の活用	52
	3. エネルギー対策の推進	53
第2章 互いに支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくり		55
第1節	健康づくりの推進	55
	1. 成人保健対策の推進	55
	2. 母子保健対策の推進	58
	3. 感染症対策の推進	60
	4. 地域医療対策の推進	61
	5. 国民健康保険事業の健全運営	62
第2節	社会福祉の充実	65
	1. 地域福祉の推進	65
	2. 高齢者福祉の推進	67



3. 児童福祉の推進	69
4. ひとり親家庭等の福祉の推進	72
5. 障がい者（児）福祉の推進	73
6. 低所得者福祉の推進	75
7. 国民年金	76
8. 介護保険	78
第3節 人権の尊重	79
1. 人権施策の推進	79
2. 男女共同参画の推進	80

第3章 地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり . . . 82

第1節 産業の振興	82
1. 農業の振興	82
2. 林業の振興	86
3. 水産業の振興	89
4. 商業の振興	93
5. 工業の振興	95
6. 新産業の育成	98
第2節 観光の振興	99
1. 観光産業の推進	99
2. レクリエーション都市の整備	102

第4章 豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり . . . 103

第1節 生涯学習の推進	103
1. 学習環境の整備	103
2. 生涯スポーツの振興	105
第2節 青少年の健全育成の推進	107
1. 青少年健全育成の推進	107
第3節 学校教育の充実	109
1. 幼児教育の充実	109
2. 義務教育の充実	111
第4節 地域文化の保護・活用	114
1. 文化財の保護	114



2. 文化財の活用 116

3. 伝統文化の保存・継承 117

第5章 自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくり . . . 118

第1節 協働・交流の推進 118

1. 協働によるまちづくりの推進 118

2. 情報提供の充実 120

3. ボランティア活動等の促進 122

4. 地域間交流の推進 124

5. 国際交流の推進 125

第2節 行財政改革の推進 127

1. 協働型行政システムの確立 128

2. 効果・効率的な行財政運営 128

3. 健全な財政運営 129

4. 機能的な組織・機構の構築 129

5. 公正・公平性の確保 130

6. 職員の意識改革 130

資料編 131

1 計画策定について 132

1. 策定の経緯 132

2. 審議会 133

3. 策定委員会 137

2 アンケート調査結果概要 139

3 各種指標達成状況 144

序論

後期基本計画

重点P

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

第1部

序

論



第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の意義

本町は、三重県南部、東紀州の玄関口に位置するまちで、平成17年10月11日に、旧紀伊長島町と旧海山町の2町の合併によって誕生しました。

本町ならではの特性・資源を生かした魅力あるまちづくりを進めていくため、平成18年度に、基本構想（平成19年度～平成28年度）と前期基本計画（平成19年度～平成23年度）からなる紀北町第1次総合計画を策定しました。

本計画の基本構想では、将来像を「自然の鼓動を聞き みんなが集い、にぎわう やすらぎのあるまち」と定めるとともに、前期基本計画では、これを実現するための主要施策を体系的に定め、これまで住民と一体となって様々な取り組みを推進し、着実にその成果をあげてきました。

しかし、計画策定後およそ5年を経過した今日、東日本大震災の発生等に伴う安全・安心や環境・エネルギー、コミュニティに関する意識の高まり、少子高齢化の急速な進行、地方産業・経済の低迷、さらには地方分権・地域主権の進展など、自治体を取り巻く情勢は大きく変化してきています。

こうした状況に的確かつ柔軟に対応しながら、「自然の鼓動を聞き みんなが集い、にぎわう やすらぎのあるまち」を実現するため、前期基本計画の計画期間が終了することを機に、後期5年間（平成24年度～平成28年度）のまちづくりの指針として、「紀北町第1次総合計画 後期基本計画」を策定します。

第2節 計画の役割・期間

1. 計画の役割

総合計画とは、自治体にとって、すべての行政活動の基本となる最上位計画です。

この紀北町第1次総合計画後期基本計画は、こうした位置づけを踏まえ、紀北町第1次総合計画基本構想に基づき、後期5年間に行う取り組みを定めたものであり、次のような役割を持ちます。

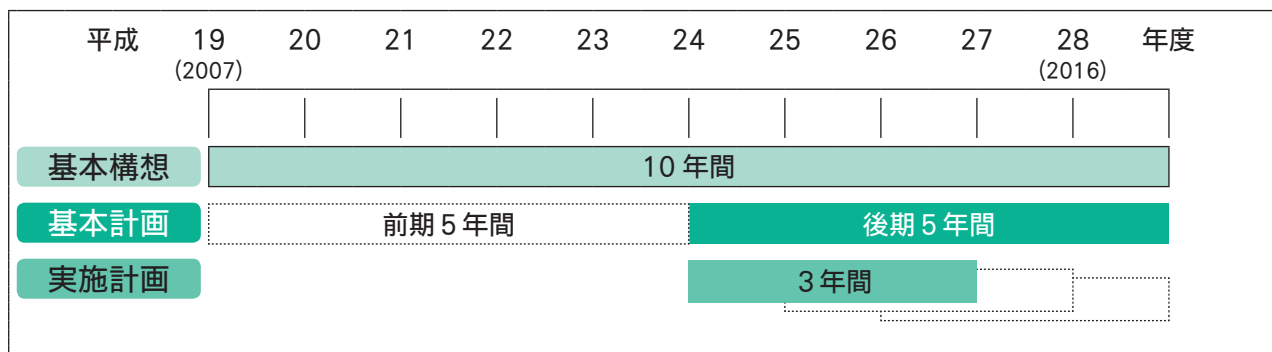
- ①本計画は、住民、事業者、各種団体、行政などによる協働のまちづくりの共通目標となるものです。
- ②本計画は、町行政における施策や事業展開の指針となるものです。
- ③本計画は、国や県、周辺自治体に対して、町として必要な施策や事業を要請していくための町の主張を示すものです。

2. 計画の期間

後期基本計画は、基本構想で定めた将来像や施策の大綱等に基づき、また、前期基本計画の達成状況や直近の住民ニーズの動向、新たな時代潮流等を踏まえ、今後推進する主要施策や具体的な数値による成果指標等を示したものです。

計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

■紀北町第1次総合計画後期基本計画の期間



第2章 紀北町の将来像

第1節 紀北町の将来像

1. まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、紀北町第1次総合計画基本構想に基づき、引き続き次のとおり定めます。

(1) 「安全・安心」重視のまちづくり

住民一人ひとりが豊かな生活を送るためには、「安全・安心」がすべてにおいて基本となります。

本町においては、東海・東南海・南海地震などの大規模地震災害や大雨による水害など、自然災害に対する「安全・安心」の確保に努める必要があります。さらに、防犯、交通安全、環境保全、福祉、健康、水道、食生活などにおける安全・安心を確保し、住民生活やあらゆるまちづくり分野において「安全・安心」を基本的な価値観として施策の展開を図ります。

(2) 一人ひとりを大切にするまちづくり

まちは、住民一人ひとりによって支えられています。そのため、暮らしや仕事など、様々な場面において、住民一人ひとりが人として尊重されるとともに、それぞれの個性や能力を発揮し、希望と生きがいをもって暮らすことができるまちづくりを進めます。

また、すべての住民が心身ともに健康でありつづける環境を整えるとともに、今後の少子高齢化に対応して、高齢者や障がいのある人などをはじめとしたすべての住民が、住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

(3) 地域資源を生かした創意工夫のまちづくり

地方分権改革が進む中、本町の自主性や自立性を高めるためには、まちの魅力や特性となっている自然や歴史・文化を最大限に生かした個性的なまちづくりを進めていくことが必要です。また、財政状況が厳しい中、今後これまで以上に効果的・効率的な施策の展開を図ることが求められています。

そのため、本町の各地域にある地域資源や各種活性化事業を有効活用し、住民、地域、事業者など多様な主体のノウハウを活用することにより、知恵を絞った創意工夫によるまちづくりを進めていきます。

(4) 自然や歴史・文化を守るまちづくり

本町は、海と山に囲まれ、気候は温暖で空気は澄み、清らかな水があふれる豊かで美しい自然に恵まれたところです。また、地域には、熊野古道をはじめとして古来より伝承してきた貴重な歴史・文化があります。この豊かな自然や歴史・文化を将来にわたって守り続けるとともに、それらを大切にし、学び、触れ合うことにより、地域に誇りと自信をもち、地域を愛する心を育むとともに、地域間の交流を促進することにより住民の連帯を強化していきます。

(5) 住民が主役のまちづくり

まちづくりの主役は地域を支える住民一人ひとりであり、まちづくりは住民と行政など多様な主体が協働して進めることが重要です。そのため、自治の担い手として住民が町政に参画していくためには、住民参画や公聴の場を設けるなど協働の仕組みづくりを構築し、住民ニーズやまちの課題を的確に把握するとともに、施策の検討過程などを公開・広報することにより、住民との信頼関係に基づく行政運営を進めていきます。

また、住民ニーズが多様化・高度化する中で、公益活動を行うNPOやボランティアなどが活発に活動を展開しています。住民自治に資するこうした住民活動を促進し、積極的に支援を行うとともに、事業所や各種団体などと連携した活動にも取り組み、多様な主体の協働による柔軟なまちづくりを展開していきます。

2. 紀北町の将来像

将来像は、紀北町第1次総合計画基本構想に基づき、引き続き次のとおり定めます。

**自然の鼓動を聞き
みなが集い、にぎわう
やすらぎのあるまち**

自然の鼓動を聞き

海・山・川の豊かな自然と共生し、将来にわたり保持するとともに、熊野古道に代表される歴史や文化を伝承し保護するなど、自然や歴史、文化を大切にするまちをめざします。

みなが集い、にぎわう

本町の住民が集い、行政との協働で地域の活力を高め、従来の地域産業を活性化するとともに、地域資源を活用した観光交流などにより新しい産業を興し、将来にわたってにぎわいのあるまちをめざします。

やすらぎのあるまち

住民一人ひとりが、快適な環境の中で安全で安心して暮らせるまち、健康で充実した暮らしを生涯送ることができ、ずっと住み続けたいと感じられるやすらぎのあるまちをめざします。

3. 人口の将来指標

本町の人口を平成22年国勢調査でみると18,611人となっており、平成17年の19,963人から1,352人の減少となっています。

基本構想においては、各種施策の展開により、定住人口の減少・緩和に努めるとともに、交流時代の新たな人口指標の尺度として重要視されている「交流人口」の増加に向け、魅力あるまちづくりを進めていく必要があるとしています。

後期基本計画においても、基本構想の将来人口の考え方にに基づき、従来の人口指標となっている定住人口に交流人口を加えることにより、平成28年度における将来人口の目標を23,000人とします。

目標人口：交流人口も含めて 23,000 人

■目標人口の内訳

		平成17年度	平成22年度	増加	平成28年度
交流人口	観光入込客数 (1日あたり)	3,184人	4,424人		5,000人以上
定住人口	総人口	19,963人	18,611人	減少緩和	18,000人

第2節 計画の施策体系

将 来 像	
自然の鼓動を聞き みなが集い、にぎわう やすらぎのあるまち	
重点プロジェクト	①犠牲者「0」をめざす、減災のまちプロジェクト ②交流人口「200万人」をめざす、にぎわいのまちプロジェクト ③健康寿命「5歳」延長をめざす、生涯元気のまちプロジェクト
基本目標	政策・施策
生活・自然 自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり	1. 生活安全の確保 ①防災対策の充実②消防・救急体制の充実③交通安全対策の充実④生活安全対策の充実 2. 生活環境の整備 ①環境保全意識の高揚②廃棄物の適正処理の推進③水道の整備④下水道等の整備⑤衛生対策の充実⑥住宅対策の推進 3. 生活基盤の整備 ①土地利用計画②都市計画の推進③港湾・海岸の整備④河川の整備⑤治山・治水、砂防、急傾斜地対策の推進 4. 交通・通信体系の整備 ①道路網の整備②公共交通網の整備③情報通信システムの充実 5. 自然環境の保全 ①自然の保全②自然の活用③エネルギー対策の推進
健康・福祉・人権 互いに支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくり	1. 健康づくりの推進 ①成人保健対策の推進②母子保健対策の推進③感染症対策の推進④地域医療対策の推進⑤国民健康保険事業の健全運営 2. 社会福祉の充実 ①地域福祉の推進②高齢者福祉の推進③児童福祉の推進④ひとり親家庭等の福祉の推進⑤障がい者（児）福祉の推進⑥低所得者福祉の推進⑦国民年金⑧介護保険 3. 人権の尊重 ①人権施策の推進②男女共同参画の推進
産業・観光 地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり	1. 産業の振興 ①農業の振興②林業の振興③水産業の振興④商業の振興⑤工業の振興⑥新産業の育成 2. 観光の振興 ①観光産業の推進②レクリエーション都市の整備
教育・文化 豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり	1. 生涯学習の推進 ①学習環境の整備②生涯スポーツの振興 2. 青少年の健全育成の推進 ①青少年健全育成の推進 3. 学校教育の充実 ①幼児教育の充実②義務教育の充実 4. 地域文化の保護・活用 ①文化財の保護②文化財の活用③伝統文化の保存・継承
協働・交流・自立 自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくり	1. 協働・交流の推進 ①協働によるまちづくりの推進②情報提供の充実③ボランティア活動等の促進④地域間交流の推進⑤国際交流の推進 2. 行財政改革の推進 ①協働型行政システムの確立②効果・効率的な行財政運営③健全な財政運営④機能的な組織・機構の構築⑤公正・公平性の確保⑥職員の意識改革

第2部

後期基本計画



重点プロジェクト

第1節 重点プロジェクトについて

本町がめざす将来像「自然の鼓動を聞き　みんなが集い、にぎわう　やすらぎのあるまち」を実現するためには、基本目標ごとの施策を総合的、計画的に推進していくことが基本となります。ここでは、限られた人、物、財源を有効に活用する視点に立ち、新たなまちづくりにおいて特に重点的に取り組むテーマを「安全・安心」、「にぎわい」、「人・地域の元気」と定め、関連する取り組みを横断的に体系化し、重点プロジェクトとして位置づけます。

また、重点プロジェクトの実現においては、住民との協働を重視し、ともに取り組むための共通の目標として設定しています。

重点プロジェクト1

犠牲者「0」をめざす、減災のまちプロジェクト

テーマ
安全・安心

東日本大震災や台風・集中豪雨などの自然災害の発生を踏まえ、減災の視点から総合的な防災体制の強化を図り、犠牲者「0」をめざす、減災のまちづくりを進めます。

重点プロジェクト2

交流人口「200万人」をめざす、にぎわいのまちプロジェクト

テーマ
にぎわい

豊かで美しい自然環境を生かし、世界遺産熊野古道と各観光・交流施設を核とした体験型の観光産業の育成、スポーツ合宿の受け入れ拡大など地域特性を生かした観光振興を図り、交流人口「200万人」をめざす、にぎわいのまちづくりを進めます。

重点プロジェクト3

健康寿命「5歳」延長をめざす、生涯元気のまちプロジェクト

テーマ
人・地域の元気

少子高齢化が進む中、子どもから高齢者まで元気に、いつまでもいきいきと過ごすことが重要であり、健康寿命「5歳」延長をめざす、生涯元気のまちづくりを進めます。

第2節 重点プロジェクトの設定

■テーマ1 安全・安心の紀北づくり

重点プロジェクト1

犠牲者「0」をめざす、 減災のまちプロジェクト

東日本大震災や台風・豪雨などの自然災害の発生等を踏まえ、避難体制の強化、地域における自主防災組織の育成など、総合的な防災体制の強化を図り、犠牲者「0」（ゼロ）をめざす、減災のまちづくりを進めます。

町の取り組み

① 避難体制の強化

避難路の点検・整備とともに地震・津波・台風・豪雨などの自然災害に備えた安全な避難場所の整備とともに、防災行政無線・ケーブルテレビなどを通じた災害時情報提供体制の充実、幼稚園・保育園、小・中学校での避難訓練の実施、災害時要援護者の把握と避難誘導體制や救助体制の整備など、災害時の避難体制の強化に取り組みます。

② 地域の防災力の向上

自主防災組織の活動支援とともに、幼稚園・保育園、小・中学校における防災教育、様々な機会を通じた住民の防災意識の向上を図り、地域の防災力の向上に取り組みます。

③ 防災対策・災害復旧対策の充実

自然環境と調和した治山・治水対策の推進をはじめ、河川堆積土砂の撤去など水害対策の推進、公共施設や水道施設などの耐震化、災害発生時の水道やごみ処理などの相互応援協定等による応急復旧体制の整備など、防災対策から災害発生後の復旧対策の充実に取り組みます。

住民の取り組み

- ・災害の種別に応じた複数の避難経路、避難場所を確認しましょう。また、津波の際は一目散に避難しましょう。
- ・日頃から非常食や防災関連備蓄品を整備しましょう。
- ・防災無線受信機が使えるか日頃から確認するとともに、災害時には防災無線、テレビ・ラジオ・インターネットなどから防災情報を積極的に入手し、早めに自主避難しましょう。
- ・家屋の耐震補強工事や家具固定、バリアフリー化に努めましょう。
- ・家庭や職場においては災害に対する話し合いをしましょう。
- ・自治会、自主防災会のほか関係団体が連携し、災害時要援護者に対する支援体制を話し合いましょう。



▲津波避難訓練



▲図上訓練

キーワード 「減災」

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を通して、地震などの大規模な自然災害に対して被害を完全に封じることから、被害を最小限にする「減災」の考え方が重視されてきています。

例えば、津波に対して、防波堤の整備だけではなく、津波発生が予想された時には迅速に避難できるようにするなど、被災したとしても人命が失われないようにする取り組みです。このため、避難場所の整備とともに、避難経路の確認など普段からの地域や住民一人ひとりの取り組みが大切になります。

■テーマ2 にぎわいの紀北づくり

重点プロジェクト2

交流人口「200万人」をめざす、
にぎわいのまちプロジェクト

人口減少の進行や地域産業をとりまく状況が一層厳しくなる中、豊かで美しい自然環境を生かし、世界遺産熊野古道と各観光・交流施設を核とした体験型の観光産業の育成、スポーツ合宿の受け入れ拡大など地域特性を生かした観光振興を図り、交流人口「200万人」をめざす、にぎわいのまちづくりを進めます。

町の取り組み

① スポーツ合宿の拡大

事業者と連携した受け入れ体制の充実をはじめ、社会教育施設の整備・充実、スポーツの振興などスポーツ合宿の拡大に取り組みます。

② 自然や歴史を活用した観光の充実

世界遺産熊野古道など歴史資源や銚子川など豊かな自然を生かし、観光プログラムの充実に取り組みます。

③ 第1次産業と連携した体験型・滞在型観光の充実

農林水産業と連携して、消費者や都市住民との交流を図り、体験型観光の充実に取り組みます。また、地域の自然や「食」を生かし、健康づくりも視野にいたした滞在型観光に取り組みます。

④ 「紀北」の魅力向上と知名度アップの推進

近畿自動車道紀勢線の延伸を契機ととらえ、あらゆる媒体を活用した紀北町の知名度向上、まちの魅力のPRに取り組みます。

住民の取り組み

- ・世界遺産熊野古道の保存や銚子川をはじめとする河川や海、山の豊かな自然環境の保全に協力しましょう。
- ・来訪者との地元住民のふれあいが広がるよう、来訪者への「おもてなし」の心を持って、観光ボランティアや都市と農村・漁村との交流に積極的に参加しましょう。
- ・生産者の顔が見えるよう、生産者は消費者との交流に積極的に参加しましょう。
- ・日頃見過ごしがちな「紀北の魅力」を再発見しましょう。



▲銚子川での水遊び



▲世界遺産・熊野古道

キーワード 「交流人口」

日本の総人口が減少することが予測される中、本町においてはすでに人口減少傾向が続いています。こうした定住人口の減少に対して、地域の活力を維持するための1つの指標として「交流人口」が重視されてきています。

「交流人口」とは観光などでその地に訪れた人口であり、地域外から人々を呼び込み消費活動を促進することで地域経済の活性化につながると考えられます。

■テーマ3 人・地域が元氣な紀北づくり

重点プロジェクト3

健康寿命「5歳」延長をめざす、
生涯元氣のまちプロジェクト

少子高齢化が進行する中、生活習慣病予防や介護予防に向けた福祉施策や保健施策の充実とともに、一人ひとりの健康への意識づけと健康づくりの取り組みを促進し、子どもから高齢者までいきいきと暮らせる、健康寿命「5歳」延長をめざす、生涯元氣のまちづくりを進めます。

町の取り組み

① 健康づくり活動の充実

「健康づくりウォーキング」や「きほく活活(かつかつ)体操」の実施をはじめ、健康の維持・増進と人と人との交流が進められるよう、体力や年齢に応じた健康スポーツ活動の振興とともに、食育や健康づくり活動の充実に取り組めます。

② 保健事業の充実

健康寿命の延長を目指し、元気に充実した生活を送れるよう、各種健康診査の充実とともに、乳幼児期から、思春期、壮年期、老年期などライフステージに応じた健康教育、健康診査、健康相談の充実に取り組めます。

③ 元気に暮らせる地域づくりの推進

子どもから高齢者まで元気に暮らせる地域づくりに向けた、地域活動やボランティア活動を支援するとともに、だれもが積極的に参画できる地域福祉体制の整備に取り組めます。

住民の取り組み

- ・日頃から「健康づくりウォーキング」や「きほく活活（かつかつ）体操」に取り組ましましょう。
- ・食生活など生活習慣を見直すとともに、定期的に健康診査や各種検診を受診し、病気の予防と早期発見に取り組ましましょう。
- ・日々の生活に必要な健康・体力を維持していくために、転倒予防教室など介護予防事業に参加しましょう。
- ・健康と心の豊かさを実感し、ゆとりある生活を楽しむために、文化活動・スポーツ活動に取り組ましましょう。
- ・子育ての不安などがあればすぐに相談しましょう。



▲健康ウォーキング



▲生命の貯蓄体操

キーワード

「健康寿命」

世界有数の長寿国であるわが国では、単なる長寿ではなく健康で自立して生活できる期間をできるだけ延ばすことが必要となっています。

「健康寿命」とは病気や認知症、衰弱などで要介護状態となった期間を平均寿命から差し引いた寿命のことであり、この健康寿命を延ばすためには、日頃からの食生活や運動、喫煙、飲酒といった生活習慣の改善、健康づくりへの取り組みが重要になります。

第1章 自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり

第1節 生活安全の確保

1. 防災対策の充実

施策の目的

東日本大震災や台風・集中豪雨など自然災害の発生を踏まえ、地域防災計画等の指針に基づく総合的な危機管理体制の整備をはじめ、自主防災組織の強化など地域の防災力の向上など、あらゆる災害や危機に対処しうる安全・安心なまちづくりをめざします。

現状と課題

地震をはじめとする自然災害からの安全性の確保に対する人々の意識がより一層高まっており、消防・防災体制の強化が全国的に大きな課題となっています。

本町は、平成16年9月の台風21号に伴う豪雨により未曾有の大水害に見舞われ、大きな被害を受けました。災害復旧については概ね完了しましたが、この水害の教訓を生かし、今後とも、災害再発防止を目的とした定期点検などの取り組みを継続的に進める必要があります。

また、東海地震の被害想定地域として、平成14年度に「地震防災対策強化地域」に、東南海・南海地震の被害想定地域として平成15年度には「東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域」に指定されています。さらに、東海・東南海・南海地震の三連動と、これらに伴う津波の来襲により、大規模な被害を受けることが危惧されています。

さらに、平成23年3月11日に発生した日本観測史上最大の東日本大震災を重く受け止めて、これまで以上に地震・津波対策に取り組む必要があります。

地震、津波、台風、豪雨などの自然災害は、避けることができません。本町としては、これらの災害から住民の生命と財産を守るべく様々な施策を積極的に推進する必要があります。災害による被害を最小限に食い止めるため、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、防災施設や防災資機材の整備充実などの防災・減災対策を進めていますが、まだまだ不十分で課題も多く残されています。

施策の方向

(1) 防災意識の高揚と防災体制の強化

- 地域防災計画や防災関連マニュアル、各種ハザードマップ（想定される災害の範囲や避難場所等を地図上に示したもの）等の適宜見直しを図ります。
- 住民の防災意識の高揚に向けた広報・啓発活動を推進します。
- 防災訓練、地震津波避難訓練の実施を図ります。
- 自主防災組織の育成を支援し、共助の精神に基づく身近な地域における防災体制の確立に努めます。
- 地域の防災力向上に向けた防災講演会の開催や防災コーディネーターの育成を図ります。
- 学校等と連携し、幼年期からの防災教育に努めます。また、事業所や老人施設などでの防災教育の取り組みを支援します。

(2) 防災施設の整備促進

- 避難場所及び避難路などの整備を早急に進めるとともに、防災資機材及び備蓄品などの充実を図ります。また、備蓄品は、集落の孤立化に備え、分散化を図ります。
- 津波浸水被害を防止・軽減するため、防潮堤・樋門・防潮扉の改修整備に努めます。
- 排水施設の整備拡充及び河川の河口閉塞防止など、低地地区の浸水対策に努めます。
- 地震などの災害時に危険な施設や場所の把握に努め、耐震化などの適切な対応を図ります。
- 防災行政無線の統合など災害時の情報伝達体制の強化を図ります。
- 大規模災害に備え、防災拠点となる施設の整備を進めます。
- 役場本庁舎等が地震・津波等の被害により使用不能となった場合を想定し、他の場所での災害対策本部等の設置について検討します。
- 負傷者などの迅速な救出・救助活動のための体制強化を行い、必要となる資機材の整備に努めます。

(3) 災害時要援護者への支援

- 災害時要援護者^{*}の把握に努め、地域住民、自主防災会、民生委員、消防団員などの協力を得て、避難誘導體制や救助体制の整備に努めます。
- 災害発生後の避難者への支援体制の整備に努めます。

^{*}災害時要援護者：災害時の避難など適切な防災行動が困難な方。具体的には高齢者、障がい者、傷病者など。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
地域合同防災訓練への参加者数	3,724 人	6,000 人
備蓄食糧数	10,944 食	18,000 食

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
火災や地震など災害からの安全性	44.2	49

2. 消防・救急体制の充実

施策の目的

常備消防・救急体制の充実や消防団の活性化による地域消防力の一層の強化をめざします。

現状と課題

生活様式の多様化、高齢化の進行などにより、火災発生要因は複雑・多様化の傾向にあるとともに、救急ニーズについても今後増加が見込まれています。また、国においては平成 18 年に消防組織法が改正され、消防力の強化のため消防の広域化に関する基本指針が示されています。

本町の消防体制は、常備消防として、三重紀北消防組合により、消防署を設置しているほか、非常備消防として、消防団が組織されており、互いに連携しながら防火・防災に努めています。

しかし、交通事故の多発、重篤・重症患者の増加、軽症者の利用増加などに伴い出動回数は年々増える傾向にあり、地域の消防の要である消防団においても、団員確保の困難さや団員の高齢化などの問題がみられ、消防力の低下が懸念されています。

また、地域の防災活動に重要な役割を担う消防団においては、団員の確保のため、引き続き加入促進を図る必要があります。

□消防職員・消防団の状況

(単位：人)

区 分		所属人数	管内区域
消 防 署		海山・紀伊長島消防署 40	管内全域
紀北町消防団本団		5	区内全域
紀伊長島方面隊	紀伊長島女性分団	14	区内全域
	紀伊長島第 1 分団	46	三野瀬地区
	紀伊長島第 2 分団	57	長島地区
	紀伊長島第 3 分団	59	東長島地区
	紀伊長島第 4 分団	36	赤羽地区
海山方面隊	海山女性分団	12	区内全域
	海山第 1 分団	42	上里・船津地区
	海山第 2 分団	48	相賀地区
	海山第 3 分団	46	引本浦・矢口浦地区
	海山第 4 分団	36	島勝浦・白浦地区
計		441 (内消防団 401)	

平成 23 年 4 月 1 日現在

資料：危機管理課調べ

□消防施設の状況

(単位：台・基)

区分	指令車	消防車	救急車	消防動力ポンプ	消防団車両	防火水槽	消火栓	消防井戸
消防署	2	6	4	5		86	838	81
消防団	—	—	—	29	27	—	—	—
計	2	6	4	34	27	86	838	81

平成23年4月1日現在

資料：危機管理課調べ

□救急出動状況

(単位：件)

区分	計	火災	自然災害	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他
H 18	834	1	—	—	90	14	4	113	1	13	550	48
H 19	878	1	—	3	106	16	6	120	5	13	553	55
H 20	858	—	—	1	85	19	3	125	4	8	550	63
H 21	854	—	—	3	107	17	5	124	2	11	533	52
H 22	849	—	—	5	71	14	2	132	1	12	559	53

資料：危機管理課調べ

□火災発生状況

区分	火災件数 (件)						焼損面積		損害額 (円)
	建物	林野	車両	船舶	その他	計	建物 (㎡)	林野 (a)	
H 18	6	2	1	2	3	14	362	5	28,142,000
H 19	11	—	1	1	2	15	380	—	14,682,000
H 20	6	—	—	—	4	10	534	—	8,616,000
H 21	7	—	2	—	3	12	545	—	29,799,000
H 22	6	—	1	—	3	10	473.8	—	32,533,000

資料：危機管理課調べ

施策の方向

(1) 消防・救急体制の強化

- 高速道路の延伸に備え、高速道路での事故に対応する救急体制の整備に努めます。
- 緊急時の人命に関する救助活動に対応できる近代装備を備えた消防資機材の整備を図ります。
- 火災や救急事案のほか大規模な地震などに備え、消防・救助活動を迅速かつ的確に遂行するため、消防署員の訓練強化と施設の整備を図ります。
- 津波・地震災害も視野に入れ、老朽化した消防庁舎の移転も含めた整備を検討します。

- 常備消防の広域再編や消防無線のデジタル化への対応を進めます。
- 救命率の向上に向け、高度な緊急医療資機材の整備及び適正な救急救命士の増員を図ります。
- 県や関係機関と連携し、ドクターヘリの活用を図ります。
- 地域住民及び各種団体に対して、普通救命講習、応急手当、A E D^{*}の取り扱いなどの講習を実施し、バイスタンダー（現地で応急措置ができる人）の養成に努めます。
- 各地域に防火水槽、消防井戸、消火栓などの消防水利の整備を図ります。

(2) 消防団の活性化

- 消防団員の確保と組織の強化に努めます。
- 女性消防団の育成強化を図ります。
- 消防団O Bや地区住民の火災時の協力・支援体制の確立を図ります。
- 消防団員の教育、訓練により資質の向上を図るとともに、資機材などの整備に努め、近代的な消防団活動の充実を図ります。

(3) 火災予防業務の推進

- 自治会、婦人会を対象とした火災予防の指導に努め、火災予防意識の高揚を図ります。
- 学校等と連携し、幼年期からの火災予防意識の高揚に努めます。
- ひとり暮らし高齢者家庭などへの訪問防火診断や予防活動の充実を図ります。
- 不特定多数の人が出入りする施設管理者などに対して防火管理などの指導を実施します。
- 住宅用火災警報器の設置及び維持の促進に努めます。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
年間火災出火率（人口 10,000 人あたり）	10 件	2.5 件
幼・小・中学校年間避難訓練回数	年 2 回	年 6 回
救急救命講習年間受講者数	929 人	1,000 人
A E D 設置数（町設置分）	23 台	27 台

^{*}A E D：自動体外式除細動器。心臓がけいれんを起こし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。

3. 交通安全対策の充実

施策の目的

住民の交通安全意識の高揚、交通安全施設等の整備を進め、交通事故のない安全・安心な社会づくりをめざします。

現状と課題

近畿自動車道紀勢線の延伸により、町内の交通量の増加が見込まれ、特に速度が出る高速道路での事故は大惨事になる可能性があり、死亡事故等の増加が懸念されます。また、町外からの車が増加することで、国道42号をはじめ町中においても、事故が多発する可能性があり、警察当局、関係団体等十分連携し交通事故の防止に努めていく必要があります。

特に、死亡事故においては交通弱者と呼ばれる高齢者が巻き込まれる割合が高く、高齢者に対する交通安全対策の推進や、通園通学の園児、児童・生徒の安全確保が必要となっています。

□交通事故件数の推移

(単位：人)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
人身事故 (件)	115	124	103	103	80
死者 (人)	2	4	5	4	0
傷者 (人)	156	185	139	159	121
物件事故 (件)	386	306	309	321	361
総 件 数 (件)	501	430	412	424	441

資料：危機管理課調べ

施策の方向

(1) 交通安全啓発活動の強化

- 交通安全対策関係団体などと連携し、飲酒運転の根絶やシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底など交通ルールや交通マナーなどの啓発に努めます。
- 園児、児童・生徒の交通安全対策について、教育関係機関など各種団体と連携を図りながら進めるとともに、幼児を対象とした交通安全教育を実施します。
- 高齢者の交通安全対策について、老人クラブ連合会などと連携を図り、反射タスキの配布など交通安全意識の高揚に努めます。

(2) 交通安全施設整備の促進

- 交通量の一層の増加が見込まれる国・県道の交通安全施設の整備充実や交通事故多発箇所の改善等を要請します。
- 町道については、通学路や交通量の多い路線を中心に、カーブミラーやガードレール、路面表示等の交通安全施設の整備充実を図ります。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
年間交通事故件数	441 件	440 件
交通安全に関わる街頭指導者数	200 人	150 人

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
防犯、交通安全施設整備の状況	49.7	56

4. 生活安全対策の充実

施策の目的

警察・関係機関と連携のもと、住民と一体となった防犯対策の推進をはじめ、自立する消費者の育成とトラブルの未然防止に向けた消費者保護などを図り、犯罪のない社会づくりをめざします。

現状と課題

本町では、尾鷲警察署や町防犯協会・町青少年育成協議会などと連携した啓発活動や街灯助成などを行い、住民の安全確保に努めていますが、子どもに対する「声掛け事案」等や、高齢者をターゲットにした「振り込め詐欺」などが発生しています。

今後も地域安全運動の実施などにより、地域の連帯意識を高め、高齢者の被害が多く見受けられる「振り込め詐欺」や子どもの犯罪被害などを防止し、犯罪が発生しない明るい地域社会の実現をめざすため、尾鷲警察署をはじめ関係団体などと連携した防犯活動を推進していくことが必要です。

また、生活様式の変化や規制緩和等による商品・サービスの多様化に伴い、消費者トラブルの内容はますます複雑化、高度化してきています。このため、トラブルの未然防止にむけ、啓発や情報提供の推進、相談体制の充実に努める必要があります。

さらに、テロ等武力攻撃事態などから、国民の生命・財産を守るため、避難誘導、救援、武力攻撃に伴う被害の最小化などの対策を的確かつ迅速に実施できる体制の整備を図る必要があります。

施策の方向

(1) 生活安全の推進

- 警察や防犯協会等関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動や情報提供、防犯診断や防犯パトロールを定期的を実施し、住民と一体となった防犯体制の強化、住民の防犯意識の高揚を図ります。
- 暴力団排除条例の施行により、住民一丸となって暴力を追放する社会づくりを推進します。

(2) 消費者保護対策の推進

- 広報紙への消費生活に係る情報掲載や啓発チラシ等の配布により、消費者トラブ

ルの防止や住民一人ひとりの自己防衛意識の高揚や知識の普及を図ります。

- 県・関係機関との連携のもと、トラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため相談体制の充実に努めます。

(3) 国民保護措置の推進

- 国、県、近隣市町など関係機関との連携のもと、国民保護措置*についての訓練を実施し、武力攻撃事態などにおける対処能力の向上を図ります。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
防犯啓発活動数	20 回	70 回
自主的な防犯活動を行う地域組織数	3 団体	10 団体

*国民保護措置：万が一外部から武力攻撃があったときに、国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小に抑えるために国、都道府県、市町村等が相互に連携協力し、住民の避難や救援措置等を行うこと。

第2節 生活環境の整備

1. 環境保全意識の高揚

施策の目的

環境保全意識の高揚、環境美化活動、公害対策など積極的に推進し、本町の豊かな自然の保全を図ります。

現状と課題

本町の山、川、海の自然はそれぞれにつながりをもち、その中で豊かな自然環境を形成しています。自然環境は、健康で文化的な生活を営むのに欠かせないものであり、精神的な豊かさや心の癒しなど自然とのふれあいが重視される今日、住民の環境に対する意識はますます高くなっています。しかし、地球温暖化は、地球規模の気候の変化をもたらし、海面上昇などにより世界全体の環境が受ける影響は計り知れません。

本町では「クリーンクリーンデー」、「クリーン作戦」などの取り組みを行っていますが、今後も住民と行政が協力し、美しいまちづくりを進めることが求められています。

今後も、住民一人ひとりが地球環境を守るため、生活様式を変え、環境への負荷を少なくし、積極的に環境を保全し、また、人と環境との関わりについてさらに認識を深め、環境保全意識の高揚を図っていく必要があります。

施策の方向

(1) 環境にやさしい暮らしの推進

- 環境に配慮した体験活動や講演会などを通して、住民の環境保全に対する意識の一層の向上を図ります。
- 家庭などから排出される生活雑排水による汚染負荷量の削減のため、啓発活動により、住民一人ひとりが身近な海や川を守るという意識の高揚を図ります。

(2) 環境美化運動の推進

- 住民と行政が協力し、「クリーンクリーンデー」、「クリーン作戦」などを実施し、美しいまちづくりに努めます。

(3) 公害等環境問題への対応

- 河川の水質汚濁を防止するため、河川の水質をはじめ、工場排水等の継続的な検査の実施など、調査・監視・指導を推進します。
- 大気汚染や騒音、悪臭、振動等についても、県など関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。

(4) 住環境の保全

- 旅館業などを目的とした施設の建設には、住民の善良な風俗を保持し、健全な住環境の保全を図ります。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
クリーンクリーンデイ及び クリーン作戦の参加者数	1,500 人	2,700 人

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
騒音・振動・悪臭等の環境	59.5	67

2. 廃棄物の適正処理の推進

施策の目的

ごみ処理・リサイクル体制の充実に努めるとともに、適正なごみ処理に努め、豊かな環境の保全と循環型社会の形成をめざします。

現状と課題

ごみ処理を取り巻く社会情勢は従来の適正処理から排出抑制、循環処理へと転換しており、環境保全の観点からも「循環型社会の構築」を目標とした廃棄物処理システムの確立が求められています。

本町でのごみ処理は、可燃系ごみのうち古紙類やペットボトルなどを分別資源化するとともに、それ以外の可燃系ごみはごみ固形燃料（RDF）による資源化を実施、不燃系ごみについては缶、びん類などの分別及び資源回収を実施しており、一定の成果をあげています。

このため、ごみの排出動向に即し、広域的なごみ処理・リサイクル体制の充実を進めるとともに、住民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクル等の促進、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組んでいく必要があります。

□ごみ処理状況

(単位：t)

	燃える ごみ	燃えない ごみ	資源ごみ
平成 18 年度	7,064	2,088	1,332
平成 19 年度	7,162	2,108	1,200
平成 20 年度	6,636	2,002	1,044
平成 21 年度	6,795	2,278	1,117
平成 22 年度	6,570	1,947	1,063

資料：環境管理課調べ

□し尿等投入状況

(単位：kl)

	浄化槽 汚泥	し尿	合計
平成 18 年度	4,101	5,702	9,803
平成 19 年度	4,270	5,601	9,871
平成 20 年度	4,375	5,507	9,882
平成 21 年度	4,064	5,980	10,044
平成 22 年度	3,130	6,905	10,035

資料：環境管理課調べ

施策の方向

(1) ごみ処理・リサイクル体制の充実

- ごみの排出動向等に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進による住民のごみ分別の一層の徹底に努めます。
- ごみの減量化や再資源化について、住民の理解・協力が重要であり、意識の高揚に努めるとともに、資源ごみストックヤードの整備を図ります。
- ごみ固形燃料化施設の適正な運営を図ります。
- 不燃物処理場については、新最終処分場の整備を検討します。

(2) 不法投棄の防止

- 広報・啓発活動を推進し、住民の環境保全意識の高揚に努めます。
- 監視パトロールの強化や監視カメラ、看板の設置などにより、ごみの不法投棄の未然防止、早期発見、関係機関への協力要請や連絡調整の強化とともに適正処理に努めます。

(3) し尿処理体制の充実

- し尿と浄化槽汚泥の処理については、年々浄化槽汚泥の量が増加しているため、浄化槽汚泥処理施設の整備を検討します。

(4) 災害時の廃棄物処理

- 災害時に発生する廃棄物の適正な処理体制を図るため、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づいて、周辺地域との連携体制の構築に努めます。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
資源化率※	49.6%	55.0%

※総排出ごみのうち R D F 化、再資源化した割合

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
ごみの収集・処理の状況	70.7	74

3. 水道の整備

施策の目的

水道事業を円滑に推進し、住民生活に一日も欠かすことのできない安全・安心な水の安定供給を図ります。

現状と課題

水道は、健康で快適な日常生活をはじめ各種の産業活動の発展や都市機能を維持するために欠かすことのできない社会基盤施設として、重要な役割を担っています。本町の水道は、上水道と簡易水道の施設によって給水を行っており、ほぼ100%の水道普及率となっています。

一方で、水需要の低迷に伴う収益減による経営の悪化、老朽化した施設の更新や近い将来の発生が危惧される大地震対策としての施設の耐震化などの問題に直面しています。

こうした課題に対応するため、本町では、平成23年に「紀北町水道事業基本計画・地域水道ビジョン」を策定し、水道事業の運営基盤の強化をはじめ、安心で安全な給水の確保、災害対策の強化に取り組んでいます。

今後も、この水道ビジョンに基づき、長期的な見通しのもと、事業を引き続き計画的に推進するとともに、上水道の普及を促進し、安全・安心な水の安定供給に努める必要があります。

□水道業務量の状況（平成22年度）

区 分	計画給水人口 (人)	行政区域内人口 (人)	給 水 人 口 (人)	水 道 普及率 (%)	年 間 総配水量 (m ³)	一日平均 配 水 量 (m ³)	一日最大 配 水 量 (m ³)
上 水 道	15,100	13,599	13,598	99.9%	2,948,361	8,078	9,720
簡 易 水 道	古里・道瀬	580	395	100.0%	84,138	231	350
	三 浦	1,200	594	100.0%	137,895	378	532
	赤 羽	800	532	99.0%	108,685	298	451
	十 須	217	191	97.9%	21,969	60	78
	北 部	4,980	3,859	99.6%	849,939	2,329	3,115
計	22,877	19,170	19,147	99.8%	4,150,987	11,373	14,246

資料：水道課調べ

施策の方向

(1) 水源の確保

- 将来の健全な水循環への対応を図るため、新たな水源の調査を進めるとともに、浄水場・配水池の整備を進めます。
- 水道法に基づき、良好な水源の保持・確保のため、法定水質検査を引き続き実施します。
- 「水道水源保護条例」に基づき、住民が安心して飲める水を確保するため、水道に係る水質の汚濁の防止に努め、水源の保護に係る施策を実施します。
- 災害時における飲料水の確保のため、非常用給水備品や設備の充実を図ります。
- 自然環境の良さや水道水の安全性を広報する手段の一つとして、また、災害備蓄用としてボトルウォーターの製造販売について調査し、事業化の可能性を検討します。

(2) 水道施設の整備

- 紀北町水道事業基本計画・地域水道ビジョンに基づき、計画的に配水施設をはじめ、老朽管の布設替えなどの整備を図ります。また、整備を図る上で、大地震などの災害においても住民に対して水道水の供給が図れるよう、耐震設計を行います。
- 水資源の有効利用を図るため、積極的に漏水調査などを実施します。
- 上水道と簡易水道の統合を進めるなど配水管網の整備を図るとともに、各水源地の監視・管理システムの円滑化に努めます。
- 省エネルギー、環境への負荷の低減に配慮した施設整備を図ります。

(3) 水道事業運営の効率化

- 健全な水道事業の運営を図るため、長期的なシミュレーションに基づく、経営の合理化や収率の向上など事務事業の効率化に努めます。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
有収率	65.1 %	85.0 %

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
上水道の整備状況	74.4	76

4. 下水道等の整備

施策の目的

河川や海洋の水質保全と、美しく快適な居住環境の確保に向け、地域特性に応じた生活排水処理を推進し、全町的な水洗化をめざします。

現状と課題

家庭・事業所から排出される汚水は、河川・海などの自然環境に大きな負荷を与えています。このままの状態が続けば、河川や海の汚染がさらに悪化し、生活環境や自然環境だけでなく、生態系にも影響を及ぼすことが懸念されています。

本町においては、合併処理浄化槽の設置を奨励するなど生活排水処理に取り組んできており、こうした生活排水処理施設の整備は、きれいな水環境の保全と快適な環境づくりに欠かせないものであり、浄化槽の整備促進に今後も取り組んでいく必要があります。

□合併処理浄化槽の状況

(単位：基)

区 分	紀伊長島区			海 山 区			合 計		
	単独	合併	計	単独	合併	計	単独	合併	計
18年度末	2,724	460	3,184	2,135	545	2,680	4,859	1,005	5,864
19年度末	2,722	497	3,219	2,129	583	2,712	4,851	1,080	5,931
20年度末	2,720	546	3,266	2,127	622	2,749	4,847	1,168	6,015
21年度末	2,720	579	3,299	2,123	656	2,779	4,843	1,235	6,078
22年度末	2,718	615	3,333	2,119	703	2,822	4,837	1,318	6,155

資料：環境管理課調べ

施策の方向

(1) 浄化槽の整備促進

- 河川や海洋など公共水域の水質保全や快適で清潔な生活環境づくりのため、設置に対する支援を図り、合併処理浄化槽の整備を推進します。

(2) 浄化槽の適正管理の促進

- 合併処理浄化槽が適正に使用されるよう、その状況把握と維持管理指導を図ります。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
生活排水処理率	18.7%	21.9%

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
下水道の整備状況（合併浄化槽を含む）	49.7	56

5. 衛生対策の充実

施策の目的

町営墓地や火葬場の適正な運営・管理に取り組むとともに、ペット対策、水害時の浸水被害に備えた災害時の衛生対策など、きめ細かな衛生対策の充実をめざします。

現状と課題

全国で台風、大雨による水害が数多く発生しており、本町も平成16年9月に発生した台風21号に伴う豪雨により、甚大な水害を受け消毒薬の散布など衛生対策を講じました。今後も引き続き水害などに備え、地域の隅々まで行き届いた衛生対策をめざす必要があります。

また、本町では、火葬場として、町営の「浄聖苑」と大紀町との一部事務組合による「荷坂やすらぎ苑」を運営しているとともに町営墓地の管理を行っています。

今後も斎苑の適正な運営管理や墓地の適正管理・支援などに努める必要があります

さらに、近年犬や猫などのペットは、心豊かな生活に欠かせないものとなってきていますが、鳴き声や臭いなどによる迷惑問題も発生しており、動物愛護及び迷惑防止などのより一層の推進を図るため、平成17年6月に「動物愛護管理法」が改正され動物取扱業や飼い主の責任などが強化されました。

本町においては野良猫の問題が大きくなっていることから、適正飼育などについてさらに啓発活動を強化する必要があります。

施策の方向

(1) 墓地の適正管理

- 墓地の適正な運営管理に努めます。町営墓地以外の各地区の墓地の改修などについては、引き続き支援に努めます。

(2) 斎苑の運営と管理

- 町営の「浄聖苑」と大紀町との一部事務組合による「荷坂やすらぎ苑」を運営しており、今後も保守点検などを実施し適正な運営と管理に努めます。

(3) 災害時の衛生対策

- 台風や大雨による浸水被害時の伝染病対策を講じるとともに、地震による津波により浸水被害が発生した場合に備え、地域防災計画に基づき消毒薬の備蓄に努めます。

(4) ペット等の適正飼育

- ペットなどの飼い方について、行政放送や広報紙などを通して啓発し、狂犬病予防注射接種の推進、適正飼育の周知に努めます。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
狂犬病予防注射接種率	82.2%	83.0%

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
墓地や火葬場の管理・運営状況	65.9	66.0

6. 住宅対策の推進

施策の目的

町営住宅の維持管理・バリアフリー化の推進や、個人住宅の耐震診断を促進し、定住の促進と高齢者が安心して暮らせる住宅環境の向上をめざします。

現状と課題

住宅は生活の拠点であり、良好な住宅や多様化するライフスタイルに対応した快適な住環境の整備が求められています。そのため、若者の定住促進や高齢者が安心して暮らせることができるよう町営住宅の状況調査や維持管理を図る必要があります。

また、近い将来起こりうると予想される東海・東南海・南海地震が危惧されていますが、本町の木造住宅の状況は、紀北町耐震促進計画（平成21年3月策定）によると、昭和55年以前（昭和56年6月1日の建築基準法改正時の直近時点）の木造住宅が2,471戸と、7,788戸全体の約32%を占めています。このような現状の中、個人住宅の耐震診断及び耐震補強を促進し、大規模地震などの災害に強いまちづくりを進める必要があります。

□町営住宅の状況

海山区			
区分	形式	戸数	構造別
生熊	2K	6	木造
相賀	2K	4	木造
小山	2K	17	木造
小山	3DK	26	木造
上里	2K	3	木造
大湯	2K	14	簡易耐火
汐ノ津呂	3K	16	中層耐火
あけぼのA	3DK	16	中層耐火
あけぼのB	3DK	16	中層耐火
あけぼのC	3DK	24	中層耐火
矢口白越	3DK	16	中層耐火
前桂	3DK	8	低層耐火
前桂	3DK	12	中層耐火
引本	2DK	6	木造
長浜輪戸	3DK	12	中層耐火
小松原みどり	2LDK	4	木造
小松原みどり	3LDK	2	木造
小松原第2みどり	2LDK	8	低層耐火
計		210	

紀伊長島区			
区分	形式	戸数	構造別
田山坂	2K	2	木造
赤岩	2K	7	木造
萩原川	2K	9	木造
倉の下	2K	9	木造
山居	2K	5	木造
山居	3DK	4	木造
戸ノ須	2K	7	木造
中ノ島	2K	15	木造
天摩	2K	10	木造
船付	2K	10	簡易耐火
志子	3DK	12	中層耐火
志子第2	3LDK	12	中層耐火
計		102	

平成23年4月1日現在
資料：建設課調べ

施策の方向

(1) 耐震診断及び耐震補強の促進

- 大規模地震に備えるため、個人住宅の耐震診断及び耐震補強等の耐震対策を積極的に進めます。

(2) 町営住宅の状況調査と維持管理

- 多様な住宅需要と本町の町営住宅の状況調査を踏まえながら、維持管理を行うとともに、公正・公平性の確保から滞納整理に努めます。
- 高齢化に対応し、町営住宅のバリアフリー化^{*}を図ります。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
木造住宅耐震診断済み件数	413 件	550 件

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
町営住宅の整備状況	48.8	50.0

^{*}バリアフリー化：無障壁化。障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くこと。

第3節 生活基盤の整備

1. 土地利用計画

施策の目的

土地利用関連計画の総合調整を図り、計画的な土地利用を推進し、豊かな自然環境と都市的環境とが調和した町の一体的かつ均衡ある発展をめざします。

現状と課題

土地は、住民生活や産業経済活動等のあらゆる活動の共通の基盤であるとともに、限りある貴重な資源であり、まちの発展のためには、その高度かつ有効な利用が求められます。

本町は、総面積 257.01km²の豊かな自然環境が残る町ですが、大台山系の急峻な山々と熊野灘に挟まれ、面積の約9割を森林が占める、比較的平野部の少ない町です。

土地は、現在及び将来においても住民のための限られた資源として、「住み・働き・憩う」ための生活活動や産業活動の共通の基盤となっています。

このため、限りある貴重な土地の有効利用を進め、住民共有の財産として後世に残す必要があります。

施策の方向

(1) 適正な土地利用の推進

- 広報・啓発活動の推進等を通じ、土地利用関連計画や関連法、条例等についての周知に努めます。
- 土地利用関連計画や関連法、条例等の一体的な運用による適正な規制・誘導に努め、無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた適正な土地利用への誘導を図ります。
- 各種土地利用図などの電子化を進めます。

(2) 地籍調査の実施

- 土地を適正かつ有効に活用するため、地籍調査を計画的に推進します。

■施策指標

指標名	現状値（平成22年度）	目標値（平成28年度）
地籍調査の実施済面積	85ha	96ha

2. 都市計画の推進

施策の目的

住民の積極的な参画・協働のもと、都市計画に基づき、環境と共生する安全で快適なにぎわいのある市街地づくりなど計画的な都市整備をめざします。

現状と課題

良好な住宅地や公園・緑地、道路網等が整備された市街地は、安全で快適な居住環境やまちなぎわい、産業・文化の集積を生み出すものであり、まちの発展を支える重要な基盤です。

本町では、昭和 54 年に都市計画区域が紀伊長島区において最終指定されていますが、市街化区域及び市街化調整区域の区分は未設定となっており、いわゆる非線引きの状況にあります。なお、海山区においては、都市計画区域が未設定となっています。

このため、都市計画区域のあり方を住民と協働しながら検討する必要があります。

施策の方向

(1) 市街地整備方針の検討

- 無秩序な開発を防止し、秩序ある市街地整備に向けた都市計画区域のあり方を検討します。

(2) 都市公園の整備

- 防災機能を備えた都市公園の整備を推進します。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
都市計画道路の整備率	5.6%	85.0%

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
公園・緑地・広場の整備状況	47.3	56

3. 港湾・海岸の整備

施策の目的

海岸保全施設の老朽化に応じた改修や適正な維持管理、港湾整備など港湾機能の強化をめざします。

現状と課題

本町には、地方港湾として重要な役割をもつ引本港や長島港があります。古くは遠洋漁業基地や貨物輸送基地として栄え、本町の産業の中心地として地場産業の発展はもとより地域振興に大きな役割を果たしています。一方、近年の厳しい水産環境や漁船漁業の近代化が進む中、港湾整備事業により整備を進めてきましたが、災害時の基地機能を併せた港湾整備などが課題となっています。

また、本町に整備されている海岸保全施設には、整備後40年を超えるものもあり、老朽化が懸念されています。また、背後地に集落がある地域に堤防が整備されていない箇所もあります。さらに、海岸施設の中には、「和具の浜」など観光交流の場として活用されている施設もあることから、今後さらなる有効活用が課題となっています。

□港湾海上運送状況（品目別移出入貨物）

（単位：t）

区 分	長島港				引本港			
	平成 17 年		平成 21 年		平成 17 年		平成 21 年	
	移入	移出	移入	移出	移入	移出	移入	移出
総 数	14,105	160,895	14,080	4,450	762	0	312	0
農 水 産 品	6,312	—	6,215	—	762	—	312	—
林 産 品	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 産 品	—	156,645	—	—	—	—	—	—
金属機械工業品	200	—	195	—	—	—	—	—
化 学 工 業 品	7,593	4,250	7,670	4,450	—	—	—	—
軽 工 業 品	—	—	—	—	—	—	—	—

資料：三重県港湾統計

施策の方向

(1) 港湾改修の推進

- 施設の維持管理を進め、延命化を図ります。

(2) 海岸高潮対策の推進

- 対策が未完了な箇所について、護岸などの老朽化した海岸施設の計画的な整備促進を図ります。

(3) 海岸環境整備の推進

- 耐震岸壁など避難港機能を有する港としての整備や対策の促進に努めます。
- 現況の利用状況や将来の利用見込みを調査、考慮したうえで臨港地区指定の検討を行います。
- 海洋レクリエーションの振興などの新たな港湾利用について検討を行います。

(4) 海岸保全施設の整備

- 施設未整備箇所の整備に努めるとともに、堤防・樋門など既存施設の健全度評価を実施し、老朽化の著しい施設の改修に努めます。

4. 河川の整備

施策の目的

災害防止対策として、河川の護岸改修などの整備促進に努めるとともに、整備にあたっては生物の多様性にも配慮した工法を採用し、美しい自然景観を保全・創出する河川整備をめざします。

現状と課題

本町には、銚子川、赤羽川などの二級河川が20河川（三重県管理）、源八川、横手川などの準用河川が63河川（町管理）、そのほか多数の普通河川があります。

平成16年災により甚大な被害を受けた船津川や赤羽川は激甚災害対策特別緊急事業や災害復旧事業によりほぼ復旧しましたが、現在も引き続き、河床掘削や樋門の設置などを実施しています。

重要な河川は計画的に整備が進んでいるものの、まだまだ十分とはいえず、改修・整備の促進が課題となっています。

特に内頭川の整備や、赤羽川、銚子川、船津川の河口閉塞対策が課題となっています。

施策の方向

(1) 河川改修の促進

- 県管理の赤羽川、銚子川、船津川などについては、護岸の改修、堆積土砂の撤去などの促進を図り、また、銚子川、船津川の河口閉塞について、今後も県に対し、適正な維持管理を要望するなど恒久的な河川の流れの維持に努めます。
- 町管理の河川について、護岸改修や河床掘削等の整備に努めます。

(2) 河川環境整備の促進

- 生物多様性に配慮した工法を採用することにより生物の生育環境の保全や清流づくりに努めます。

5. 治山・治水、砂防、急傾斜地対策の推進

施策の目的

水源かん養機能の保全と森林の適切な管理をはじめ、自然環境の保全に配慮した治山・治水、砂防、急傾斜地対策による災害に強いまちづくりをめざします。

現状と課題

本町は、急峻な山々が住宅に迫る地形と、年間降水量が約 4,000mm と日本有数の多雨地帯で、豪雨や台風時には山地崩壊や土石流などが発生しやすい箇所が点在しており、住民の尊い生命と財産に被害を及ぼす可能性があります。

これまで、国・県と連携し、治山・治水、砂防、急傾斜地対策を進めるとともに、土砂災害マップの作成・周知による警戒避難体制の整備、森林の保全による水源かん養機能の向上に取り組んできました。

しかし、危険区域に居住する人々の生命と財産を災害から守るため、急傾斜地対策、治山・砂防施設の整備が今後必要となっています。

また、土砂災害の恐れがある区域についても警戒避難体制などの整備を促進することが必要となっています。

施策の方向

(1) 危険箇所の整備の推進

- 砂防対策については、土石流が発生する恐れのある危険な溪流へのえん堤築造と流路工の整備促進に努めます。
- 防災上整備が必要な急傾斜地崩落危険箇所や地すべり危険箇所についての施設整備の促進に努めます。
- 土砂災害警戒区域については、警戒避難体制などの整備を促進します。

(2) 治山・治水対策の促進

- 山地の荒廃を防止し、自然にやさしい工法を取り入れて豊かな自然環境を守るための整備の促進に努めます。
- 水源かん養機能の保全と森林の適切な管理に努めます。

第4節 交通・通信体系の整備

1. 道路網の整備

施策の目的

近畿自動車道紀勢線の整備進捗に合わせ、国・県道の整備促進とともに、町内主要道路や生活道路など町内道路網の整備を計画的、効率的に進め、利便性の高い道路網の構築をめざします。

現状と課題

道路・交通網は、まちの骨格を形成するとともに、便利で安全な住民生活や活力ある産業活動、地域間の連携・交流を支える重要な基盤です。

町内の道路網は、国道42号、国道260号、国道422号を軸に県道10路線を基幹とし、町の中心部と海岸部や山間部、隣接市町とを結び、町道は集落内の生活に密着した道路を形成しています。

これまでも道路の整備が進められてきましたが、県道矢口浦上里線や県道長島港古里線の道路建設など狭隘な道路の早期完成が求められています。

近畿自動車道紀勢線は、平成24年3月20日に「海山IC」から「尾鷲北IC」が開通しました。平成24年度には「紀勢大内山IC」から「紀伊長島IC」間が、平成25年度には「紀伊長島IC」から「海山IC」間が開通予定となっています。

今後は、近畿自動車道紀勢線の整備進捗にあわせ、国・県・町道など町内道路網の整備を計画的、効率的に進めていく必要があります。

□道路の状況

区 分	実延長 (m)	うち舗装延長 (m)
国 道	29,290	29,290
県 道	87,053.5	74,807
町 道	241,383.5	178,363.4

平成23年4月1日現在

資料：建設課調べ

施策の方向

(1) 高規格幹線道路等の整備促進

- 近畿自動車道紀勢線の整備進捗にあわせ、国道 42 号、国道 260 号及び国道 422 号や県道の整備などを関係機関に働きかけ、町内道路網の整備促進に努めます。

(2) 町道の整備

- 主要道路を中心に、道路の新設及び拡幅改良などの道路整備を図ります。
- 町道などの適正な維持管理を推進します。
- 橋梁については効率的、効果的な補修を計画的に実施し、長寿命化に努めます。

(3) 安全・安心な道路の整備

- 道路利用者の誰もが安全で安心して歩行・走行ができるよう、道路照明灯、道路反射鏡などの安全施設の整備やバリアフリー化を推進します。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
道路改良率	45.6%	52.0%

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
道路の整備状況	49.1	55

2. 公共交通網の整備

施策の目的

住民の日常生活、交流活動を支える交通手段として、鉄道・バス路線の利便性向上をはじめ、バス路線空白地域の移動手段の確保、高齢者の外出や児童・生徒の通学がしやすい地域交通の充実など公共交通網の利便性向上をめざします。

現状と課題

町内の公共交通は、JR紀勢本線とバス路線、タクシーがあり、住民の日常生活や通院・通学などの利用のほか、本町を訪れる観光客の交通手段として重要な役割を果たしていますが、自家用車の利用の増加などから利用者の減少が進んでいます。

また、要介護者や身体に障がいのある人など、移動制約者の移動手段と地域の生活交通の確保など、多様なニーズに的確に対応する安全・安心な交通の確保が課題となっています。

このため、バスについては、公的な支援を行っているものの存続が危ぶまれる状況にあり、バス空白地域も多くあることから、平成23年7月から町営の「いこかバス」を試験運行し、住民の身近な移動手段の確立に取り組んでいます。

こうした公共交通は、住民の日常生活、交流活動を支える交通手段として重要な役割を担っていることから、利用者ニーズに即した鉄道・バス路線の確立を図る必要があります。

施策の方向

(1) 事業者路線バスの維持・存続

- 尾鷲長島線、島勝線、南紀特急線などのダイヤの見直しなどによる利便性の向上を促進するとともに、広報などを通じた利用促進を図ります。
- 地域の実情に合った運行を促進するため、事業者、町、住民による地域公共交通会議の開催に努めます。

(2) バス路線空白地域での交通手段の確保

- 町営バスの運行について、河合線の利便性、利用率の向上、試験運行の海野線と便ノ山線の利用状況などを検証し、地域に根ざした移動手段の確立を図ります。
- 試験運行を踏まえて、他の空白地の解消に向けた調査・研究を進めます。

(3) 鉄道の利用促進

- より利用しやすい鉄道に向けて、三重県鉄道網整備促進期成同盟会の活動を軸に関係機関に働きかけます。
- 南紀・東紀州交通対策委員会の活動を軸にＪＲの利用の促進を図ります。

(4) 高齢者、児童・生徒の移動手段の確保

- 多様なニーズに的確に対応する安全・安心な交通手段の確保のため、ＮＰＯ※などによるボランティア有償輸送サービスなどの充実を促進します。
- 通学手段の確保に向け、スクールバスなどの運行確保に努めます。

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
交通機関の便利さ	30.8	43

※ＮＰＯ（Nonprofit Organization）：民間非営利団体。

3. 情報通信システムの充実

施策の目的

情報通信基盤の整備とともに情報提供サービスの充実など町全体の情報化を推進し、住民生活の向上と地域活性化をめざします。

現状と課題

近年の情報通信技術の進展は著しく、社会に大きな変革をもたらし経済的繁栄と豊かな生活の実現をもたらすものと期待されています。

当地域は大都市圏からも遠く、情報格差を生じさせないためにも、急速に進展する情報通信技術を、地域と行政において一体的に活用していくため、情報通信基盤の充実と情報通信技術の積極的活用を図る必要があります。

現在、町内全域において、ケーブルテレビ網による高速・大容量通信網が整備されており、今後このケーブルテレビ網を利用した行政情報の提供や行政サービスの提供について検討していくとともに、携帯電話やインターネットを利用した行政サービスの提供について、調査研究を推進していく必要があります。

施策の方向

(1) 情報通信システムの整備充実

- 情報通信システムの整備充実を図るとともに、インターネットやケーブルテレビ網を利用した行政情報の提供の充実に努めます。
- 庁舎内・行政施設間のネットワーク化の整備充実を図るとともに、電子化を推進し事務効率の向上を図るため、情報システムの一層の有効活用を進めます。
- 関係機関と連携のもと、より高速な超高速ブロードバンド*の利用エリアの拡大を促進します。

(2) 情報システムの利用促進

- 公的個人認証サービスなどの電子認証を利用した行政サービスなど、インターネット環境を利用した新たなサービスの調査研究を進めます。
- 各行政分野に分散したデータを一つの地図に統合する地理情報システム(GIS)などの構築と活用を進め、住民サービスの向上と事務処理の効率化を図ります。

*ブロードバンド：高速・大容量な通信回線の普及によって実現されるコンピューターネットワーク。

(3) 情報化を担う人材育成等の推進

- 情報教育を推進し、高度情報化に対応する人材育成を図ります。
- I C T（情報通信技術）関連団体などとの連携を強化し、インターネットなどの新たな利用を検討します。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
CATV 加入率	82.6%	85.0%
CATV 利用のインターネット加入率	26.4%	30.0%

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
インターネット環境など情報通信体系の整備状況	47.3	59

第5節 自然環境の保全

1. 自然の保全

施策の目的

生活に安らぎを与えてくれる貴重な財産である豊かな自然の保全を図ります。

現状と課題

本町の豊かな自然は、住民生活に安らぎと潤いを与えてくれるかけがえのない財産であり、後世に守り伝えていく必要があります。これまで、ボランティア団体などと連携してササユリなど貴重な動植物の保護を推進してきました。

また、紀伊長島区では昭和44年11月に海域を含む7,252haが国指定鳥獣保護区の指定を受け、そのうち大島や鈴島など島部分の71haは特別保護区となっており、天然記念物のカンムリウミスズメなど貴重な鳥獣の保護が図られています。

今後も、豊かな自然環境の保全とともに、貴重な動植物の保護を図る必要があります。

施策の方向

(1) 自然環境の保全

- 住民・事業者・行政が協働して、豊かな自然環境の維持に努めるとともに、生活環境との調和を基本に自然環境の保全に努めます。
- 地域住民やボランティア団体などとの連携を取りつつ、自然保護に努めます。

(2) 貴重な動植物の保護

- ボランティア団体と連携し、ササユリなど貴重な植物の保護を図ります。
- 関係機関と連携し、国指定鳥獣保護区での貴重な鳥獣の保護を図ります。

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成22年度）	目標値（平成28年度）
自然環境の豊かさ	73.0	81

2. 自然の活用

施策の目的

地域の財産である豊かな自然を生かし、町内外の交流促進の視点から、人と自然がふれあえる機会の創出を図ります。

現状と課題

自然環境は、健康で文化的な我々の生活を営むのに欠かせないものであり、精神的な豊かさや自然とのふれあいが重視される今日、住民の自然志向はますます高まっています。

本町では、地域住民やボランティア、NPO^{*}など多様な主体と連携し、オートキャンプ場や海水浴場、銚子川などを活用した体験プログラムの実施をはじめ、体験型イベント交流施設「けいちゅう」での自然体験プログラム、下河内地区での里山の保全活動と都会との交流の推進、島勝地区の大敷小屋への散策ルートの整備など自然とふれあう機会の拡大を図ってきました。また、平成22年10月には、銚子川シンポジウムを開催しています。

今後も優れた自然環境を生かし、人と自然のふれあいの機会を創出することにより、自然の大切さを体験し啓発につなげるとともに、地域住民やボランティア団体などとの連携を取りつつ、自然環境への負荷を極力小さくするよう配慮する中で、自然環境を活用していく必要があります。

施策の方向

(1) 環境の保全

- オートキャンプ場や海水浴場などの維持管理を図ります。
- 自然とふれあう拠点、散策路や河川内の親水空間の整備を図ります。

(2) 豊かな自然の活用の推進

- 体験プログラムや各種イベントへの支援を図ります。

(3) 豊かな自然のPR推進

- 町内の豊かな自然を町内外に向けてPRするため、各種イベントの充実や様々なメディアの活用を図ります。

^{*}NPO (Nonprofit Organization) : 民間非営利団体。

3. エネルギー対策の推進

施策の目的

省資源・省エネルギー対策を推進するとともに、新エネルギー*の利用促進を図り、環境への負荷の少ない持続可能な社会の形成をめざします。

現状と課題

地球温暖化がさらに深刻化し、世界的な脅威となっているほか、東日本大震災に伴う原子力事故の発生などを背景に、地球規模で環境保全やエネルギーのあり方に対する関心が一層高まっています。

本町においては、紀北町地球温暖化対策実行計画に基づき、庁舎など行政施設での二酸化炭素の排出削減に努めてきたほか、相賀小学校、西小学校への太陽光発電システムの設置、家庭への太陽光発電システムの導入支援を図ってきました。

今後も、行政だけではなく住民・事業所と一体となった、省資源・省エネルギーの推進とともに新エネルギーの導入を図り、環境への負荷の少ない持続可能な社会の形成を進めていく必要があります。

施策の方向

(1) 地球温暖化の防止

- 地球温暖化対策実行計画に基づき、役場の事務事業で発生する温室効果ガスの排出削減を図ります。

(2) 省資源・省エネルギー運動の促進

- アイドリングストップ運動、マイバック（買物袋持参）運動、グリーン購入（環境にやさしい製品購入）運動などのPRを進め、住民・事業所の自主的な省資源・省エネルギー運動を促進します。

*新エネルギー：太陽光、バイオマス、風力、水力といった自然現象を利用する再生可能なエネルギー。

(3) 新エネルギー施策の推進

- 公共施設や民間施設、住宅などにおける太陽光エネルギーの導入を図ります。
- 除伐材などのバイオマス*エネルギーの調査・検討を行います。
- 農業水利施設等における小水力発電の調査・検討を行います。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
太陽光発電設備の設置件数	58 件	100 件

*バイオマス：間伐材や家畜ふん尿などの再生可能な生物由来の有機性資源。これを燃料等に活用したエネルギーが「バイオマスエネルギー」。

第2章 互いに支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくり

第1節 健康づくりの推進

1. 成人保健対策の推進

施策の目的

各種健康診査、健康教育、健康相談の実施や生活習慣病の予防など、住民が元気に充実した生活を送れるよう、健康寿命の延長をめざします。

現状と課題

わが国の平均寿命は、生活環境の改善や医療の進歩により、世界有数の水準に達しています。しかしながら、人口の急速な高齢化とともに、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の割合は増加しており、これに伴って、要介護者などの増加も深刻な社会問題となっています。

本町では、各種の健康診査・検診や健康教育、相談などの保健事業を実施するとともに、健康づくり推進員や食生活改善推進員などと連携し、健康づくりについての知識の普及と一層の関心を深めてもらう情報提供に努めるなど、住民の健康の保持・増進をめざした各種施策を積極的に推進してきました。

また、平成21年度から健康づくりウォーキング事業を開始、「町民ウォーキングの会」を設立し、住民の自主的なウォーキングの継続を支援してきました。

しかし、30歳代健診の結果でもメタボリックシンドローム※該当者及び予備軍が1割を占めるなど、生活習慣病対策の充実が特に重要な課題となっており、日頃の健診体制の充実をはじめ、予防を重視した各種保健事業の充実が求められています。

また、心の健康に不調をきたす人も増加傾向にあり「心」と「体」が健康であるための対策が求められています。

※メタボリックシンドローム：内臓脂肪症候群。内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態。

□健診（検診）受診状況（平成22年度）

（単位：人）

区 分	受診者数
30代健診	64
胃がん検診	592
大腸がん検診	671
肺がん・結核検診	675
前立腺がん検診	927
子宮がん検診	1,049
乳がん検診	12
計	3,990

資料：福祉保健課調べ

□30歳代健診受診結果状況

H22年度	受診数	異常なし		要指導		要医療	
	64人	57人	89.10%	2人	3.10%	5人	7.80%

資料：福祉保健課調べ

施策の方向

(1) 健康診査の実施

- 自分の健康状態を把握し、結果に応じて生活習慣を見直してもらうため、生活習慣病予防健診や各種がん検診を実施します。
- 各種検診の結果、要注意者に対しては、訪問指導や健康相談などにより、重症化防止のための事後指導に努めます。
- 健康管理システムの活用により、5年間検診未受診者や、新たに検診対象者になった方への受診勧奨通知を行います。
- 健診データの分析結果に基づき、生活習慣病予防に関する健康教育を実施します。

(2) 健康教育・健康相談の推進

- 疾病の予防や健康増進に関する正しい知識と具体的な実践方法について、健康相談や健康教育などの機会を通じて住民に学習の機会を提供します。
- 食習慣に関しては、食生活改善推進協議会と連携し、住民の食生活改善の指導や啓発を行います。
- 健康づくりのため、ウォーキングへの理解・啓発を図るとともに、紀北町独自の健康体操として創作した「きほく活活（かつかつ）体操」についても、広く普及していきます。

(3) 高齢者健康対策の強化

- 高齢者の閉じこもりは、寝たきりや認知症の原因の一つとなることから、仲間と過ごす時間をもつためのレクリエーション教室を行います。
- 要介護状態にならないための転倒予防教室や認知症予防教室を行います。

(4) 心の健康づくりの推進

- 精神保健福祉についての正しい知識の普及など心の健康づくりを推進するとともに、相談体制の充実を図ります。

(5) 健康づくり地区組織の育成

- 地域に根ざした健康づくり活動の推進のため、健康づくり推進員の活動を支援します。

(6) 保健・医療・福祉の連携

- 生涯を通して子どもから高齢者まで、安心して暮らせる地域づくりのため、保健・医療・福祉の連携による包括的な取り組みを検討します。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
30 歳代健診（生活習慣病健診）受診者数	64 人	80 人
生活機能チェック（65 歳以上）	1,347 人	4,300 人
特定健康診査（40 歳以上 75 歳未満）※	1,010 人	2,000 人
後期高齢者健康診査（75 歳以上）※	751 人	1,200 人
健康増進法健康診査（40 歳以上）	21 人	25 人
健康相談利用者数	1,132 人	1,430 人

※平成 20 年度の医療制度改革により、それまで行っていた生活習慣病健診は、保険者が実施主体になったため、特定健康診査と後期高齢者健康診査に変更。

2. 母子保健対策の推進

施策の目的

妊娠から出産、子育てを通じて、関係部門と連携し、健康教育、健康診査、健康相談、訪問指導を実施し、乳幼児とその保護者の健康保持・増進をめざします。

現状と課題

少子化及び核家族化により、親となる世代の人がこれまでに子どもと接した経験が少なく、子育てに不安を抱いている母親が増加しています。また、様々な育児情報が氾濫する中、何をどう選択したらよいのか判断しにくい状況におかれています。

本町では、妊娠・出産期から学童・思春期に至るまで、健康診査、相談・指導、予防接種などの各事業を推進してきました。

特に、本町は県内でも乳幼児のむし歯の罹患率が最も高かったことから、乳幼児期の食育やむし歯予防に取り組み、現在では罹患率が低下しています。

今後も、健康診査、相談・指導、予防接種などの各事業を推進するとともに、関連部門が一体となって安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組む必要があります。

施策の方向

(1) 健康教育の充実

- 離乳食教室、幼児食教室、むし歯予防教室などを実施し、乳幼児期の食事や生活、しつけなどについて正しい育児の知識を普及します。
- 子育て中の母親の仲間づくりの場となっている、おやこサークル「プチ・キッズ」「たんぽぽ」の支援を行います。
- 中学生を対象に、乳幼児と一緒に過ごす機会をつくり、少しでも乳幼児を理解してもらうことを目的に、乳幼児ふれあい体験学習を行います。

(2) 健康診査の充実

- 妊婦健診、乳児健診、1歳6ヵ月児健診、3歳6ヵ月児健診を実施し、疾病及び異常の早期発見とともに、栄養指導や保健指導などを行います。
- 乳幼児保健検討委員会での検討や療育教室への参加勧奨など健診後のフォロー体制の強化に努めます。

(3) 健康相談の充実

- 赤ちゃん相談を実施し、個別の栄養指導や保健指導を行い、育児支援を図ります。
- 相談の場を活用して、母親同士の情報交換やグループづくりの推進を図ります。

(4) 学校保健との連携の強化

- 学校保健との連携を図り、学童期、思春期の子どもについての情報の共有化に努めます。

(5) 訪問指導の実施

- 訪問指導などにより、個別の育児支援に努めます。
- 赤ちゃんと保護者、また周りの大人が心安らぐかけがえのないひと時を「絵本」を介してもつことを応援する運動「ブックスタート事業」を行います。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
1 歳 6 ヶ月児、3 歳 6 ヶ月児健診受診率	96.0%	97.0%
赤ちゃん相談利用者数	123 人	240 人
ブックスタート事業利用者数	65 人	75 人

3. 感染症対策の推進

施策の目的

予防接種の実施とともに、厚生労働省の指針に基づく新たな予防接種への対応を図り、感染症の予防をめざします。

現状と課題

予防接種は、感染症の発症・流行の予防を目的としており、本町では、個別接種として、B C G・三種混合・二種混合・日本脳炎・MR・子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌・高齢者のインフルエンザ、集団接種としてポリオを実施しています。

今後も「感染症を予防する」という観点から、保護者に対し、予防接種の必要性について理解を深めていく必要があります。

施策の方向

(1) 感染症の情報提供の推進

- 県の感染症サーベイランス*情報をもとに、町広報紙に疾病の流行情報を提供するとともに、予防についての知識の普及啓発を図ります。

(2) 結核予防対策

- 結核予防については、特に高齢者の発症が多いため、老人クラブなどを対象に健診の受診を呼びかけます。

(3) 未接種者への接種勧奨

- 乳幼児予防接種の未接種者に対しては、接種勧奨通知を送付し、接種率の向上に努めます。

(4) 各種予防接種の実施

- 予防接種の重要性を保護者に啓発し、医療機関との連携を図りながら、適切な時期に予防接種を実施し、感染予防を図ります。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
未接種者受診勧奨通知件数	154 件	180 件

*感染症サーベイランス：感染症法に規定された疾患の発生状況を調査・集計することにより、感染症の予防等に役立てるシステムのこと。

4. 地域医療対策の推進

施策の目的

住民のニーズに対応した医療体制とともに、広域的な救急医療体制の整備に努め、住民が安心して生活できる身近な医療体制の構築をめざします。

現状と課題

医療ニーズは近年、急速に多様化、高度化してきており、住民が安心して生活できるように、身近な地域で適切な医療が受けられるよう住民のニーズに対応した医療体制が望まれています。

現在、町内には病院2箇所、医院（診療所）12箇所、歯科医院8箇所があり、医療機関の数は充実しています。

また、広域的な連携のもと、救急医療体制の充実に努めてきています。

今後も、関係機関と連携し、地域医療体制の強化とともに、救急患者など様々な状況に対応ができる救急医療体制の強化を図る必要があります。

施策の方向

(1) 広報紙等による情報の提供

- 休日や夜間に受診できる医療機関の情報を知ることができる「救急医療情報システム」の活用促進の啓発に努めます。

(2) 救急医療体制の充実

- 尾鷲総合病院や医師会の協力を得て、在宅当番医制による一次救急医療体制や病院群輪番制による二次救急医療体制の維持に努めます。

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成22年度）	目標値（平成28年度）
保健・医療サービスや施設整備の状況	42.2	52

5. 国民健康保険事業の健全運営

施策の目的

国民皆保険体制の基盤として地域住民の健康増進に大きく寄与している国民健康保険制度の健全な運営を図ります。

現状と課題

国民健康保険制度は、被保険者が疾病や負傷等の際に安心して医療を受けられるよう、助ける制度として重要な役割を果たしています。

本町の医療費の状況は、食生活の変化に伴う生活習慣病による慢性疾患患者の増加や医療技術の進歩などによって医療費が増大しており、国保財政に深刻な影響を与えています。このため健康づくりへの住民の意識の高揚、医療費通知の送付、健康診査受診率の向上など医療費の適正化に取り組んできました。

しかし、近年、高齢化や医療技術の高度化などにより医療費は増加の一途をたどる一方、国民健康保険料の収入は伸び悩み、財政状況は極めて厳しい状況にあるため、今後の国民健康保険制度の改革も踏まえながら、財政基盤の強化に向けた施策を推進する必要があります。

□国民健康保険加入世帯数及び被保険者数の推移（各年度平均）

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
世 帯 数（世帯）		5,211	5,197	3,615	3,631	3,567
被保険者数 （人）	一 般	4,797	4,631	5,769	5,772	5,652
	退 職	1,814	1,916	543	424	446
	老 人	2,861	2,769	—	—	—
	後期高齢	—	—	3,571	3,622	3,670
合 計		9,472	9,316	9,883	9,818	9,768

資料：住民課調べ

□国民健康保険医療費の推移

(単位：円)

区 分		費用額	内訳			
			一般	退職	老人	後期高齢
平成 18 年度	総 額	4,614,805,402	1,389,050,246	723,356,346	2,502,398,810	
	一人当たり	487,256	289,627	398,763	874,659	
平成 19 年度	総 額	4,610,039,331	1,407,245,278	729,342,178	2,473,451,875	
	一人当たり	494,852	303,875	380,659	893,265	
平成 20 年度	総 額	4,949,923,482	1,940,877,243	196,045,532		2,813,000,707
	一人当たり	500,852	336,432	361,041		787,735
平成 21 年度	総 額	5,298,242,548	1,984,293,054	163,393,068		3,150,556,426
	一人当たり	539,646	343,779	385,361		869,839
平成 22 年度	総 額	5,676,694,881	2,098,112,370	200,444,258		3,378,138,253
	一人当たり	581,152	371,216	449,427		920,474

資料：住民課調べ

□国民健康保険料収納率

(単位：円)

区 分			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
紀北町	調定額	一般	525,244,120	517,289,585	466,121,981	456,438,027	438,092,812
		退職	144,273,186	152,333,239	51,365,292	45,587,280	47,988,092
		計	669,517,306	669,622,824	517,487,273	502,025,307	486,080,904
	収納額	一般	497,362,122	486,523,108	439,305,591	427,167,549	411,364,695
		退職	140,904,822	150,451,138	49,674,716	44,069,164	46,440,120
		計	638,266,944	636,974,246	488,980,307	471,236,713	457,804,815
	収納率		95.33%	95.12%	94.49%	93.87%	94.18%

資料：住民課調べ

□後期高齢者医療制度

(単位：円)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度
調 定 額	113,694,636	120,359,100	121,210,256
収 納 額	113,059,687	119,452,745	120,071,815
収 納 率	99.44%	99.25%	99.06%

資料：住民課調べ

施策の方向

(1) 収納対策の充実

- 納入通知書発送時に口座振替勧奨文を同封して口座振替の推進を図ります。
- 職員と国保相談員の連絡を密にし、戸別訪問を実施します。
- 悪質滞納者に対して預貯金、給与、生命保険解約払戻金などの差押えを行います。

(2) 医療費適正化の推進

- 引き続き国保連合会に点検事務（給付確認）を委託し、適正な点検事務を実施します。
- 医療費通知については、被保険者に健康に対する認識を深めるとともに国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的として、引き続き年6回実施します。

(3) 健康づくりの推進

- 特定健康診査、特定保健指導の効果的、効率的な実施を中核とした生活習慣病予防対策の充実強化を図ります。
- 多受診者、重複受診者に対する適正受診の指導などの充実強化を図ります。
- 町保健師による重複受診世帯、多受診世帯などに対する適正受診、食生活に関する訪問指導の充実強化を図ります。
- 町保健師による生活習慣病予防教室を継続して実施します。
- 町栄養士による栄養教室を開催し、「食による健康づくり」を課題に実施していきます。

(4) 広報活動の推進

- 国民健康保険制度全般についての周知を図るとともに、健康増進、疾病の発生予防、早期発見、早期治療の意識を高揚させるための広報活動に取り組みます。

(5) 高齢者医療制度への対応

- 平成20年度から原則75歳以上の方が加入することとなった後期高齢者医療制度については、現在、制度改正のための準備が進められており、国の動向を注視して柔軟に対応していきます。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成22年度）	目標値（平成28年度）
国民健康保険料収納率	94.2%	98.0%

第2節 社会福祉の充実

1. 地域福祉の推進

施策の目的

住み慣れた地域の中で支え合いながら健康でいきいきと暮らせるよう、だれもが積極的に参画できる地域福祉体制の確立をめざします。

現状と課題

経済の低迷、少子・高齢化の進行、人口の減少による核家族化の進行や近隣関係の希薄化など福祉を取り巻く環境が厳しくなる中、個人が人として尊厳をもって、子どもから高齢者まで、男性も女性も、障がいの有無にかかわらず慣れ親しんだ環境の中でいきいきとして生活できる福祉社会を実現することが求められています。

本町では、「地域の人とは地域で互いに支えていこう」という相互扶助意識の高揚を図っていくため、社会福祉協議会、福祉委員、地域のボランティア、民生委員・児童委員、NPO*などによる地域ぐるみの福祉活動が継続して実施されています。

今後は、地域福祉活動をより一層強化・充実させるために、地域と保健、福祉などの行政機関、医療機関及び企業などとのさらなる連携と活動体制の強化が必要です。

また、住民の困りごとや悩みごとを解決し明るい幸せな家族づくりや快適で住みよいまちづくりのために無料法律相談や行政相談などを開設しており、今後も一層相談事業の充実に努めます。

□各種相談員・奉仕員等一覧表

区 分	民生委員・児童委員	身体障害者相談員	知的障害者相談員	母子福祉協力員
人員数	69 人	1 人	1 人	8 人

平成 23 年 4 月 1 日現在

資料：福祉保健課調べ

*NPO (Nonprofit Organization)：民間非営利団体。

施策の方向

(1) 地域支援体制の強化

- 地域福祉の推進に大きな役割を担う民生委員・児童委員をはじめとして、保健・福祉・医療などの各分野の専門家やボランティア団体などが協働して地域福祉活動に取り組む気運を醸成するための地域支援体制の強化を図ります。

(2) 地域福祉サービスにおける人材の育成・確保

- 民生委員・児童委員など、地域福祉活動を担う人材育成を図るため、担い手を対象とした研修会の充実を図ります。
- 社会福祉協議会などと連携し、啓発活動やイベントを通じて、地域住民の福祉に対する意識改革やボランティア活動への参加の呼びかけを引き続き実施しています。
- 各種研修会の開催などにより、地域住民全体の資質の向上に努めます。

(3) 地域福祉計画の推進

- 地域住民の意見を十分に反映させながら、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱となる地域福祉計画の策定を推進していきます。

(4) 各種相談体制の強化

- 地域の身近なところで各種の相談を受けることができ、相談結果に適応したサービスが受けられるよう支援します。

(5) 社会福祉協議会の活動支援

- 社会福祉協議会は、社会福祉法の中で、地域福祉に関する活動へ住民が参加するための援助などを実施しており、この活動の核となる社会福祉協議会の活動を支援し、地域ぐるみの活動を推進し、地域福祉の向上をめざします。

(6) 無料法律相談や行政相談の継続

- 無料法律相談や行政相談を引き続き実施します。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
ボランティア団体登録数	27 団体	32 団体
ボランティア団体登録者数	471 人	500 人

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
福祉サービスや施設整備の状況	45.9	58

2. 高齢者福祉の推進

施策の目的

高齢者保健福祉計画に基づき、介護予防を柱とした各種施策を総合的、計画的に推進し、すべての高齢者が健康で生きがいを感じる元気なまちの形成をめざします。

現状と課題

本町の平成22年国勢調査結果における高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は36.6%で、全国平均の23.0%や三重県平均の24.3%を大きく上回っています。

このような高齢化の急速な進展に伴い、さらなる高齢者対策に関する方向を定め、高齢者が互いに支え合い健康でいきいきと暮らせるまちづくりをめざすため、「紀北町高齢者保健福祉計画」に基づき高齢者対策を推進しています。

また、高齢化率の上昇に伴う介護給付費の増加という状況を踏まえ、介護が必要な高齢者には従来のサービスを提供していく一方で、軽度認定者・二次予防事業の対象者*及び一般高齢者を対象とする予防型サービスの充実を図ることも重要な課題となっています。

さらに、高齢者一人ひとりが在宅で安定した生活を継続していくためには、地域の中での生活を維持し、自分らしい生活を送ることができるような自立支援体制を構築していくことが大切です。

そのため、家庭、地域社会、職場、学校などで、世代を超えた福祉活動により高齢者との関わりを深めたり、理解を深めたりする取り組みを進め、住民が高齢者問題を自らの問題としてとらえる地域福祉意識の高揚を図ることが求められています。

□高齢者人口等の状況

65歳以上人口	人口比	ひとり暮らし老人 (75歳以上)	ねたきり老人	老人クラブ数
6,702人	35.50%	894人	62人	37クラブ

平成23年3月31日現在

資料：福祉保健課調べ

*二次予防事業の対象者：将来、要支援・要介護となるおそれのある高齢者。かつての特定高齢者にかわる用語。

施策の方向

(1) 地域におけるケア体制の確立

- 保健・医療・福祉の総合的な推進を図るため、地域ケア会議の活動強化を図ります。
- 「地域防災計画」に基づく高齢者世帯に対する災害時の支援対策に努めます。
- 地域で高齢者が安全に安心して暮らせるよう、災害時要援護者名簿の更新や緊急通報システム事業などを実施します。

(2) 高齢者の健康づくりや生きがいづくりへの支援

- 教育部門と連携し、健康づくりウォーキングの推進や文化・学習などに関する生涯学習の充実を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、シルバー人材センターの活性化を支援します。

(3) 老人ホーム等の施設サービスの向上

- 町営の老人ホーム（養護・特別養護）における入居者が、安全で安心できる住環境の整備に努めます。
- 施設の運営のあり方については、調査・研究を行っていきます。

(4) 介護予防の推進

- 介護予防事業は、今後も対象者の把握や専門家による相談や教室の開催など、事業や制度の浸透を図るように努めます。また、事業の受入体制の整備を推進します。

(5) 包括的支援の推進

- 「地域包括支援センター」事業の周知を図り、住民が利用しやすい体制づくりに努めます。また、地域の実態やニーズの把握、関係機関との連携など、地域支援ネットワークの構築に取り組んでいきます。

(6) 家族介護支援の実施

- 総合的な相談機能を充実していくとともに、介護者相互の交流会の開催をはじめとする介護者への支援を強化し、介護者の負担の軽減を図ります。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
緊急通報装置の設置件数	201 件	250 件
ふれあいサロン利用者数	664 人	700 人
シルバー人材センター登録者数	72 人	150 人

3. 児童福祉の推進

施策の目的

町全体で子育てを支援する視点に立ち、多面的な子育て支援施策を総合的、計画的に推進し、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境づくりをめざします。

現状と課題

わが国では、核家族化の進行や夫婦共働き家庭の増加、子育てに不安や負担を感じる夫婦の増加、家庭や地域の子育て機能の低下など、児童や家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、晩婚化や未婚率の上昇などにより出生率が低下し、少子化が進んでいます。一方、両親が子育てと仕事を容易に両立でき、地域において安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに成長できる環境づくりへのニーズが多様化しています。

本町には町立の認可保育所1箇所とへき地保育所1箇所（休園中）、私立保育所が7箇所あり、次代を担う児童の健全育成に努めていますが、新たな子育て支援に対するニーズが多様化しており、支援内容の一層の充実が求められています。町は、子育て支援に資する施設の運営費などの助成を図り、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て支援センターの運営助成を実施していくなど子育て支援に対する助成を引き続き実施していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、平成22年度を初年度とした次世代育成支援対策地域行動計画の後期計画に基づき、家庭や地域の「育児力」を高めるとともに、子どもたちが健康で豊かな心をもつ人間として成長し、子どもたちが自ら「生きる力」を身に付け、また、子育てに伴う喜びが実感されるよう、安心して産み育てることができる環境の整備をめざし、少子化の進行抑制に向けて努めていきます。

□保育所の状況

(単位：人)

区 分		定 員	措置人数
ひかり保育園	私 立	60	68
ふらここ保育園	私 立	30	22
ひがし保育園	私 立	60	51
三浦保育園	私 立	20	11
こひつじ保育園	私 立	30	27
相賀幼児園	私 立	120	108
上里保育園	私 立	60	73
志子保育所	町 立	30	9
赤羽保育所	町 立	40	休園

平成 23 年 4 月 1 日現在

資料：福祉保健課調べ

施策の方向

(1) 次世代育成支援対策地域行動計画の推進

- 平成 21 年度に策定した、次世代育成支援対策地域行動計画の施策の推進に努めます。

(2) 保育サービスの充実

- 町立保育所の適正な運営や施設整備に努めるとともに、町内に 7 箇所ある私立保育所に対する運営費助成措置の継続に努めます。
- 障がい児保育、乳児保育などの特別保育の充実に努めます。
- 学童保育の充実に努めます。

(3) 子育て家庭への支援

- 少子化対策として、地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、子育ての不安や悩みの解消を図るため、地域子育て支援センターなどの事業の継続と充実に努めます。
- 保護者負担保育所保育料の軽減措置の継続に努めます。

(4) 児童公園の整備

- 児童公園などの子どもたちが安全で安心して遊べる場所の確保や遊具などの安全点検に努めます。

(5) 児童相談体制の充実

- 児童虐待や不登校、非行の低年齢化に対応するため、町、児童相談所、学校、民生委員・児童委員、警察などで構成している要保護児童対策地域協議会を通して、適切な対応を図ります。
- 重症心身障がい児に関する療養介護などについて、助言、指導を行える体制づくりに努めます。

(6) 乳幼児（子ども）医療費助成による支援

- 医療費の一部を助成する乳幼児（子ども）医療費助成制度の継続と拡大に努めます。

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
保育・子育て環境	49.5	59

4. ひとり親家庭等の福祉の推進

施策の目的

ひとり親家庭の安定とその福祉の充実に向けて関係機関との連携を重視し、適切な施策を図り、ひとり親家庭の児童の健全な育成を支援します。

現状と課題

近年の社会環境の変化に伴い、離婚の増加など、ひとり親家庭は年々増加傾向にあります。

本町では、次世代育成支援対策地域行動計画に基づき、ひとり親家庭等に対して、子育て支援・生活支援策、就業支援策のほか社会的、経済的に自立が図られる支援として、母子、寡婦福祉資金の貸付け、相談指導、ひとり親家庭等医療費の助成、児童扶養手当の支給などの施策を実施しています。

ひとり親家庭は、生計の維持と子どもの養育という二重の責任のもと、社会的、経済的、精神的に不安定な状態に置かれがちであることから、その家庭の児童の健全な育成を図るため、家庭の現状を把握しつつ、今後も総合的にきめ細やかな支援を図る必要があります。

施策の方向

(1) 生活指導、相談等の充実

- 民生委員・児童委員、家庭生活指導員など専門機関の協力を得て、ひとり親家庭の的確な把握に努め、住宅の問題、児童の教育、就職などの諸問題に対し適切な相談、指導を実施し、経済的自立の向上に努めます。
- 関係機関との連絡を密にし、福祉資金の活用を促すなど自立に必要な事後指導の強化を継続して実施していきます。

(2) ひとり親家庭等医療費助成による支援

- 医療費の一部を助成するひとり親家庭等医療費助成制度の継続に努めます。

5. 障がい者（児）福祉の推進

施策の目的

障がい者施策を総合的、計画的に推進し、すべての障がい者が地域社会の一員として自立し、安心して暮らせる社会の実現をめざします。

現状と課題

平成23年4月1日現在、本町の身体障害者手帳の保持者は、1,042人、療育手帳保持者は140人、精神障害者手帳の保持者は76人となっています。

本町では、障害者自立支援法の施行などを踏まえ、各種障がい者サービス量の確保を図ってきたほか、障がい者の自立と社会参加に向けた多様な施策を推進してきました。

また、平成18年10月より尾鷲市と共同で相談支援などを行う地域生活支援事業として、紀北地域障がい者総合相談支援センター「結」を設立し、障害者相談支援事業・障害児等療育支援事業を実施しています。

しかし、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化が進んでおり、障がい者施策の一層の充実が求められています。

このような中、本町では平成23年度に、障がい者支援に関する各種施策・事業を点検し、実情に即した新たな事業展開を図るため、これまでの計画を見直し、新たな障がい福祉計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、障がい者が地域の中で自立し、安心して暮らせる社会づくりを町や障がい者関連事業者のみならず住民とともに進めていく必要があります。

施策の方向

(1) 障害者自立支援法の円滑な運用

- 働く意欲のある障がい者に対する就労支援、継続的な相談支援、また、入院・入所している障がい者の地域生活への移行支援の強化が求められています。今後も障がい福祉サービスの提供を確保するため、サービスの数値目標や見込み量の把握に努めます。

(2) 紀北地域障がい者総合支援センターの運営

- 引き続き、尾鷲市と共同で紀北地域障がい者総合相談支援センター「結」に委託し、相談・支援体制の充実に努めます。

(3) 障がい者（児）の地域生活支援

- 日中活動の場（生活介護・就労継続支援）やグループホームなどの充実、相談支援体制の充実に努めます。また、就労支援の強化を図ります。

(4) 施設サービスの充実

- 通所施設への通所希望者が多数見込まれることから、紀北広域連合、尾鷲市、関係機関などと協力しながら、施設の増改築や改修などを早急に検討します。
- グループホームなどの設置にあたっては、地域ぐるみでの検討や支援に努めます。

(5) 障害者（児）医療費助成による支援

- 医療費の一部を助成する障害者（児）医療費助成制度の継続と拡充の検討に努めます。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
グループホームの設置数	1 箇所	2 箇所
手話通訳者登録者数	0 人	2 人
社会福祉士の配置人数	3 人	3 人
精神保健福祉士の配置人数	1 人	2 人

6. 低所得者福祉の推進

施策の目的

生活に困窮するすべての人に対し、最低限の生活を保障するとともに、自立を助長する生活保護制度に基づき、低所得者福祉の推進を図ります。

現状と課題

高齢者社会の急激な進行、長期にわたる景気の低迷などにより格差社会が急速に進む中、被保護世帯数は増加傾向にあります。これらの社会的な弱者は日常様々な不安を感じながら日々生活しています。これらを支えるために地域の実情に応じた適切な生活相談や指導を進めるとともに、民生委員・児童委員や各機関と連携を密にして支援策を進めていく必要があります。

本町では、社会保障制度による生活保護制度について三重県をはじめとする関係機関と連携強化のもと、支援を進めていくとともに、紀北町社会福祉協議会において低所得者、知的障がい者世帯、高齢者世帯などを対象とした各種貸付事業を行うなど社会的・経済的生活自立を促進しています。

施策の方向

(1) 生活相談等の充実

- 生活保護世帯などの自立更生及び生活安定のために、三重県や民生委員・児童委員をはじめ関係機関と連携して生活相談や就労指導などを行い、健康で文化的な最低限の生活が確保されるような自立支援に努めます。

(2) 支援体制の充実

- 生活水準を維持するための援護対策に終始することなく、地域住民や公的機関による精神的な援護活動を展開するとともに、それぞれの世帯が自立更生できるような支援体制の確立に努めます。

7. 国民年金

施策の目的

老後の収入を保障し、健全な国民生活の維持を支える国民年金制度の適正な運用と啓発を図ります。

現状と課題

国民年金制度は、将来の安定的な生活を保障する制度の一つとして創設され、現在では高齢者のほとんどの世帯で年金を受給し、収入の多くを占めています。しかし、個人年金の普及や若年層に多く見られる無関心などによる長期未納者が増加しており、これら未納者に対する年金受給権の確保が重要になっています。

今後、少子高齢化が加速することが見込まれる中、国民年金の果たす役割はますます大きなものとなることが予想されることから、国民年金制度に対する住民の理解を深めていく必要があります。

□国民年金の状況

区 分		平成 22 年度末	備考
被 保 険 者		2,868 人	
保 険 料 免 除 者 数		912 人	
保 険 料 納 付 率		69.70%	
受給権者数・金額	老 齢 基 礎 年 金	6,398 人 4,207,402 千円	
	通 算 老 齢 年 金		分類なし
	老 齢 福 祉 年 金	1 人 404 千円	
	障 害 基 礎 年 金	446 人 390,762 千円	
	遺 族 基 礎 年 金	64 人 42,870 千円	
	寡 婦 年 金		分類なし

資料：住民課調べ

施策の方向**(1) 国民年金制度の広報及び啓発活動の推進**

- 年金保険料の納付については、年金保険料前納制度や口座振替の促進を積極的に推進し、未納者の減少に努めます。
- 日本年金機構と連携して国民年金制度の必要性を周知し、啓発活動に努めるとともに年金に関する相談を実施します。
- 低所得者や失業者などの年金保険料が納付困難な対象者には、申請免除制度の啓発に努めます。

8. 介護保険

施策の目的

これからも「予防重視」型サービスをさらに充実させるとともに、高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、介護・医療・予防・生活支援サービスが提供される「地域包括ケアシステム」の実現をめざします。

現状と課題

本町では、尾鷲市と共同で設置した紀北広域連合が保険者となり、介護保険事業計画の作成、保険料の平準化、介護認定審査会の設置、条例・規則の制定などの事務を行い、申請、相談業務などについては各市町が行っています。

これまで、関係機関と連携し、要支援・要介護になるおそれのある高齢者に対する介護予防策として、地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）を実施し、予防重視型のシステムの定着を進めてきました。また、地域における総合的なケアマネジメントを担う中核機関である地域包括支援センターと連携し、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護など地域包括ケアの確立に努めてきています。

今後は、紀北広域連合が策定した第5期介護保険事業計画に基づき、認定調査からサービス利用に至る総合的な推進体制の強化を図る必要があります。

施策の方向

(1) 介護サービスの充実

- 紀北広域連合と連携のもと、サービス内容の周知はじめ、認定調査からサービス利用に至る総合的な推進体制の強化を図り、持続可能な事業展開を図ります。
- 総合相談の拠点である、地域包括センターをはじめ、高齢者関連施設・機能の整備・確保、必要な人材の確保を図ります。
- 「紀北広域連合介護保険事業計画」に基づき、介護基盤の整備を促進します。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
地域密着型サービスの施設数	5 箇所	11 箇所

第3節 人権の尊重

1. 人権施策の推進

施策の目的

あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進し、すべての人がお互いの人権を尊重しともに生きる社会づくりをめざします。

現状と課題

基本的人権が尊重される、自由で平等な社会の実現がすべての人々の願いです。人権の侵害は、いかなる理由があっても許されません。しかし、社会構造が複雑化し、現実には子ども、女性、障がいのある人、高齢者、外国人などに対する人権が侵害される事象が数多く存在しています。

本町では、差別のない、人権が尊重される明るく住みよい社会を実現するための施策を推進してきましたが、高度情報化に伴う個人情報の流出やインターネットを悪用した人権侵害、配偶者からの暴力、高齢化の進行などに伴う人権に関する新たな課題も生じてきています。

今後は、これまでの取り組みを十分に踏まえ、人権教育や人権啓発を効果的かつ継続的に推進していく必要があります。

施策の方向

(1) 人権啓発活動事業の推進

- 人権尊重社会の実現に向け、関係機関との連携のもと、効果的な啓発活動を展開します。
- 複雑多様化する人権侵害に対応するため、人権教育などを通じて住民一人ひとりの人権意識の高揚に努めます。

(2) 人権相談の充実

- 人権相談の周知に努め、被害者救済のための支援体制の充実を図ります。

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成22年度）	目標値（平成28年度）
人権尊重の状況	51.7	70.0

2. 男女共同参画の推進

施策の目的

男女共同参画基本計画の策定のもと、意識づくりを進めながら、あらゆる分野における男女共同参画を促進し、男女共同参画社会の形成をめざします。

現状と課題

平成 11 年の男女共同参画社会基本法の施行から様々な法律や施策が取り組まれ、徐々に男女共同参画社会実現に向けての気運は高まりつつあります。しかし、少子高齢化など社会の急激な変化の中にあって「男は仕事、女は家庭」という固定観念はなかなか捨てられず、あらゆる場面でそれが障壁となっています。

男女がともに家庭・職場・地域など多くの分野で個性と能力を発揮し、活躍できる社会の形成を図るとともに、性別にかかわらずともに支え合うための啓発活動や環境づくりに努めることが大切です。

今後は、指針となる「男女共同参画基本計画」の策定のもと、男女共同参画のための意識づくりや社会環境づくり、男女がともに豊かで安心できる暮らしづくりに向けた各種の施策を総合的、計画的に推進していく必要があります。

施策の方向

(1) 男女共同参画基本計画の策定・推進

- 掘り起こした課題を反映した「男女共同参画基本計画」の策定のもと、女性があらゆる分野で活躍できるよう改善に努めます。
- 男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実を図ります。

(2) 女性の社会保障制度等の充実

- 女性が経済社会で広く活躍し、家庭や地域ほかあらゆる場面において不自由なく生活するには制度充実が必要であることから、女性のための社会保障制度などの改善を国・県に要請していきます。
- 育児・介護休業制度の普及促進や女性の雇用促進、事業所への男女共同参画に関する啓発など家庭と仕事の両立支援に努めます。

(3) 各審議会等への女性委員の登用促進

- 審議会などの委員については、常に女性が登用できるよう委員選考に配慮をしていきます。

(4) 様々な悩みに対応できる相談体制づくり

- 広域的な相談体制確立の可能性や、既存の相談窓口などとの連携を視野に、有効で可能性のある方法を調査・実行していきます。

(5) 女性グループへの支援と人材の育成

- 現在の支援を継続し、より優秀な人材が育つよう課題に取り組んでいきます。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
各審議会等への女性委員の登用促進	20.3%	30.0%

第3章 地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり

第1節 産業の振興

1. 農業の振興

施策の目的

多面的な農業振興施策を総合的、計画的に推進し、安全・安心な食を提供する自立した農業・農村の実現をめざします。

現状と課題

本町の農業は、水田、果樹、畜産を主体に経営されていますが、経営基盤は、極めて弱く、ほとんどの農家は、他の産業で働きながら生計をたてる兼業農家です。

2010年世界農林業センサスによると、総農家数は345戸、そのうち販売農家が135戸で、全体の39.1%となっています。また、耕地面積のうち経営耕地面積は122ha、そのうち田が102ha、畑が8ha、樹園地が12haという状況です。

本町ではこれまで、県と連携を図り、中山間地域総合整備事業において、農業生産基盤の整備や生活環境基盤の整備を行いながら、中山間地域の立地条件を生かす、活力ある地域づくりをめざして事業を推進してきました。

今後の農業を考える上では、担い手や後継者の育成が急がなければならない施策の最重要課題としてあげられます。

町としても若手後継者や担い手の育成や農業に参入しやすい環境整備の構築とともに、町内営農状況の把握を行い、農作物に応じた、農産物の高付加価値化・特産化・地産地消に向けた支援を行っていく必要があります。また、異業種（林業・水産業）と連携した産業振興体制の構築も必要となっています。

一方、有害鳥獣による農作物被害の防止や、耕作放棄地の解消などを地域ぐるみで行い、農業を安心して行える生産現場の確保を行うことも、今後の農業振興を考える上で重要な課題となっています。

□総農家数

(単位：戸)

区 分 年 度	合 計	販 売 農 家				自給的農家
		計	専 業	第1種兼業	第2種兼業	
平成2年	737	382	54	44	284	355
平成7年	613	326	61	41	224	287
平成12年	467	242	60	12	170	225
平成17年	408	178	56	10	112	230
平成22年	345	135	58	7	70	210

資料：2010年世界農林業センサス

□経営耕地面積規模別経営体数

(単位：経営体)

区 分 年 度	合計	例外 規定	0.3ha 未満	0.3～ 0.5	0.5～ 1.0	1.0～ 1.5	1.5～ 2.0	2.0～ 3.0	3.0ha 以上
平成2年	382	25	—	171	151	26	1	6	2
平成7年	326	15	—	141	129	25	4	7	5
平成12年	242	8	—	89	108	21	4	6	6
平成17年	182	—	8	58	88	14	3	5	6
平成22年	137	—	4	46	55	15	5	5	7

※経営体数は、販売農家数及び農業事業体等数

資料：2010年世界農林業センサス

□農産物販売金額規模別経営体数

(単位：経営体)

区 分 年 度	合計	販売 無し	100 万円未満	100～ 200	200～ 300	300～ 500	500～ 1,000	1,000～ 2,000	2,000～ 3,000	3,000 万円以上
平成2年	382	87	230	24	8	8	10	9	3	3
平成7年	326	78	197	16	10	7	10	4	2	2
平成12年	242	92	116	13	4	5	5	5	1	1
平成17年	182	87	69	12	2	1	7	3	—	1
平成22年	137	56	60	5	4	4	3	1	1	3

※経営体数は、販売農家数及び農業事業体等数

資料：2010年世界農林業センサス

□耕地の種類別面積

(単位：ha)

区 分 年 度	耕地面積合計	田	畑	樹園地
平成2年	442	250	55	137
平成7年	406	239	44	123
平成12年	382	230	41	111
平成17年	367	227	45	95
平成22年	317	193	124	

資料：農林漁業統計年報

□販売農家人口（世帯員数）

（単位：ha）

年 度	区 分	男性	女性	計
平成 2 年		1,255	1,361	2,616
平成 7 年		999	1,062	2,061
平成 12 年		726	749	1,475
平成 17 年		272	271	543
平成 22 年		186	193	379

資料：2010 年世界農林業センサス

施策の方向

（1）農用地の利用促進

- 農業振興地域整備計画や紀北地域農村振興基本計画などに基づき、中山間地域総合整備事業などを活用し、農地の効果的な利用集積や農用地の保全と基盤の整備に努めるとともに、耕作放棄地の農地利用を促進します。
- 地域の実情に応じた土地利用を図るため、農地を効率的に管理活用できる農地基本台帳を整備し、その活用を図ります。

（2）農産物の生産拡大

- 風土にあった品種の作付けと主要産物の生産拡大を行うための環境を整備し、農業協同組合及び関係団体と連携して有機野菜などの付加価値・品質の向上に努めるとともに、特産品の開発を促進します。
- 生産者と消費者の交流とともに、トレーサビリティ^{*}の導入など地域で生産された安全で安心な農作物の提供や地産地消、食育の推進を図ります。

（3）有害鳥獣対策の推進

- 有害鳥獣による農作物被害の防止策として、防護柵などの設置に対して助成を行います。
- 専門機関と連携し、対策獣別の新しい被害防止策の導入を図ります。
- 地域ぐるみで有害鳥獣対策を行う体制づくりを支援します。

（4）近代化資金等資金制度の活用推進

- 制度資金を活用して、施設の更新や近代化を進めるとともに、堆肥などの資源としての有効利用を推進します。

^{*}トレーサビリティ：水産物や農産物、肉などの食品について、生産流通の履歴を管理して追跡できる仕組み。

(5) 農業後継者の育成

- 優良な農業経営体と経営感覚に優れた意欲ある担い手が、農業生産の主力となるよう支援をし、農業後継者の育成に努めます。
- 地域コーディネーターの確保など相談・指導体制の強化や研修・交流機会の提供などを通じ、後継者や新規就農者の育成・確保に努めます。
- 新規参入者が事業しやすい環境づくりを促進します。

(6) 農村集落の環境整備

- 中山間地域総合整備事業などにより、農村の生活環境整備を進めます。
- 県や関連機関と連携し、地域での農村活性化策への支援を行います

(7) 体験型農業の推進

- 体験型農業の受け入れ可能な農家を増やしていくとともに、商工観光関係機関等と連携のもと、ファミリー層対象の農業体験を通じた都市との交流を支援します。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
認定農業者数	19 人	25 人

2. 林業の振興

施策の目的

森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、合理的な森林施業の促進や地元材の利用促進など林業の活性化をめざします。

現状と課題

林業は、全国的に生産活動が停滞傾向にあり、これに伴い、水源のかん養、国土や自然環境の保全、地球温暖化の防止などの森林の持つ多面的機能の低下が懸念されています。

本町の林業は、総面積（257.01km²）の90%近くを森林が占め年間を通じて温暖で降水量が多いという育林に恵まれた気候条件のもと、古くから林業が盛んな地域であり、そのほとんどをヒノキの人工林が占めています。

こうした町のヒノキ材は、高度な育林技術と製材・乾燥技術などにより消費地では、「尾鷲ヒノキ」ブランドとして高い評価を受けています。

また、東京都港区と協定を締結し、町産材の利用拡大を図っています。

しかし、木材需要の停滞や価格の低迷など林業を取り巻く情勢が厳しさを増す中で、林業従事者の減少・高齢化とともに、ニホンジカなどの獣害対応による経費負担増とも相まって、生産活動が停滞し、森林機能の低下が懸念されています。

特に、水源のかん養や地球温暖化の防止等の機能への要請が強まる中で、森林を適正に整備・管理し、その機能を最大限に発揮させる取り組みが求められており、住民や森林所有者に森林の機能や整備の啓発を進めるとともに、森林組合を中心に合理的な森林整備を進めていく必要があります。

□山林保有規模別林家数

（単位：戸）

規模別	計	1ha 以上 5ha 未満	5 ～ 10	10 ～ 20	20 ～ 30	30 ～ 50	50～100	100ha 以上
総数戸数	778	588	82	50	14	12	15	17

平成 23 年 4 月 1 日現在

資料：農林水産課調べ

□ 森林面積等の状況

(単位：ha, %)

区分			立木地				無立木地		竹林	その他	合計
			人工林	天然林	計	人工林率	伐採地	未立木地			
国有林			1,938	2,676	4,614	42	－	310	－	－	4,924
民 有 林	公 有 林	県有林	158	78	236	67	2	1	－	1	240
		町有林	1,277	2,662	3,939	32	10	－	－	40	3,989
		小計	1,435	2,740	4,175	34	12	1	0	41	4,229
	私 有 林	緑資源機構所有林	635	207	842	76	16		－	12	870
		企業等所有林	2,161	926	3,087	70	6	1	1	52	3,147
		個人所有林	7,356	1,615	8,971	82	65	3	10	21	9,070
		その他	454	278	732	62	－	－	－	1	733
		小計	10,606	3,026	13,632	78	87	4	11	86	13,820
	小計		12,041	5,766	17,807	67	99	5	11	127	18,049
合計			13,979	8,442	22,421	62	99	315	11	127	22,973

平成 23 年 4 月 1 日現在

資料：農林水産課調べ

施策の方向

(1) 森林施業の効率化の推進

- 国が目標とする「森林・林業再生プラン」に基づき、施業箇所の集約化や高性能林業機械の導入、地理情報システム（GIS）導入による森林管理の簡素化などを進めます。
- 林産物の搬出・施業の効率化や大型林業機械の有効利用のため、林道の新設や改良などの整備を総合的に推進します。

(2) 計画的な間伐、保育の促進

- 森林組合、行政及び森林所有者が一体となって、尾鷲ヒノキ優良材の生産を促進するため、「紀北町森林整備計画」を策定のもと、長期的な施業計画のもとに間伐・保育などを積極的に推進します。

(3) 生態系豊かな森林作りの推進

- 伐採跡地については、計画的な植林の推進に努めるほか、広葉樹の植林なども行い、シカなどの有害鳥獣による被害対策や研究を進めながら、野生動物との共存や保水能力を高める災害防止など林地荒廃の防止などを推進するとともに、二酸化炭素削減など環境対策につながる森林づくりに努めます。

- 森林がもつ保健・保養的な役割を有効に活用し、森林体験などの時代のニーズに合ったふれあいのある憩いの場としての森林の整備を推進します。

(4) 林業集約化など経営合理化の推進

- 森林組合などによる、育林技術の改良普及や小規模所有者などの一括管理を進め、総合的な施業体制や近代的・合理的な林業経営の確立を推進します。

(5) 新規就労者の確保の推進

- 森林組合などと連携し、作業の近代化、省力化などを進め、就業条件の改善を図るとともに、安定的な雇用体制と福利厚生の改善を図るなど魅力ある職場づくりを支援します。
- 若年労働者や新規就労者を育成するため、研修施設などの場の提供や各種研修への参加を推進します。
- 新規参入者が事業しやすい環境づくりを促進します。

(6) 地元材の普及の推進

- 製材技術や人工乾燥技術などの向上を積極的に促進します。
- 地元材住宅の普及に努め、木材協同組合などと連携し、構造材だけでなく多様な利用方法による需要拡大、販路拡大を促進します。
- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、町営住宅など公共施設をはじめ地元材を使用した住宅建築を促進し、地元材の需要拡大に努めます。
- 間伐材の利用については、市場や需要の動向を踏まえ、活用を推進します。

(7) 体験型林業の推進と後継者育成の推進

- 美しい森林を形成する育林技術を学び、育林に対する理解を深める体験プログラムを推進するとともに、商工観光関係機関との連携のもと、林業体験を通じた都市部との交流を支援します。
- 代々伝わる地元林業を体験する環境を整えるとともに、伝統産業を受け継ぐ後継者の育成を支援します。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
林道延長	204,210 m	210,000 m

3. 水産業の振興

施策の目的

安全・安心な水産物の提供と高付加価値化に向け、多面的な環境整備や漁業者への支援を図り、水産業の活性化をめざします。

現状と課題

本町の基幹産業の一つとなっている水産業は、全国でも有数の水揚げを誇った昭和50年代をピークに減少しており、近年の「健康志向」及び近隣諸国の魚食文化の高まりの影響を受け、水産物の需要は高まりつつあるものの、魚価は低迷状況にあり、加えて水産資源の状況も悪化していることから依然として厳しい状況が続いています。一方では漁業従事者の高齢化、設備の老朽化が進む中、担い手の育成と設備投資による労力の軽減化が深刻な問題となっています。

さらには、東日本大震災津波による、甚大な漁業被害も生じており、特に当町引本浦地区の魚類養殖等に甚大な被害が生じている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、津波被害からの一日も早い復旧・復興に向け、国・県と連携して支援していくとともに、漁獲サイズの適正管理による水産資源の保護、高値で取り引きされる活魚の水揚げ割合を高めることによる漁獲高の増大、主要道路へのアクセス整備による水産物の流通加工体制の強化を進めるとともに消費者が安心して水産物を購入できるようトレーサビリティ^{*}などの導入や水産物の高付加価値化も重要課題となっています。

^{*}トレーサビリティ：水産物や農産物、肉などの食品について、生産流通の履歴を管理して追跡できる仕組み。

□漁船隻数の推移

(単位：隻)

	総隻数	無動力船隻数	船外機付船隻数	動力船規模											
				隻数											
				計	1 t 未満	1 t ~ 3 t	3 t ~ 5 t	5 t ~ 10 t	10 t ~ 20 t	20 t ~ 30 t	30 t ~ 50 t	50 t ~ 100 t	100 t ~ 200 t	200 t ~ 500t	総トン数 (t)
平成 15 年	636	53	129	454	49	257	80	24	29	—	1	10	4	—	2,876
平成 16 年	683	62	134	487	55	265	90	26	35	—	—	8	4	4	2,588
平成 17 年	656	62	136	458	50	249	82	27	32	1	—	9	4	4	4,528
平成 18 年	601	49	118	434	50	238	77	24	29	1	—	7	4	4	4,300
平成 20 年	561	21	146	394	33	244	59	21	27	—	2	3	5	—	2,314

資料：平成 18 年度までは三重県漁業地区別統計表、平成 20 年度は 2008 年漁業センサスによる

□漁業経営体数の推移

(単位：経営体)

区 分		平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 20 年
漁船漁業	無 動 力	—	—	—	—	—
	動力 1 t 未満	48	57	62	59	18
	1 ~ 3 t	162	153	145	144	136
	3 ~ 5 t	24	25	24	25	32
	5 ~ 10 t	15	16	17	16	14
	10 ~ 20 t	17	18	16	15	11
	20 t 以上	17	14	14	13	11
	計	283	283	278	272	222
浅海面養殖漁業	の り	8	7	5	5	5
	力 キ	19	17	18	17	24
	真 珠	3	3	2	2	2
	ブ リ	3	6	4	3	1
	マ ダ イ	50	49	42	35	27
	そ の 他	5	8	8	6	4
	計	88	90	79	68	63
大 型 定 置 網		6	6	6	6	7
小 型 定 置 網		35	34	38	35	29
地 び き 網		4	3	4	4	0
総 計		416	416	405	385	321

資料：平成 18 年度までは三重県漁業地区別統計表、平成 20 年度は 2008 年漁業センサスによる

施策の方向

(1) 漁業経営の合理化と近代化

- 漁業経営の近代化を目的とした設備投資への利子補給を行い、経営の合理化・近代化を促進します。

(2) 水産資源の維持

- 種苗放流による水産資源の回復に努めるとともに、資源の適正管理による資源保護をめざします。
- 磯清掃などによる漁場環境の保全に努めるとともに、築いそ・藻場造成・育林などによる豊かな漁場づくりを促進します。
- 養殖漁場の環境改善や関係機関との連携に努め、魚価の安定・漁業所得の向上に向けた取り組みを行います。また、新たな魚種の養殖に向けた取り組みを支援します。

(3) 流通体制の強化と高付加価値化

- 紀北町の特産品となるよう、水産物の流通加工体制の強化を支援します。
- トレーサビリティ^{*}の導入など安全・安心な水産物の提供を促進します。
- 水産物のブランド化などについて、県や関係機関と連携して高付加価値化を支援します。
- 市場の活性化を支援します。

(4) 漁業後継者等の育成・確保

- 漁業体験などを通じてまちの漁業を周知することにより後継者の育成・確保に努めます。また、外国人漁業研修生の受入れについても引き続き取り組んでいきます。
- U J I ターン^{*}などによる漁業就労者への環境改善を促進するとともに、漁業従事者が生涯現役として生きがいをもって漁業に従事できる環境整備を促進します。

^{*}トレーサビリティ：水産物や農産物、肉などの食品について、生産流通の履歴を管理して追跡できる仕組み。

^{*}U J I ターン：U「出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻る」と、J「出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻る」と、I「出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと」の総称。

(5) 漁港の整備・維持管理の推進

- 漁港整備計画などに基づき、安全・安心に操業できる施設の整備を図ります。
- 施設の老朽化に即した改修・改良を図るとともに、維持管理に努めます。
- 島勝漁村センターの適正な管理を図ります。

(6) 漁協合併の支援

- 漁協経営の健全性の確保と自立漁協をめざした基盤強化を図るため、1 県 1 漁協構想に向けた漁協合併への支援を図ります。

(7) 体験型水産業の推進

- 商工観光関係機関等と連携のもと、海洋環境、漁業技術の学習や漁業体験を通じた都市部との交流を支援します。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
水産物の水揚量・水揚高	1,402,550 千円	1,500,000 千円
	8,216 トン	8,300 トン
放流魚種の水揚量	265 トン	290 トン

4. 商業の振興

施策の目的

にぎわいと活力あふれるまちづくりの一環として、商工会の育成に努め、魅力ある商業環境づくりを促進し、商業の活性化をめざします。

現状と課題

商業は、豊かな消費生活の提供、にぎわいや活力の創出など、まちづくりの上で重要な位置を占めていますが、全国的に既存商店街の衰退が大きな問題となっています。

本町の商業は、経営者の高齢化による情報社会への対応の遅れや、後継者不足により商店の改装・改善への投資意欲が少なく、個人店舗の老朽化など空洞化が進んだ厳しい状況にあります。また、車社会となっている現在、商店街の道路幅員が狭いことや駐車場の不足など生活様式の変化や消費者ニーズに合った商店経営が困難になっています。長引く景気の低迷や人口減少なども個人消費の落ち込みに拍車をかけている状況です。

今後、高速道路が延伸・開通していく中、紀伊長島ICは、紀伊長島駅前玉地区に接続しており、また県内有数の漁港であり港市が開催される前浜地区や観光まち歩きとして期待される長島地区「魚まち」への誘導、また、海山ICは、世界遺産熊野古道伊勢路の中でナンバー1の入込客を有する馬越峠への最寄りのICとしての誘客を、商工会・観光協会との連携をさらに深め、各商店・事業所の強化を図り、来訪者の消費行動を促す仕掛けづくりを図っていく必要があります。

□分類別商業の状況

	商店数 (店)			従業員数 (人)			年間商品販売額 (万円)		
	H 14	H 16	H 19	H 14	H 16	H 19	H 14	H 16	H 19
卸 売 業	80	61	57	363	316	270	914,182	714,800	857,200
各種商品小売業	3	—	1	6	—	3	6,114	—	×
織物・衣服・身の回り品小売業	73	44	38	172	107	121	220,353	112,400	90,800
飲 食 料 品 小 売 業	171	131	124	546	488	525	798,753	728,200	693,300
自動車・自転車小売業	23	14	13	66	51	34	76,233	63,000	47,200
家具・建具・じゅう器小売業	54	37	—	145	87	—	213,435	85,300	—
その他の小売業	150	117	118	528	415	435	746,256	571,400	×
計	554	404	351	1,826	1,464	1,388	2,975,326	2,275,100	1,688,500

資料：商業統計調査

施策の方向

(1) 商工会との連携・支援

- 商業振興の中核的役割を担う商工会の育成・支援に努め、商工業の活性化に向けた各種活動の一層の活発化を促進します。
- 商工会との連携を密にし、これまで開発した特産品、メニュー及びプランなどの継続的な情報発信に努めます。
- 商工会と連携のもと、厳しい経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質の強化を促進します。

(2) 観光産業等との連携

- 観光産業及び農林水産業との連携を強化し、地域資源を活用した商品開発・販路開拓・情報発信を促進します。
- 熊野古道カードの広域化及び多機能化とともに利用促進を図ります。
- 第1次産業との連携を深め、農商工連携を推進します。

(3) 定期市への支援

- 高速道路延伸・開通を視野に入れ、地域産品を提供する定期市・年末きいながしま港市の活動支援を行います。

(4) 販路拡大への支援

- 都市部や百貨店で開催される地域物産展の紹介や、インターネット販売等新規販売ルート・ネットワークの開拓に努めます。

(5) ブランド化の推進・支援

- 紀北町の特産品・自然・歴史・文化、産業などの地域資源を組み合わせ、「買いたい」、「食べたい」、「訪れたい」など地域内外から評価され、選ばれる「紀北」のブランド化を図ります。
- 特産品、地場産品の高付加価値化・高品質化及び素材を生かした加工品や料理の開発など、ブランド化を図るための勉強会の開催や研修会等への参加を支援します。

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
日常の買物の便利さ	44.2	58

5. 工業の振興

施策の目的

地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、企業誘致に努めるとともに、既存企業の体質強化を促進するなど、工業の活性化をめざします。

現状と課題

工業は、地域経済の活性化はもとより、雇用の場の確保、研究・開発機能の強化など、重要な役割を担っています。

本町の工業は、木材・水産加工業をはじめ、自動車用ゴム部品・額縁製品・電気器具部品・縫製・発泡スチロール製品・建設関連産業などで構成され、地域の雇用の場として地域経済の発展、第1次産業の振興につながっていますが、その大半は零細で経営基盤も弱く、景気の変動に左右されやすい事業所となっています。

平成21年の工業統計調査によれば、事業所数47か所、従業者数994人、製造品出荷額144億2,665万円となっており、平成20年と比較すると、事業所25.5%、従業者数27.5%、製造品出荷額は13.9%とそれぞれ減少しています。

企業誘致については、「小松原工業団地」への企業誘致を中心に誘致活動を推進していますが、地理的条件など企業ニーズに対応できないことなどから依然困難な状況にあります。

このため、企業誘致に努めるとともに、既存企業の活性化に向けた施策を展開していく必要があります。

□工業の状況

産業分類	項目	事業所数			従業者数（人）			製造品出荷額等（万円）		
	年次	H 19	H 20	H 21	H 19	H 20	H 21	H 19	H 20	H 21
食 料 品 製 造 業		28	27	20	323	266	193	388,030	329,124	242,067
食料・飼料・たばこ製造業		1	1	2	5	5	16	×	×	×
織 維 工 業		2	2	2	16	22	22	×	×	×
衣服・その他の繊維製品製造業		—	/	/	—	/	/	—	/	/
木 材・木 製 品 製 造 業		8	8	5	61	46	44	59,415	49,418	36,892
家 具・装 備 品 製 造 業		3	3	3	89	101	112	99,090	95,960	93,136
パルプ・紙・紙加工品製造業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
出版・印刷・同関連産業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
化 学 工 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
石油製品・石炭製品製造業		1	1	1	5	6	5	×	×	×
プラスチック製品製造業		5	3	4	123	98	110	138,814	112,388	155,207
ゴ ム 製 品 製 造 業		1	1	1	302	336	269	×	×	×
なめし革・同製品・毛皮製造業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
窯業・土石製品製造業		4	4	3	64	61	40	171,247	147,828	200,497
鉄 鋼 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
非 鉄 金 属 製 造 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 属 製 品 製 造 業		2	—	—	13	—	—	×	—	—
はん用機械（H20 から）			—	—		—	—		—	—
生産用機械（H20 から）			—	—		—	—		—	—
業務用機械（H20 から）			1	1		13	8		×	×
一 般 機 械 器 具 製 造 業		1	/	/	14	/	/	×	/	/
電 気 機 械 器 具 製 造 業		3	4	3	70	71	50	189,339	179,721	124,529
情報通信機械器具製造業		1	1	—	47	46	—	×	×	—
電子部品・デバイス製造業		2	—	—	116	—	—	×	—	—
運送用機械器具製造業		1	3	2	53	183	125	×	216,367	×
精密機械器具製造業		—	/	/	—	/	/	—	/	/
そ の 他 の 製 造 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		63	59	47	1,301	1,267	994	1,606,644	1,642,809	1,442,665

※「—」：該当なし。「/」：調査項目がなくなった箇所。

「×」：2事業所以下に関する数値であるなどのため、数値を秘匿した箇所。

資料：工業統計調査

施策の方向

(1) 町内企業の育成

- 町内企業への設備投資・雇用等、事業に関する中部経済産業局、中小企業庁、三重県産業支援センター、三重県工業研究所等との関係機関と連携を深め、各種支援の情報提供を強化します。
- 町内企業同士の交流の場の設定や企業間や企業と行政が連携できる体制の確立を図ります。

(2) 既存企業の体質強化の促進

- 商工会との連携のもと、指導・支援体制の強化を図り、経営の近代化や後継者の育成、事業の拡大等を促進します。
- 経営環境に即した各種融資制度を周知するとともにその活用を促し、経営体質の強化を促進します。

(3) 安定した雇用及び拡大

- 三重県労働局・管内ハローワーク、東紀州雇用創造協議会、紀北雇用開発会議等各機関との連携強化を図り、雇用に関する情報の収集及び発信に努めます。
- 事業所への啓発等により労働条件の向上や働きやすい環境づくりを促進します。

(4) 企業誘致の推進

- 町外の企業に情報発信し、企業誘致に努めます。
- 工業団地「小松原工業団地」への企業誘致活動を行います。

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
働きがいのある職場	33.6	45

6. 新産業の育成

施策の目的

自然環境や産業、情報通信網など地域産業を活用した新産業の育成を図り、雇用の場の確保と地域の活性化をめざします。

現状と課題

本町は、働く場が少なく、少子化・高齢化とともに若者の流出などから人口減少が続いています。若年層の雇用拡大・流出防止や失業者の雇用確保などには、多くの住民が期待していることから、近畿自動車道紀勢線の開通なども視野に入れつつ、「雇用の場の確保」のための取り組みが大きな課題となっています。

このため、近年の情報通信技術の急激な進展の中、当地域ではケーブルテレビなど大容量通信網が整備され、情報アクセスへの地域間格差が是正されたことなどから、今後これらの情報通信技術を活用した起業の可能性とともに、本町の自然環境や地場産業などの恵まれた環境を活用した新たな観光産業の可能性を追求するなど、新たな形の産業を育成していく必要があります。

施策の方向

(1) 起業の支援

- 地域資源の活用など地域の特性を生かした起業の支援やコミュニティビジネス及び起業に必要な情報の提供を行います。

(2) 新連携事業等の支援

- 農商工連携や分野の異なる事業所が有機的に連携して行う新事業活動に対して支援及び情報の提供を行います。

(3) コミュニティビジネスの支援

- 少子・高齢化等にある地域の課題解決や地域資源を活用した新しい事業展開・雇用拡大に向けたコミュニティビジネス・起業の支援を図ります。
- 技術革新、高齢化等に伴い失われつつある伝統技術について、伝承及び啓発活動の促進に努め、ビジネス化への支援を検討します。
- 空き店舗を活用したチャレンジショップや事業活動への支援を図ります。

第2節 観光の振興

1. 観光産業の推進

施策の目的

熊野古道をはじめとする、町の自然や歴史、産業とふれあえる体験型の観光・交流機能の拡充に向け、多面的な取り組みを一体的に推進し、観光産業の活性化をめざします。

現状と課題

本町は、豊かな自然や世界遺産である熊野古道をはじめとした貴重な歴史・文化的な資源に恵まれており、近畿自動車道紀勢線の開通が間近に迫っていることから、観光交流の一層の促進など観光客の誘致に地域の期待が大きく膨らんでいます。

これまで本町では、関係機関等と連携し、熊野灘臨海公園の整備を図り、「城ノ浜地区」「片上池地区」「三浦・道瀬地区」の3地区に宿泊施設、オートキャンプ場、プール、海水浴場、遊歩道など豊かな景観にふさわしい施設整備を展開するとともに、「大白地区」ではスポーツ施設や自然環境を活用した施設整備を展開し観光産業の発展を促してきました。

また、観光への多様なニーズに対応するため、古里温泉、下河内散策路などの整備や、町営キャンプ場「キャンプinn海山」を拠点として、銚子川をはじめとする流域の自然のフィールドを使った「遊びの達人」制度を発足させ、自然体験型の観光交流を推進してきました。これらに加えて休校舎を活用した体験観光を推進するための拠点として、平成17年度に島勝浦体験型イベント交流施設「けいちゅう」を整備し自然体験、海・山などの産業体験などをメニュー化し宿泊客の誘致につとめてきました。

さらに、平成20年には、観光を軸に町内産業全体の活性化も視野に入れ、数多くの観光資源やこれまでの取り組みを一体化する「観光振興プラン」を策定し、住民・地域・事業者と連携した観光振興策を展開しています。

今後は、高速道路延伸・開通に伴いストロー現象*が懸念される中、紀伊長島・海山両ICで降車し、町内を周遊し経済効果を伴った誘客を図る必要があります。

*ストロー現象：交通機関の発達により地域の拠点からより求心力のある大都市に吸い取られる現象。

□観光レクリエーション入込客の推移

(単位：人)

年 次	入込客数
平成 18 年	1,282,408
平成 19 年	1,413,621
平成 20 年	1,442,171
平成 21 年	1,554,421
平成 22 年	1,614,847

※入込客の推移は、宿泊客及び日帰り客の合計

資料：三重県観光レクリエーション入込客数推計書

施策の方向

(1) 観光のまちづくりの推進

- 町内各エリアの個性を生かして観光地としての魅力を高めるために、観光資源の発掘をはじめ、まち歩きのための環境整備、まちへ訪れるきっかけや仕掛けづくり、地域再生計画の策定検討など、まちの魅力の再発見と保全、活用を図ります。
- 世界遺産である熊野古道を「点」から「線」「面」にするために、峠と周辺の観光資源との連携の推進、情報提供の強化を図り、熊野古道の魅力向上を図ります。
- 和具の浜や古里海岸などの海水浴場、銚子川や船津川、赤羽川などの流域の自然資源の保全と持続的な活用を進めます。また、このような自然資源を有効に活用するとともに、町民の健康・福祉の増進と集客交流の増加による地域の活性化に繋がる温泉施設等の施設整備を進めます。
- 住民、観光客双方にとって心地良い場所を増やすために、熊野古道や海沿いの漁港集落、展望場所の景観整備や観光施設などのサイン整備に努め、快適な空間、美しい景観の創出を図ります。また、道の駅では、きめ細かな情報の提供を行うとともに、魅力ある物販、飲食などのサービス強化に努めます。

(2) 観光産業育成の促進

- 宿泊型の観光地づくりを進めるために、宿泊施設や宿でのおもてなしなどについての研修や情報提供に努め、宿泊施設の魅力充実を図ります。また、長期滞在型の宿泊や二地域居住に対応するため空き家の利用を検討します。
- 山、海、川の自然や農林水産業などの地場産業を活用した滞在・体験型観光プログラムの充実、コーディネーターやインストラクターなどの人材育成、ビジネスとして展開できる仕組みづくりを進めます。
- スポーツ合宿誘致を図るため、宿泊施設や関連業者等と連携し、受け入れ体制づくりを進めます。

(3) 観光推進体制の強化

- 観光客数や満足度などの現状把握を進めるとともに、対象を明確にした情報発信と関係機関との情報の共有、提供体制の強化など効果的、効率的な情報発信を推進します。
- 観光関連事業者の意識の向上や観光に関わる人材の育成、住民一人ひとりのおもてなしの心の醸成など観光まちづくり人材の育成を図ります。
- 観光協会の強化をはじめ、町と事業者、関係団体との連携強化など観光推進体制の強化を図ります。
- 近畿自動車道紀勢線の開通を踏まえ、広域的な連携をはじめ、施設整備や観光プログラムの検討など長期的視点での観光振興の方向性を検討します。

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
観光入込客数	1,615 千人	2,000 千人

2. レクリエーション都市の整備

施策の目的

利用者のニーズとともに社会経済情勢の変化に対応した、レクリエーション都市の整備と活用を進めます。

現状と課題

レクリエーション都市は、旧建設省のレクリエーション都市整備要綱に基づき、昭和 45 年以来「人間と自然との調和」「地域社会との協調」「秩序ある開発」を基本理念とし、公共・民間協力方式により推進してきました。

大白、片上、城ノ浜地区を中心にレク都市熊野灘臨海公園が整備され、現在も大白公園多目的広場の整備が進められています。平成 24 年度でレクリエーション都市整備事業が完了予定のため、今後はこれまでに整備された施設を有効活用していく必要があります。

施策の方向

(1) 熊野灘臨海公園施設の整備・利用促進

- 大白公園多目的広場については、利用者のニーズにあった整備促進に努めるとともに、その利用に関しては既存施設を含め、県・指定管理者・町担当各課と連携し、町外からの来訪者や住民が利用しやすい施設づくりを推進します。
- 観光交流の場としての活用や健康ウォークなど生涯学習・健康福祉など住民の利用促進を図ります。

第4章 豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり

第1節 生涯学習の推進

1. 学習環境の整備

施策の目的

住民一人ひとりが生涯をととして学び続け、その成果がまちづくりに生かせるよう、総合的な学習環境の整備を図ります。また、地域文化の振興に向け住民主体の芸術・文化活動の活性化をめざします。

現状と課題

少子高齢化により、本町の高齢者の比率は35%を超えています。これからの生涯学習のあり方として、高齢者の経験を生かせる交流の場を多く提供することで、生きがいをもって健康で過ごすことができる社会参加の機会づくりが必要となっています。

本町では、住民の幅広い学習ニーズに応えるため、東長島公民館、海山公民館、3館ある図書室などを拠点に、生涯の各期に応じた様々な講座・教室を開催しているほか、子どもの居場所づくり事業などを通して指導者の育成を図ってきました。

また、文化協会をはじめ各種文化団体と連携した文化展の開催や優れた芸術文化にふれる機会の提供に努めてきました。

生涯学習関連施設の機能強化・有効活用に努めるとともに、住民の学習ニーズを把握しながら、特色ある講座の提供などを行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

施策の方向

(1) 学習機会の充実

- 各年齢層に応じた各種学級や講座の開設と、特に男性及び若年層や社会情勢に応じた学習機会の充実に努めます。
- 子どもの居場所づくり事業を引き続き実施し、広く参加できる仕掛けづくりを行い、親子や小中学生などを対象にした講座を開設します。

(2) 生涯学習団体の育成

- 関係団体や自主学習グループの育成を図るとともに、指導者の育成と確保に努めます。

(3) 生涯学習施設の充実

- 図書管理の情報化と蔵書の充実を図るとともに、情報学習施設などの充実に努めます。
- 高齢者や障がい者が利用しやすい学習施設の整備に努めます。
- すぐれた芸術作品や町民が創作した文化作品などを展示する施設の整備に努めます。

(4) 芸術・文化団体の育成・活動支援

- 文化協会をはじめ、各種芸術・文化団体の育成を図るとともに、指導者の育成・確保に努めます。
- 文化協会や文化団体と連携し、文化展をはじめ各種文化行事の充実に努めます。

(5) 芸術・文化の充実

- 講演会、演奏会、演劇会の開催など、多様な芸術・文化にふれる機会の提供に努めます。
- 文化サークルや自主活動グループの成果を発表する機会の提供に努めます。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
生涯学習講座受講率	20.3%	23.0%

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
生涯学習活動、芸術・文化活動や施設整備の状況	47.5	60

2. 生涯スポーツの振興

施策の目的

すべての住民が、体力や年齢に応じたスポーツ活動を行い、健康の維持・増進と人とひととの交流が進められるよう、スポーツ活動の場と機会の充実など生涯スポーツの振興を図ります。

現状と課題

スポーツは、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、人とひととの交流や仲間づくりを促すなど生きがいづくり、地域づくりに重要な役割を果たしています。

本町では、体育協会やスポーツ推進委員、少年スポーツクラブなどの組織を中心にして、スポーツ活動が活発に展開されてきました。

また、平成23年2月に誰でも参加できるクラブとして「紀北健康スポーツクラブ」が設立されています。

さらに、毎月第3日曜日を「健康ウォーキングの日」と定め、スポーツを通じた健康づくりを推進しています。

施設としては、赤羽運動公園、海山グラウンド、紀伊長島体育館、海山体育館、学校スポーツ施設などがあり、活発に利用されています。

本町では、これら各種団体の自主的な活動の支援をはじめ、スポーツ施設の整備充実、各種スポーツ大会などの開催、スポーツの振興に関する多様な取り組みを推進してきました。

しかし、施設の老朽化への対応、施設面の充実とともに、競技専門指導者の不足といった課題もみられ、すべての住民がそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができる環境づくりを充実していく必要があります。

施策の方向

(1) スポーツ活動の普及推進

- 「健康ウォーキングの日」のPRなどを通じて、生涯にわたるスポーツ・健康づくりに対する住民の意識の高揚に努めます。
- 体育協会など関連団体と連携し、各種スポーツ大会、スポーツ教室などの内容充実及び運営体制の充実を図ります。
- 身近な地域におけるスポーツ団体や、スポーツサークルの育成を図ります。

(2) スポーツ団体、指導者の育成

- 体育協会及び少年スポーツクラブをはじめ各種スポーツ団体・クラブの活動を支援します。
- スポーツ推進委員を中心とする指導者の育成・確保に努めます。
- 健康づくりと楽しくスポーツにふれあう「紀北健康スポーツクラブ」の育成を図ります。

(3) スポーツ施設の整備充実・有効活用

- 既存スポーツ施設の利用ニーズに即して、尾鷲高校長島分校跡の整備をはじめ、既存の施設や設備の整備・充実を計画的に進めます。
- 県や関係団体との連携のもと、町内に立地するスポーツ施設のさらなる活用を図ります。

(4) スポーツ事故防止対策の充実

- スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障がいなどの防止やこれらの軽減に資するため、スポーツ推進委員、スポーツ指導者等の研修を推進します。
- スポーツ施設及び周辺施設へのAED^{*}設置など、スポーツ施設の安全確保に努めます。

(5) 競技水準の向上

- 優秀なスポーツ選手の確保・育成のため、全国レベルの大会等への選手派遣、町内スポーツ団体が開催する大会への支援を行い、よりレベルの高い知識、技能の習得ができるよう環境の整備を推進します。
- 競技大会において、優秀な成績を収めた者への表彰を行い、選手の活躍をたたえとともに、広く住民に紹介してスポーツへの関心を高める契機とします。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
生涯スポーツへの参加割合	9.3%	13.0%

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
スポーツ活動や施設整備の状況	45.0	56

^{*}AED：自動体外式除細動器。心臓がけいれんを起こし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。

第2節 青少年の健全育成の推進

1. 青少年健全育成の推進

施策の目的

家庭、学校、地域、関係機関が一体となって、健全育成活動を積極的に推進し、青少年が本町の次代の担い手として健全に育成される環境づくりをめざします。

現状と課題

インターネットや携帯電話の急激な普及に伴い、青少年が有害情報に惑わされ、犯罪被害者になるトラブルも発生しており、依然として青少年による凶悪事件の多発や薬物乱用、児童虐待、いじめなど、青少年をめぐる問題が増加する状況にあり、その対応は国民的課題となっています。

本町では、青少年育成連絡会議やPTA連絡協議会など関係機関・団体と連携しながら、啓発活動や補導活動、パトロール活動の推進、親子ふれあい事業など各種の健全育成活動に取り組んできました。

次代を担う青少年が心豊かに成長するためには、明るく豊かな家庭づくりを推進するとともに、家庭や学校、地域、関係機関が一体となって健全育成に努め、社会道德の教育や様々な体験をとおして感性を豊かにする教育の推進が重要となっています。

施策の方向

(1) 青少年健全育成体制の強化

- 青少年団体の主体的な活動を積極的に推進するとともに、青少年育成団体を支援し、各種団体との連携強化を図ります。

(2) 健全な社会環境づくりの推進

- 街頭指導やパトロール、あいさつ運動の推進、子ども110番の家の整備推進に努めます。
- 非行の早期発見・早期指導の徹底を図るため、青少年育成連絡会議や警察署、関係機関などとの連携のもと、指導活動に努めます。

(3) 家庭・地域の教育力の向上

- 講座の開設など学習機会の充実と文化、スポーツ活動の機会の提供に努め、青少年、家庭、地域ぐるみの積極的な参加を促します。
- 人間形成における家庭の果たす役割を重視し、親子の共同体験や家庭教育に関する学習などの機会や、学ぶ場の提供に努めます。
- あいさつ運動等を通じ、家庭や地域と連携した子育ての推進を図るとともに、子育てに悩む親たちへの支援として教育講演会等を開催し、家庭教育力の向上を図ります。
- 家庭や幼児教育に関する講演、講座などの開催により意識の啓発に努めます。

第3節 学校教育の充実

1. 幼児教育の充実

施策の目的

幼稚園での幼児一人ひとりの発達や特性に応じたきめ細かな教育の推進とともに、幼児を持つ保護者や地域との連携のもと家庭における教育力の向上を図り、教育環境の一層の向上をめざします。

現状と課題

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、大切な時期であり、この時期における教育は、子どもたちの心身の健やかな成長を促す上で、きわめて重要な役割を担っています。

幼児は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通じて、情緒的・知的な発達、あるいは社会性のかん養し、人間として、社会の一員として、よりよく生きるための基礎を身に付けます。

本町には、町立の幼稚園が3園あり、これまで老朽化に対応した修繕や耐震診断や耐震補強工事の実施のほか、保護者との意見交換会の開催など教育環境の向上に取り組んできました。

幼稚園は、小学校入学前の幼児に必要な準備教育機関として大きく貢献しており、園終了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」について、園の生活全体を通して一人ひとりの発達や特性に応じたきめ細かな教育を推進し、達成することをめざしています。また、社会状況の変化に伴い、幼児教育・保育に関するニーズが多様化する中で、現在、国で検討が進められている「幼保一元化」の方向性を注視し、考慮しながら園児数の減少に伴う規模の縮小についても検討をしていく必要があります。

施策の方向

(1) 幼児教育の推進

- 幼児教育から小学校教育への円滑な接続がなされるよう、幼稚園と小学校とが相互に保育・授業を参観するなどの取り組みを充実するとともに、幼稚園と保育園が、指導内容や指導方法等についての相互理解を図れるよう、交流や合同研修などの取り組みを促進します。
- 東日本大震災の発生を踏まえ、新たな避難計画に沿った避難訓練の実施を図るなど防災教育の促進に努めます。

(2) 幼稚園教員の資質の向上

- 幼児教育に関する協議会・研修等を充実し、幼稚園教諭一人ひとりの資質向上を図ります。

(3) 開かれた園づくりの推進

- 毎日の送迎の機会等を有効に活用し、家庭との連携を確保するとともに、老人クラブとの連携による高齢者との交流など、地域の教育力を活用した取り組みを進めていきます。

(4) 幼稚園施設の整備

- 施設の定期点検を実施するとともに、必要な修繕及び改修を適切に実施し、幼稚園施設の安全対策を講じながら長寿命化を図ります。
- 園児の推移や施設などの状況を十分見極め、幼保一元化なども考慮しつつ、規模の縮小についても検討します。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
幼稚園施設の耐震補強実施率	100%	100%

2. 義務教育の充実

施策の目的

次代の本町を担う人材の育成に向け、生きる力の育成を重視した特色ある教育活動と信頼される学校づくりの推進、学校施設・設備の整備など総合的な教育環境の向上をめざします。

現状と課題

近年、教育をめぐる様々な問題が表面化し、全国的に教育の再生を求める声が高まっています。

また、子どもたちを取りまく環境に大きな変化がみられ、ひとり親世帯の増加や経済的理由等から、適正な教育を受けるのに困難な状況が起こっており、このような状況にあって子どもたちが、等しく教育を受けることが強く求められています。

このような中、国では、道徳心や自律の精神、公共の精神など、今日特に重要と考えられる事柄を定めた新たな教育基本法の施行をはじめ、関係法令の改正や教育振興基本計画の策定、さらには学習指導要領の改訂等を行い、教育の振興に向けた取り組みを進めています。

平成22年5月現在、本町には、町立の小学校が11校、中学校が4校あり、小学校児童数は900人、中学校生徒数は521人となっています。

本町ではこれまで、学校施設の耐震化など学校施設・設備の整備、特別支援教育の推進、社会変化に即した教育内容の充実を積極的に進めてきましたが、今後も、子どもたちに「確かな学力」として基礎的な知識・技能と思考力、創造力などを育むとともに、「心の教育」の充実を図り、「生きる力」を育む教育内容の一層の充実が必要です。

また、近年、東海・東南海・南海地震の連動発生や局地的大雨等の増加による災害の発生が危惧されていることから、学校においてより一層、防災教育の推進を図るとともに、子どもたちを取り巻く事件・事故・災害等に対応した安全性の確保が課題となっています。

さらに、老朽化の進んでいる学校施設の長寿命化が求められているとともに、少子化の急速な進行により、従来の学校規模の維持が難しくなるなどの状況が生じてくることを踏まえ、地域の実情等を考慮しつつ、学校規模の適正化に努める必要があります。

施策の方向

(1) 学校教育の推進

- 家庭、地域住民や学校評議員、各種団体との連携のもと、地域と一体となって、一層開かれた学校づくりの推進に努めます。
- 地域の豊かな体験をもつ人材を積極的に活用し、教育活動の一層充実を図ります。
- 学校や地域の特色を生かし、体験活動を充実するとともに、道徳教育、環境教育、伝統や文化に関する教育などの促進を図り、家庭・地域と連携した特色ある学校づくりを進めます。
- 大地震・津波等の自然災害に向けての避難訓練及び防災に関する指導を実施し、意識の向上、迅速な対応ができるよう進めます。特に、津波の危険性を重視した避難訓練の充実を図ります。
- 不審者対策等の防犯訓練及び安全指導や登下校時の交通安全・安全対策を実施し、適切かつ確実な危機管理体制を確立し、実効性の向上を図ります。
- 豊かな心を育む創意ある教育課程を展開しつつ、基礎的・基本的事項を明確にし、学力水準の向上をめざし指導内容、指導方法の工夫と改善を図るとともに、総合的な学習の時間や道徳の時間はもとより、各教科を通して健康教育の充実に努めます。
- 教職員の資質の向上を図り、教育力を高めるために、一人ひとりの経験・業務内容に応じた研修や喫緊の教育課題に対する研修の機会を確保し、校内研修の充実に努めます。
- 児童・生徒の体位・体力の向上を図るため、教科活動の充実と課外活動及び各種大会・行事における活発な体育活動をより一層推進します。
- 食に関する正しい知識と健全な食生活を実践することができるよう、学校・家庭・地域が連携し、安全・安心で美味しい学校給食の一層の充実を図るとともに、「地域の食材の活用」、「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」の定着化など食に関する指導の充実に努めます。

(2) 特別支援教育の充実

- 心身の障がいを克服し、社会をより豊かに、主体的に生きる能力の育成を図るため、教育相談を充実させるなど、教育内容、指導内容の改善とともに、子どもたちの障がいの特性を的確に把握し、適切な指導に結びつけるよう教員一人ひとりの専門性を育成します。

(3) 人権教育の推進

- 各学校が作成した「人権教育推進計画」に基づき、「心の教育」を充実するとともに、子どもたちの人権尊重の意識と実践力を養うため、教科指導、生徒指導、教育相談体制の充実に努めます。

(4) 環境教育の推進

- 地球規模の環境問題に深い関心を持ち、責任ある行動力を身につけるため、計画的に環境教育を推進し、「学校環境デー」を設け、創意工夫ある活動に向けて主体的に取り組む実践力の育成に努めます。

(5) 外国語教育の推進

- A L T（外国語指導助手）及び電子黒板を活用した実践的な語学力の取得、能力の向上など外国語教育の充実を図ります。

(6) 情報教育の推進

- 高度情報通信社会に対応するため、コンピューターやインターネットを通じ、子どもたちが情報や情報手段を主体的に選択し、積極的に活用していくための基礎的な資質や情報活用能力の育成を図ります。

(7) 教育環境の整備

- 学校施設の定期点検を実施し、老朽化した施設の修繕及び改修など適切に行い、施設の安全対策を講じ長寿命化を図ります。
- 本に学び、本に親しむための学校図書の充実を図ります。
- 少子化の進行や地域の実情、社会からの要請等を考慮しつつ、学校の適正規模・適正配置も視野に入れ、教育環境の充実に努めます。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
学校施設の耐震補強実施率	100%	100%
学校に対する外部評価実施校数	15 校	15 校

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
子どもの教育環境	47.0	57

第4節 地域文化の保護・活用

1. 文化財の保護

施策の目的

文化財は、住民の郷土に対する愛着と理解・関心を高めるとともに、本町の歴史や文化、風土を内外に発信するものとして重要であることから、文化財の適切な保存・保護を図ります。

現状と課題

国・県・町が指定した文化財は88件（紀伊長島区：46件・海山区：43件【熊野古道は両区で重複】）に及び、学術研究の上からも優れた文化財が多く、これらの文化財は、歴史、文化など正しく知る上で欠くことのできないものです。時代を超えて保護された遺産は住民の財産であり、豊かな文化の発展の基礎となるものです。

平成16年7月にわが国では、はじめて「文化的景観」として世界遺産リストに登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」の熊野古道伊勢路のうち、本町では、ツヅラト峠、荷坂峠、三浦峠（熊ヶ谷道）、始神峠、馬越峠の5箇所の峠道が世界遺産となっており、地域住民やボランティア団体と連携して、こうした熊野古道の保全に努めてきました。

熊野古道は世界のすべての人々と共有の遺産であり、次の世代に受け継いでいく必要があります。

また、平成23年に「紀北町の文化財」を発行し、町の貴重な文化財について町内外への周知と住民の保護意識の啓発を図っています。

さらに、大島・鈴島の暖地性植物など貴重な動植物も多く生息していますが、絶滅の恐れのあるものもあり、今後、保護を図っていく必要があります。

□指定文化財等

(単位：件)

区 分	種 別	件 数
町指定	記 念 物	12
	有 形 文 化 財	54
	無 形 文 化 財	1
	民 俗 文 化 財	5
	計	72
県指定	記 念 物	8
	有 形 文 化 財	1
	計	9
国指定	記 念 物	3
	計	3
国登録	登 録 有 形 文 化 財	4
	計	4
合 計		88

平成 23 年 4 月 1 現在

資料：教育委員会調べ

施策の方向

(1) 文化財の保護

- 地域に埋もれた文化財の調査・発掘を行います。
- 後世に伝え残すべき貴重な文化財の保護に努めます。

(2) 文化財の保護意識の高揚

- 本町が指定している文化財を広く住民等に公表し、住民の文化財保護意識の高揚や保護活動を進めます。
- 資料の保存・展示をするための郷土資料館などの保全を図ります。

(3) 熊野古道の保全

- 世界遺産となっている熊野参詣道をはじめとした古道の適正な管理と保存に努めます。
- 地域住民の協力とボランティア団体との連携により、古道などの保護・整備の推進を図ります。

2. 文化財の活用

施策の目的

世界遺産である熊野古道をはじめ、地域の歴史や文化を発信する地域資源として、文化財の活用を図ります。

現状と課題

時代を超えて保護された遺産は住民の財産であり、次代における豊かな文化の発展の基礎となるものです。

本町には、世界遺産である熊野古道をはじめ、国登録有形文化財である、海山郷土資料館（向栄館）、古里歩道トンネル（旧海野隧道）、長島隧道のほか、天然記念物の大島暖地性植物群落など数多くの貴重な文化財があります。

また、郷土資料館での展示の充実や「郷土資料館だより」を発行するなど、文化財の保存と活用に取り組んでいます。

今後、文化財を広く住民に公開するとともに、新たに作成された「紀北町の文化財」の活用を含め、地域の文化財を教材とし、学校教育や生涯学習などを通じて、先人の豊かな文化や知恵を学び伝えていくため活用体制を充実していくことが必要です。

施策の方向

(1) 文化財の活用

- 貴重な地域の文化財については、多くの人々から親しみや愛着をもたれるよう、町内外への情報発信に努めます。
- 郷土を知る地域資源として社会教育とともに、教材として学校教育の場での活用を図ります。

(2) 世界遺産熊野古道の活用

- 世界遺産としての熊野古道の文化的価値を広くPRするとともに、ボランティア団体など関係団体と連携し、その保全と活用を図ります。

(3) 保存・展示施設の充実

- 魅力ある郷土資料館となるため、資料の保存・展示の充実に努め効果的な活用を図ります。

3. 伝統文化の保存・継承

施策の目的

地域に根ざした伝統的な芸能や行事などの民俗文化財の後継者の育成や確保に努めるなど伝承活動の推進を図ります。

現状と課題

本町では、古くから守り伝えられた祭りや伝統行事が多く存在しており、生活と密接にかかわりをもっています。

本町には、島勝地区の三番叟、白浦地区の大白祭り、長島地区の船だんじりなど伝統ある祭りが継承されてきています。

地域への愛着と誇りを育む歴史や文化財を大切にし、地域の歴史や風土に培われてきた文化を後世に継承し文化力の向上を図るとともに、地域の伝統的祭りや民族芸能などを継承する人材の確保と育成を支援するなど、地域の民話や無形民俗文化財などの保存・伝承に努める必要があります。

施策の方向

(1) 伝統文化の保存・継承

- 地域に残された民話や伝説、伝統的な芸能や行事などの無形民俗文化財の保存・継承を支援します。
- 町広報、CATVなどを通じ、無形民俗文化財を住民に広く周知します。

(2) 保存団体・後継者の育成・確保

- 薫り高い文化の創造や、ふるさとの文化の伝承を願い、保存団体・後継者の育成や確保に努め、計画的・継続的に各種文化活動を推進します。

第5章 自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくり

第1節 協働・交流の推進

1. 協働によるまちづくりの推進

施策の目的

住民と町がそれぞれに果たすべき責任と役割を分担し、相互に補完・協力し、地域社会における課題解決を行う協働体制の構築をめざします。

現状と課題

行政需要が複雑・多様化し、地域のことは地域が自ら考え決定し、その財源・権限と責任も自らが持つことが求められる中、住民が主役の個性ある力強い地方自治体づくりを進めていく必要があります。

行政と住民が相互理解の中でそれぞれの役割を分担し、住民の創意とエネルギーを結集し、協働してまちづくりを推進していくためには、情報を共有できる仕組みを構築し、まちづくりの現状や課題などについて住民と行政が共通の認識をもち、多様な住民参加の機会を設け、住民と協働してまちづくりを進めることが大切です。

本町では、平成20年度からの「美し国おこし・三重」事業においてパートナーグループ登録の推進を実施することで、まちづくりへの参画を啓発しているとともに、「くるまご会議」を実施し、広聴活動の充実を図ってきました。

さらに、町内ではまちづくり団体が活発に活動し、地域を自分達の力で守るという「下河内の里山を守る会」の活動や熊野古道に対する関心が高まる中、古道を守る会など地域の住民や集落単位での活動が活発化してきています。

今後は、これらの取り組みをさらに発展させ、新たなまちづくりの仕組みとして定着するよう、住民と行政との協働体制の確立に向けた多様な取り組みを一層積極的に進めていくことが必要です。

施策の方向

(1) 住民が主役のまちづくりの推進

- 各種イベントや広報を通じ、まちづくりに関する情報提供を図り、住民のまちづくり意識の高揚と知識の向上に努めます。
- ボランティア活動や文化・学習活動、健康づくり活動、環境美化活動、施設運営などへの住民の参加を促進し、自分たちのまちは自分たちでつくるという自治意識の醸成、高揚に努めます。
- まちづくりのための各種自主活動グループを育成し、活動の活発化を促すことにより、まちづくりへの住民の参画機会の拡充を図ります。
- 多様な主体の住民組織が形成されている中、情報交換、情報共有、ともに連携する場の設定に努めます。

(2) コミュニティ活動の活性化

- 住民の住みよいまちづくりをめざし、各自治会の独自性を生かしつつ、連帯意識の向上をめざす、紀北町自治連合会との連携を図ります。
- 地域の自主的・主体的な地域づくり、まちづくり活動を育み、地域の連携を深めるための各種地域活動拠点施設としての集会所の整備を促進します。
- 地域に根ざしたコミュニティリーダーの発掘・育成や各コミュニティ組織・活動の積極的支援に努め、地域連帯感や相互扶助の精神にあふれた地域づくりに努めます。

(3) 高齢化の著しい集落への支援

- 人口減少、高齢化が著しい集落に対し、地域資源を活かした集落の活性化と住民生活の維持に努めます。

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
人情味や地域の連帯感	60.0	69
公民館や集会所などの整備状況	62.7	65

2. 情報提供の充実

施策の目的

住民から信頼される行政を確立するため、情報公開制度の適切な運用と行政情報の提供の充実を図ります。

現状と課題

住民から信頼される行政を確立するためには、行政のもつ様々な情報を発信し、説明責任を果たす必要があります。

本町では、広報「きはく」をはじめ、ケーブルテレビによる行政放送やホームページなどで様々な情報発信を行っているとともに、行政報告会や出前トークを開催し、住民への情報提供を図ってきました。

今後も、複雑・多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応していくためには、行政がもつ情報を住民とともに共有化し、協働して問題解決にあたる協働体制の確立が必要となっています。

また、積極的な情報公開の推進を図る必要がありますが、プライバシー保護も重要な課題であり、個人情報保護条例などに基づき適切な保護措置を講じていく必要があります。

施策の方向

(1) 行政情報システムの充実

- 住民に身近な情報を提供し、町政への関心を高めるため、広報紙・行政放送・ホームページなどの一層の充実を図ります。
- 住民への情報提供にあたっては、わかりやすい情報提供に努めます。

(2) 行政情報の有効活用

- ICT（情報通信技術）を積極的に活用し、行政と住民相互の情報の共有化を推進し、住民サービスの向上を図ります。
- 行政報告会などの公報・公聴活動の充実を図り、住民と行政との円滑な情報交流を進めるとともに、住民の意見や要望を町政に的確に反映させ、住民と行政の協働のまちづくりを推進します。

(3) 情報公開制度の充実

- 情報公開制度のさらなる啓発・運用に力を入れるとともに、情報公開の円滑な対応に努めます。
- 住民に対して提供すべき情報の把握・整理をした上で、積極的な情報提供を進めます。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
ホームページのアクセス件数	10,879 件	13,000 件

■満足度指数

満足度調査項目	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
行政情報や催事情報の提供状況	58.1	63

3. ボランティア活動等の促進

施策の目的

NPO*やボランティア団体による社会活動を活性化させ、多様な主体によるまちづくりを推進します。

現状と課題

ボランティア団体やNPOなどの活動は、福祉、教育、環境、まちづくり、防災、観光、国際交流など多様なニーズに対応した社会的サービスの提供、地域社会の活性化への貢献などといった社会的役割を担っており、その果たす役割はますます大きくなっています。

さらに、特定非営利活動促進法（NPO法）の制定により、NPO活動による社会貢献が活発化しており、行政により実施されていた公共サービスを、ボランティア団体やNPOなどがサービス提供の担い手となることで、より地域ニーズやきめ細かいサービスを提供することが可能なため、事業効果やサービスの質の向上が期待されています。

このため、行政とのパートナーシップに基づく役割分担の中で、地域づくりの中心的担い手として、ボランティア団体やNPOなどの活動の一層の活発化を促進するため、育成支援に努めます。

施策の方向

(1) 社会活動意識の高揚

- NPO団体の活動による地域の活性化を促進するための説明会や講演会などを県の機関と連携し、相談や支援の充実と啓発を図るとともに、広報紙などでの情報提供を行います。

(2) 活動支援の充実

- 事業の委託や補助金事業、場所や資源の提供などにより活動を支援していきます。
- NPO・ボランティア活動を支援する中間支援組織の育成を図ります。
- 庁舎の移転に伴う施設利用の一環として、NPOやボランティアの活動拠点を検討します。

*NPO（Nonprofit Organization）：民間非営利団体。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
N P O 法人登録数	9 団体	19 団体

4. 地域間交流の推進

施策の目的

異なった歴史や風土、特色をもつ地域との交流を促進し、魅力あるまちづくりと地域活性化をめざします。

現状と課題

地域間交流は、人材育成や地域活性化の大きな契機となるものであり、その取り組みが求められます。

本町は大阪府四條畷市と友好都市の提携を結んでいるほか、各種イベントなどを通じ他の地域と交流活動を行っています。

異なった歴史や風土、特色をもつ地域との交流を促進し、新たな文化にふれあうことにより、本地域固有の歴史・風土・文化資源などを再発見し、再評価することで、個性あるまちづくり、魅力あるふるさとづくりなど地域活性化につなげる必要があります、住民レベルの一層の交流を進め地域間交流を促進していくことが必要です。

施策の方向

(1) 友好都市等交流事業の推進

- 異なった歴史・風土・文化を学び、地域性の理解を深めるための交流の促進を図るとともに、友好都市などとの交流を引き続き推進します。
- 本町の特産物や文化・スポーツ等を通じた住民による他地域との交流活動の展開を促進します。

(2) 町外在住者等とのネットワークの構築

- 町外在住の本町出身者とのふれあいを大切にし、情報交換などを通じて本町の活性化を促進するための事業を推進します。

■施策指標

指 標 名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
ふれあいネット紀北会加入者数	129 人	150 人

5. 国際交流の推進

施策の目的

国際化が進展する中、国際性豊かな人材の育成や国際交流活動の充実を図り、国際化に対応したまちづくりをめざします。

現状と課題

国際化時代を迎えた今日にあって、住民の活発な参加による国際交流は、異文化との交流によって自らの地域の特性や価値を見直すなど、地域コミュニティの活性化の契機となります。

本町では、タイ国メースワエ中学校と赤羽中学校の姉妹校提携による中学校を主体とした交流や紀北国際交流協会が主体となった交流活動をはじめ、外国人就労者や研修生の受入れなど、地域における国際化は幅広く推進されています。

今後国際化がさらに進展する中で、民間団体とも連携を図りながら、より一層国際化に対応したまちづくりを進めていく必要があります。

また、外国人居住者の増加に対応して、外国人が安心して暮らせる環境の整備に努めることが必要です。

今後とも、より一層幅広い住民の参加と協力のもとに、草の根的な交流活動を展開していくことが必要です。

施策の方向

(1) 国際性豊かな人材育成の推進

- 海外研修助成制度など国際性豊かな人材育成のための支援を進めます。
- 学校教育や生涯学習講座等におけるALTによる外国語教育・講座など、住民の国際理解を深めるための機会拡大を図ります。

(2) 国際交流の支援

- 国際交流活動の中心となる国際交流団体の育成・支援を行い、住民主導の国際交流活動の展開を促進します。
- 国や県の各種国際交流事業への住民の積極的な参加を促進します。
- 中学校などの姉妹校提携等による中学生を主体とした交流活動を進めます。

(3) 在住外国人との交流の促進

- 町内在住の外国人と相互理解を深めるための機会づくりを進めるとともに、紀北国際交流協会などへの支援・協力に努めます。

第2節 行財政改革の推進

施策の目的

行財政改革大綱、中長期財政計画等に基づき、さらなる行財政改革を積極的に推進し、真に自立可能・持続可能な自治体経営の実現をめざします。

現状と課題

自治体は、住民との協働に基づく、自己決定、自己責任による自治体経営が強く求められ、自治体の力量、職員一人ひとりの力量がその地域の未来を大きく左右する時代を迎えています。

本町は、平成17年10月に、合併を実現し、行政組織・機構の再編を図るとともに、これに基づく効率的、計画的な行財政運営を進めています。

しかし、今後、少子高齢化の一層の進行や情報化、国際化の進展をはじめとする社会・経済情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズはさらに増大・多様化していくことが見込まれます。また一方では、地方の自主性の強化と財政の安定化に向けた国と地方の税財政改革の推進等に伴い、近い将来、極めて厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

こうした状況に対応し、行政サービスの水準を低下させることなく、自立したまちを創造し、持続的に経営していくためには、行財政運営のあり方自体を常に点検・評価し、さらなる改革を進めていく必要があります。また、今後人口減少等の影響に加え、合併から5年が経過し、平成28年度から合併算定替えの段階的な縮減が始まることが見込まれます。

このため、今後は、本総合計画はもとより、これからの本町の改革の方向性を示すために、第2次紀北町行財政改革大綱に基づき、安定した財政基盤の確立をはじめ、事務事業や組織機構の見直し、人材の育成、定員管理及び給与の適正化など、行財政改革を計画的かつ積極的に推進していくことが必要です。

1. 協働型行政システムの確立

施策の方向

(1) 住民参画機会の拡充

- 各種行政計画の策定に際し、委員会や審議会の委員の一般公募、パブリックコメント（住民意見の募集）の実施等により、政策形成過程から住民が参画できる環境づくりを図ります。
- 文化行事やイベント、祭りの企画・運営等への住民の参画・協働を促進します。

(2) 地域組織との協働の推進

- 自治会や地域協議会などと連携を強化し、身近な地域課題の解決に向けた支援を進めます。

2. 効果・効率的な行財政運営

施策の方向

(1) 事務事業等の見直しによる効果的な行政運営

- 見直しが必要とされたすべての事務事業については、改善及び整理・合理化を図ります。
- 指定管理者制度*やPFI*事業の導入など、民間活力を導入した行政運営の効率化、多様化する需要への対応、住民サービスの向上を検討実行し、効果的な事務事業の推進を図ります。

(2) 施設の利活用の推進

- 施設の統廃合については、庁舎移転に伴い、空き施設ができることから、利用・活用とあわせて総合的に検討します。

(3) 広域行政の充実

- 広域的な連携のもと紀北広域連合など広域行政の充実を図ります。
- 広域的に処理することがより効果的な事務事業については、実施していきます。

*指定管理者制度：公の施設の管理・運営を、営利企業・財団法人・NPO法人など法人その他の団体に代行させることができる制度

*PFI：Private Finance Initiative の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

3. 健全な財政運営

施策の方向

(1) 町財政の健全化に向けた取り組みの強化

- 中長期的な視点に立った財政計画を策定し、より効率的な財政運営を図ります。
- 財政健全化法に基づく財政指標については、より健全な数値確保につとめます。
- 新地方公会計制度等に基づく適切な行政経営をめざします。
- 受益者負担の原則から、使用料・手数料等の見直しなどを検討します。

(2) 財務体質の強化

- 起債残高の適正な水準の維持及び適正な規模の基金造成に努めます。
- 人件費、補助費等、物件費などの削減による経費節減を行います。
- 合併特例措置の段階的縮減、人口の減少等の影響を踏まえた新たな行財政運営の確立を図ります。

4. 機能的な組織・機構の構築

施策の方向

(1) 住民ニーズに応じた組織・機構への見直し

- 機能的で効率的な組織機構となるよう、有効な本庁と総合支所の組織機構の見直しを行います。

(2) 第2次紀北町定員適正化計画の実行

- 平成28年4月1日の目標職員数を200人とするための第2次紀北町定員適正化計画を実行していきます。

(3) 重点施策などの実施における組織的な推進体制の強化

- 重点施策の組織的な推進体制を堅持するため、重要な案件が発生した場合に、横断的なプロジェクトチームの設置による対応を行っていきます。

(4) 組織内の連携強化と応援態勢の構築

- 配置職員を流動的に配置変更し、事務が能率的に執行できるよう、職員の事務の簡素化と平準化を進めます。

5. 公正・公平性の確保

施策の方向

(1) 個人情報保護条例の適切な運用

- 条例の適切な運用による個人情報保護は重要な責務であることから、職員の能力等により運用に判断差がでないよう職員のスキルアップのための研修を実施していきます。

(2) 行政手続条例の適切な運用

- 適正な審査基準、標準処理期間、処分基準のもと、許認可等の行政手続きの運用を実施していきます。

6. 職員の意識改革

施策の方向

(1) 職員研修の充実

- 紀北町人材育成基本計画の実行により、住民が求める能力向上のための研修メニューを提供し、職員の能力向上を図ります。

(2) 人事評価システム導入の調査

- 簡素で効率的な体制のもと、職員の目標設定と達成を評価していくための人事評価システムの導入について調査・検討を行います。

資料編



1 計画策定について

1. 策定の経緯

(1) 策定経過

月 日		事 項
1 月	中旬	住民アンケート配布（配布数 2,000 票・無作為抽出）
2 月	中旬	住民アンケート回収（回収数 838 票・回収率 41.9%）
2 月	中旬～3月上旬	住民アンケート集計・分析
3 月	中旬	住民アンケート調査報告書完成
4 月	2 日	理事者協議（策定方針、策定委員の選任、アンケート調査結果報告）
	15 日	後期基本計画策定支援業務委託業者選考委員会
	28 日	策定支援委託業者との協議、策定委員会の検討
	30 日～31 日	現地調査（町施設、町内景観など）
		職員への前期基本計画達成状況調査説明（シート記入依頼）
		職員への住民アンケート調査結果説明
		町長インタビュー
6 月	1 日	住民アンケート調査の公表（広報 6 月号）
	中旬	前期基本計画達成状況調査シートの回収
	下旬	策定委員の選定・依頼
	29 日	課長会議（各課策定委員の推薦依頼）
7 月	1 日	策定委員会公募委員の募集（広報 7 月号）
	5～8 日	前期基本計画達成状況調査ヒアリング（各課）
	6 日	町おこしリーダーヒアリング
8 月	4 日	策定委員への開催通知
	25 日	策定委員委嘱、策定委員会（第 1 回）
9 月	5 日	総合計画議会全員協議会（第 1 回）
	13 日	策定委員会（第 2 回）
	中旬	理事者協議（審議会委員の選任等）
	28 日	策定委員会（第 3 回）
11 月	4 日	総合計画議会全員協議会（第 2 回）
12 月	15 日	総合計画議会全員協議会（第 3 回）
	26 日	策定委員会（第 4 回）
1 月	23 日	総合計画審議会（第 1 回）
2 月	9 日	総合計画審議会（第 2 回）
	27 日	総合計画審議会（第 3 回）
3 月	1 日	総合計画審議会答申
	28 日	議会報告・後期基本計画決定

2. 審 議 会

(1) 紀北町総合計画審議会条例

紀北町総合計画審議会条例

平成17年10月11日条例第11号

(趣 旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、紀北町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 町長の諮問に応じて、紀北町総合計画の調整その他実施に関し、必要な調査及び審議を行わせるため、紀北町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組 織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、町長が任命する。

- (1) 議会の議員……………8人
- (2) 教育委員会の委員……………2人
- (3) 農業委員会の委員……………2人
- (4) 公共的団体等の役員又は職員……………10人
- (5) 学識経験を有する者……………4人
- (6) 町長が特に必要と認めた者……………4人

3 委員の任期は、2年とする。ただし、前条に規定する諮問に係る答申が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

第5条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を助け、会長に事故があるとき、又は欠けたときにその職務を代理する。

(会 議)

第6条 審議会の会議は、町長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(部 会)

第7条 会長は、特定の事項を調査審議するため、必要があると認めた場合には、部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 審議会は、専門事項について特に必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を求めることができる。

(庶 務)

第9条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委 任)

第10条 この条例に定めるものを除くほか、審議会の運営その他に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(2) 審議会委員名簿

区分	所属・役職名	氏 名	備考
町議会議員	町議会議員議長	平 野 倅 規	
	〃 副議長	家 崎 仁 行	
	総務財政常任委員会副委員長	樋 口 泰 生	
	〃 委員	北 村 博 司	
	教育民生常任委員会委員長	玉 津 充	
	〃 副委員長	東 篤 布	
	産業建設常任委員会委員長	太 田 哲 生	
	〃 副委員長	東 貴 雄	
教育委員会	教育委員会委員長	大 和 秀 昭	
	〃 委員	柏 屋 由 紀 子	
農業委員会	農業委員会会長	奥 川 圭 資	
	〃 副会長	水 谷 文 夫	
公共の団体等	森林組合おわせ副組合長	松 永 忠 與	
	紀北町体育協会副会長	垣 内 清 和	
	紀北町商工会会長	大 内 丈 夫	
	婦人会連絡協議会会長	谷 口 絹 子	
	文化協会会長	工 門 功	
	紀北町自治会連合会会長	松 永 昭 生	
	〃 副会長	中 村 實	
	三重外湾漁協紀州南支所常務理事	三 鬼 晃	
	紀北町消防団団長	世 古 勝 典	
	社会福祉協議会会長	川 端 久 夫	
学識経験者	紀北町観光協会会長	長 井 武 彦	会長
	紀北町建設業協会会長	東 一 昭	
	女性会議きほく会長	中 村 高 子	副会長
	医師（木ノ内医院）	木ノ内勝己	
町長が特に必要と認めた者	紀北町地域包括支援センター長	東 ゆ き 子	
	昭和の縁日等代表	東 佐 知	
	紀北町 P T A 連絡協議会母親部長	関 口 規 子	
	子育て支援センター「ぞうさん」保育士	塩 崎 佳 代	

(3) 諮問・答申

諮 問 書

紀企第825-1号

紀北町総合計画審議会
会 長 長 井 武 彦 様

紀北町第1次総合計画後期基本計画について（諮問）

紀北町第1次総合計画後期基本計画を策定するにあたり、紀北町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成24年1月23日

紀北町長 尾 上 壽 一

答 申 書

平成24年3月1日

紀北町長 尾 上 壽 一 様

紀北町総合計画審議会
会 長 長 井 武 彦

紀北町第1次総合計画後期基本計画案について（答申）

平成24年1月23日付け紀企第825-1号で諮問のありました紀北町第1次総合計画後期基本計画案については、慎重に審議した結果、適当と認められるのでその旨答申します。

なお、前期基本計画との関連にも十分留意され、基本構想の実現にむけ、効果が最大限発揮できるよう、下記の事項に配慮されたい。

記

- 1 本計画の円滑な推進のためには、住民の理解と協力が必要であり計画の周知を図るとともに、積極的な住民参画と協働によるまちづくりを進めていただきたい。
- 2 本計画に基づく施策の実施にあたっては、施策の慎重な選択、事業の適切な評価に努め、町民にわかりやすい進行管理を図るとともに、限られた財源を有効に活用し効果的な行財政の運営に努めていただきたい。
- 3 本計画は平成24年度から平成28年度までの5年間にわたる計画であるので、この間の社会経済情勢等の変化に弾力的に対応するとともに、歴史・文化・産業などの地域の特性を最大限生かし、計画の着実な実現に努めていただきたい。
- 4 重点プロジェクトとして掲げた、3つのプロジェクトは、まさに紀北町が直面している課題に対する取り組みであり、後期基本計画の柱として、早急にまた、全力をあげて取り組み、明るい将来像をめざしたまちづくりを進めていただきたい。

3. 策定委員会

(1) 紀北町総合計画策定委員会設置要綱

紀北町総合計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 紀北町総合計画の策定にあたり、各分野の専門的な事項の調査、検討と各分野間の連絡調整等を行い、計画に反映させるため、紀北町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) まちづくりに係る意向の把握及び分析に関する事項
- (2) 各分野の専門的な検討及び調整に関する事項
- (3) その他計画策定に関し必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副町長、副委員長は企画課長をもって充てる。
- 3 委員は各所属長の推薦により選出された者及び町長が必要と認めた者をもって充てる。
- 4 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会は、必要の都度開催する。

- 2 委員が委員会に出席できない場合は、あらかじめ当該委員が指名した職員をもって代理させることができる。

(作業部会)

第5条 委員会に、その所掌事項の細部にわたる専門的な事項を調査、検討するための作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に部会長を置き、部会長は委員の内から互選する。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月10日から施行する。

(2) 策定委員名簿

委員長 山岡哲也副町長

副委員長 川合誠一企画課長

部 会	所属・役職名	氏 名	備 考
1 自然と共生、快適で安心部会（都市基盤・生活環境分野） [第1章担当]	海山区自主防災会長	脇 一 海	民間
	建設業協会	森 本 慶 太	民間
	海山消防署係長	藤 村 匠	民間
	紀北町女性消防団長	奥 川 敦 子	民間
	女性会議理事	柴 田 美 恵	民間
	危機管理課係長	東 雅 人	行政
	建設課副参事	久 保 建 作	行政
	環境管理課係長	世 古 基 樹	行政
	水道課課長補佐	上 ノ 坊 健 二	行政
事 務 局		宮 原 俊 也	
2 相互扶助、健康でいきいき部（保健・医療・福祉分野） [第2章担当]	民生委員・児童委員協議会会長	前 川 雅 美	民間
	健康運動指導士	竹 内 み ほ 子	民間
	紀北町食生活改善推進協議会会長	家 倉 生 代	民間
	紀北町私立保育所運営協議会会長	西 村 卓 二	民間
	一般公募	近 澤 チ ヅ ル	民間
	出納室係長	佐 ヶ 木 猛	行政
	税務課課長補佐	尾 上 公 敏	行政
	福祉保健課副参事	大 谷 眞 吾	行政
事 務 局		塩 崎 清 人	行政
3 地域の資源を活用、活力と魅力部会（産業・交流分野） [第3章担当]	古里柑橘代表	野 呂 早 苗	民間
	森林組合おわせ	濱 田 長 宏	民間
	紀北町水産振興連絡協議会理事	石 倉 優 一	民間
	商工会	藤 村 達 司	民間
	紀北町観光協会理事	東 城	民間
	一般公募	奥 村 勝 則	民間
	企画課係長	東 典 弘	行政
	商工観光課係長	宮 原 優	行政
	農林水産課係長	岩 見 建 志	行政
事 務 局		玉 津 武 幸	
4 教育・文化、協働部会（教育・文化・協働分野） [第4・5章担当]	社会教育委員長	松 永 孝	民間
	紀北健康スポーツクラブ	家 崎 仁 成	民間
	体育指導員	稲 葉 智 恵	民間
	紀北体験事業実行委員会	東 明 広	民間
	紀北町PTA連合会会長	河 村 幸 信	民間
	総務課課長補佐	玉 本 真 也	行政
	財政課係長	垣 内 洋 人	行政
	学校教育課係長	川 口 和 志	行政
	生涯学習課係長	中 井 崇	行政
事 務 局		濱 田 ま み	

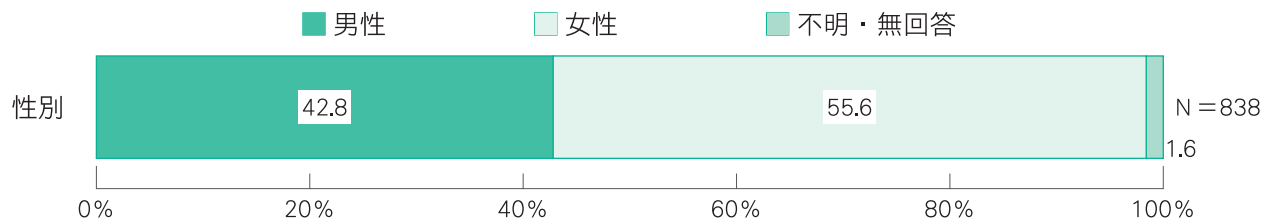
2 アンケート調査結果概要

本計画の策定にあたり、計画づくりへの住民ニーズの反映を重視し、平成23年2月にアンケート調査を実施しました。アンケートの概要・主な設問結果は以下のとおりです。

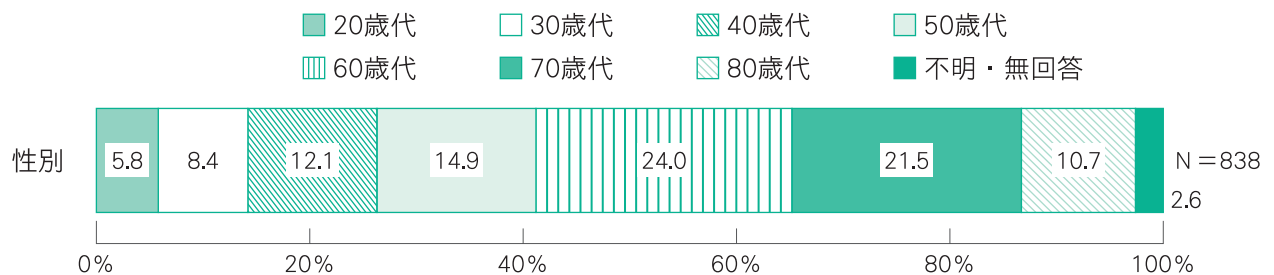
項 目	内 容
調 査 区 域	紀北町全域
調 査 対 象	20 歳以上の町民から男女 1,000 人ずつ、合計 2,000 人を無作為抽出
調 査 時 期	平成 23 年 2 月
調 査 方 法	郵送配布、郵送回収による郵送調査
配 布 数	2,000 票
回 収 数	838 票
回 収 率	41.9%

■ 回答者の属性

[性 別]

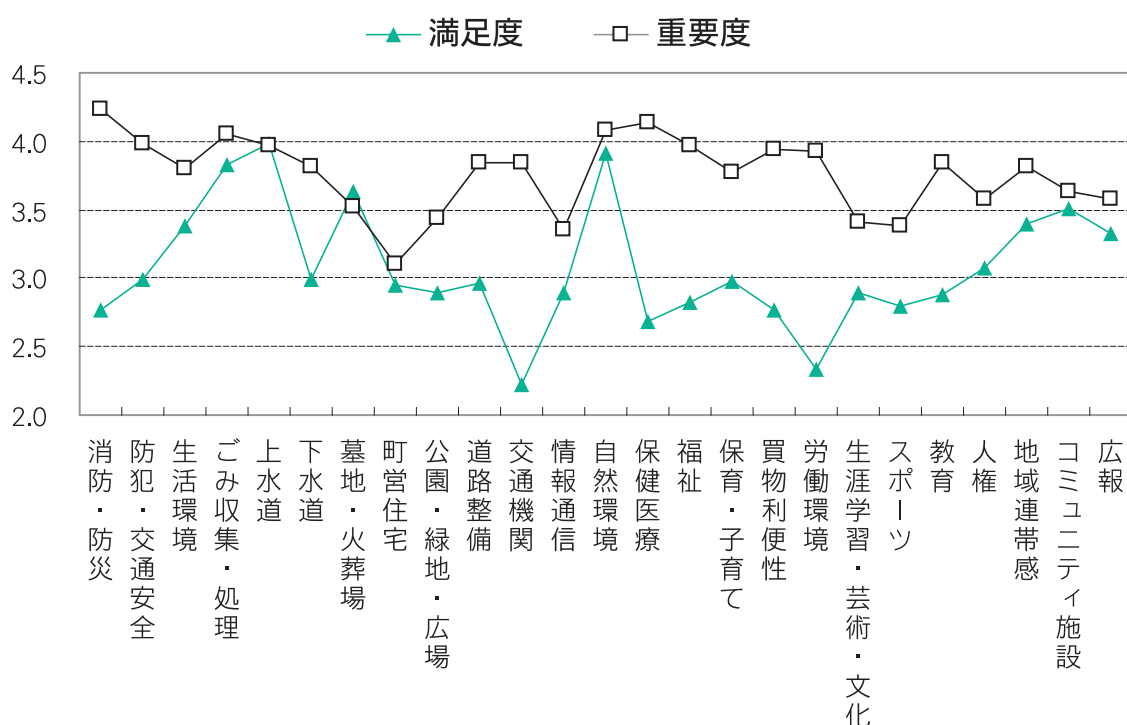


[年 齢]



■ 紀北町の取り組みの満足度と今後の重要度について

- 満足度と重要度を比較すると、「上水道」「自然環境」「墓地・火葬場」「町営住宅」「コミュニティ施設」では、近い値となっており、一方で「消防・防災」「防犯・交通安全」「下水道」「道路整備」「交通機関」「保健医療」「福祉」「保育・子育て」「買物利便性」「労働環境」「教育」などでは、点数に大きな開きがみられ、こうした項目について、満足度を高めることで点数差を埋めていく必要があります。



※満足度の点数化

「満足している」＝5点、「やや満足している」＝4点、「どちらともいえない」＝3点、「やや不満」＝2点、「不満である」＝1点として「不明・無回答」を除く件数で除したものです。

※重要度の点数化

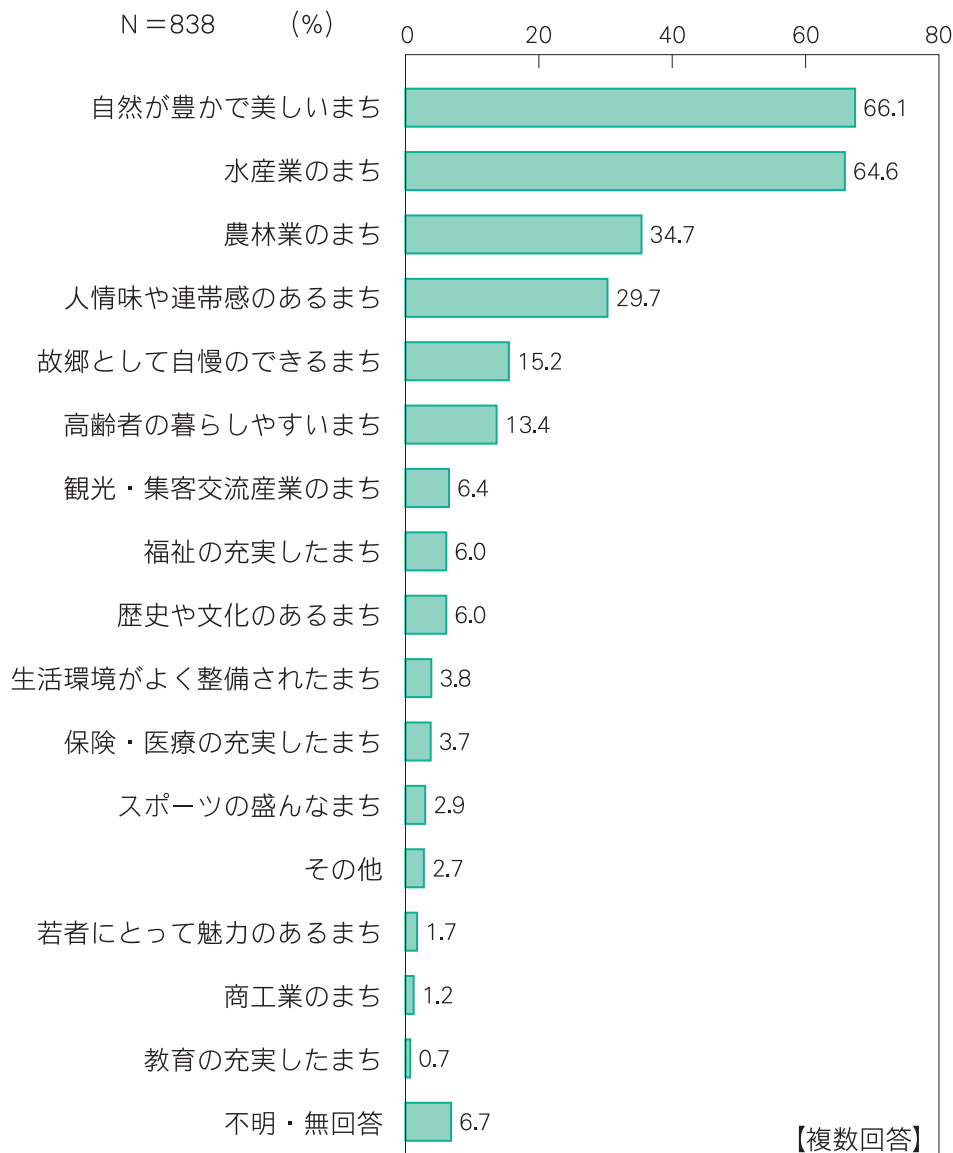
「重視している」＝5点、「やや重視している」＝4点、「どちらともいえない」＝3点、「あまり重視していない」＝2点、「重視していない」＝1点として、「不明・無回答」を除く件数で除したものです。

■ 紀北町のイメージ

○ あなたは、紀北町のイメージをどのように思っていますか。【複数回答】



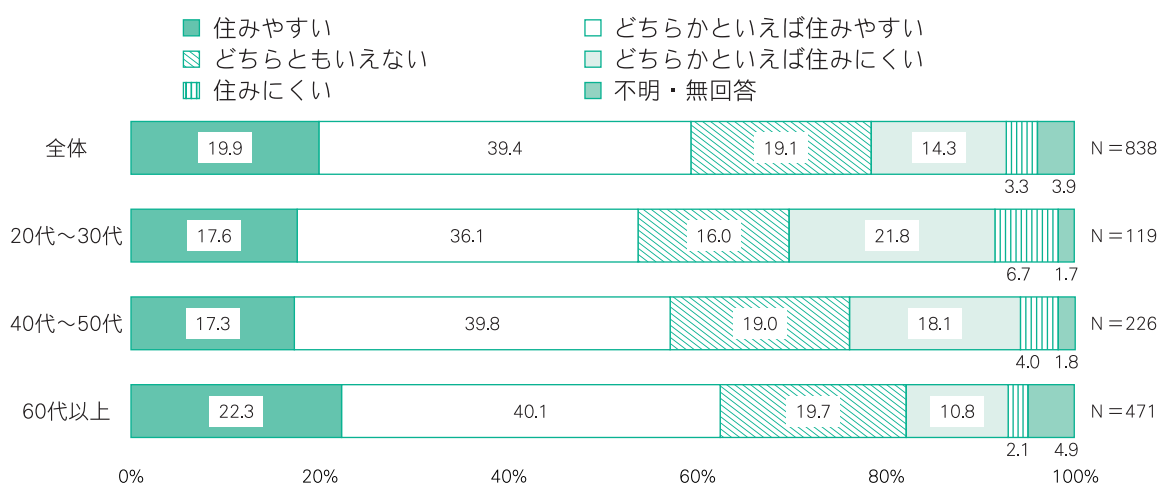
- 「自然が豊かで美しいまち」及び「水産業のまち」が他を大きく引き離して上位を占め、次いで「農林業のまち」、「人情味や連帯感のあるまち」が続き、自然環境や農林水産業と合わせ、地域のつながりのあるまちというイメージを持っていることがうかがえます。



■ 住みやすさ

○ あなたにとって、紀北町は住みやすいまちですか。【複数回答】

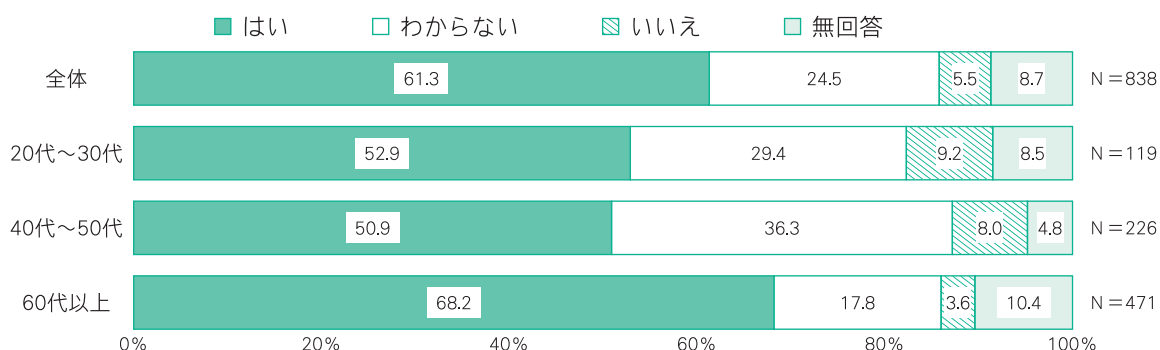
- 住みやすさは、『住みやすい（「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」の合計）』という意見が 59.3%、『住みにくい（「住みにくい」と「どちらかといえば住みにくい」の合計）』が 17.6%と回答しています。また、年齢別にみると、年齢が上がるほど『住みやすい』が高くなる傾向がみられます。



■ 今後の定住意向

○ 今後も紀北町に住み続けたいと思いますか。

- 住み続けたいという意向を持つ人が 61.3%と 6 割を超えています。年齢別で住み続けたい意向をみると、60 代以上では 7 割弱に達しますが、若い世代では半数強にとどまります。

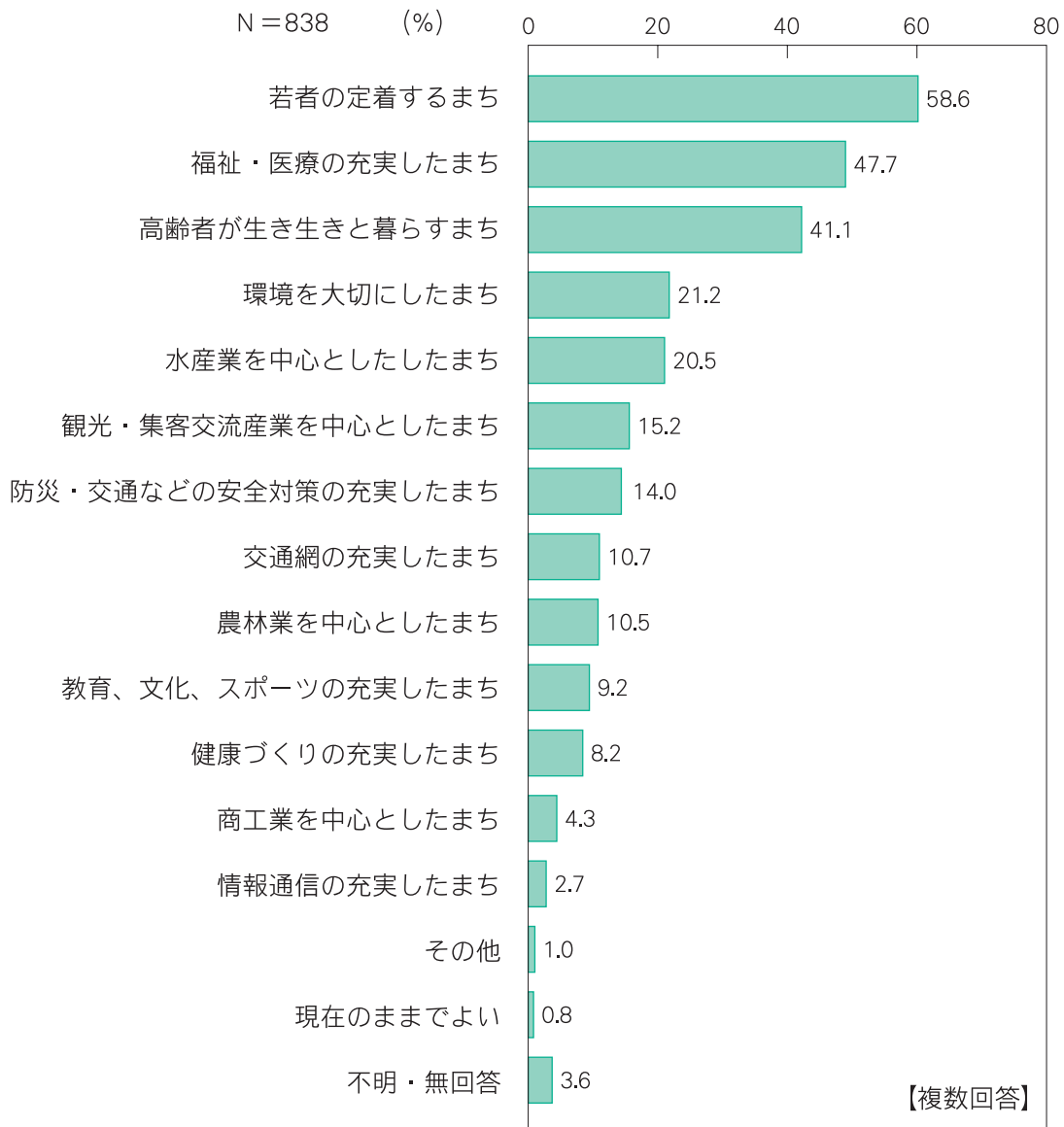


■ 紀北町の将来像

○ あなたは、紀北町が将来どのようなまちに発展してほしいと思いますか。【複数回答】



- 「若者の定着するまち」が最も多く、次いで「福祉・医療の充実したまち」、「高齢者が生き生きと暮らすまち」が続きます。少子高齢化を背景として、若者の定住促進と、住民が安心・安全に生きがいを持って暮らせるまちづくりが求められている傾向がうかがえます。



3 各種指標達成状況

(1) 施策指標・満足度指数について

紀北町第1次総合計画前期基本計画における、施策指標、アンケート調査による満足度指数の達成状況は以下のとおりとなっています。

(2) 施策指標一覧

指 標 名	単位	17 年度 実績値	現 状 値		目 標 値	
			現状値	時 点	23 年度	28 年度
地域合同防災訓練への参加者数	人	4,255	3,724	22 年度	5,000	6,000
備蓄食糧数	食	13,381	10,944	22 年度末	15,000	18,000
年間火災出火率 (人口 10,000 人あたり)	件	8	10	22 年中	5	2.5
幼・小・中学校年間避難訓練回数	回 / 年	2	2	22 年度	4	6
救急救命講習年間受講者数	人	550	929	22 年度	600	1,000
A E D 設置数 (町設置分)	台	0	23	22 年度末	13	27
年間交通事故件数	件	491	441	22 年中	460	440
交通安全に関わる街頭指導者数	人	100	200	22 年度	125	150
防犯啓発活動数	回	15	20	22 年度	60	70
自主的な防犯活動を行う地域組織数	団体	3	3	22 年度末	6	10
クリーンクリーンデイ及びクリーン作戦の参加者数	人	2,500	1,500	22 年度	2,600	2,700
資源化率 (総排出ごみのうち R D F 化、再資源化した割合)	%	48	49.6	22 年度末	50	55
有収率	%	77.1	65.1	22 年度末	80	85
生活排水処理率	%	12.5	18.7	22 年度末	17.6	21.9
狂犬病予防注射接種率	%	72.5	82.2	22 年度末	75	83
木造住宅耐震診断済み件数	件	143	413	22 年度末	1,100	550
地籍調査の実施済面積	ha	12	85	22 年度末	56	96

3 各種指標達成状況

指 標 名	単位	17 年度 実績値	現 状 値		目 標 値	
			現状値	時 点	23 年度	28 年度
都市計画道路の整備率	%	4.8	5.6	22 年度末	5	85
道路改良率	%	44	45.6	22 年度末	48	52
CATV 加入率	%	75.5	82.6	22 年度末	80	85
CATV 利用のインターネット加入率	%	20	26.4	22 年度末	25	30
太陽光発電設備の設置件数	件	14	58	22 年度末	25	100
30 歳代健診（生活習慣病健診） 受診者数	人	—	64	22 年度	—	80
生活機能チェック（65 歳以上）	人	0	1,347	22 年度	—	4,300
特定健康診査（40 歳以上 75 歳 未満）※ 1	人	—	1,010	22 年度	—	2,000
後期高齢者健康診査（75 歳以上） ※ 1	人	—	751	22 年度	—	1,200
健康増進法健康診査（40 歳以上）	人	—	21	22 年度	—	25
健康相談利用者数	人	1,397	1,132	22 年度	1,430	1,430
1 歳 6 ヶ月児、3 歳 6 ヶ月児健 診受診率	%	96	96	22 年度	97	97
赤ちゃん相談利用者数	人	235	123	22 年度	240	240
ブックスタート事業利用者数	人	62	65	22 年度	75	75
未接種者受診勧奨通知件数	件	79	154	22 年度	80	180
国民健康保険料収納率	%	95.5	94.2	22 年度末	97.3	98
ボランティア団体登録数	団体	29	27	22 年度末	30	32
ボランティア団体登録者数	人	305	471	22 年度末	320	500
緊急通報装置の設置件数	件	205	201	22 年度末	230	250
ふれあいサロン利用者数	人	606	664	22 年度末	650	700
シルバー人材センター登録者数	人	178	72	22 年度末	100	150
グループホームの設置数	カ所	1	1	22 年度末	2	2

指 標 名	単位	17 年度 実績値	現 状 値		目 標 値	
			現状値	時 点	23 年度	28 年度
手話通訳者登録者数	人	0	0	22 年度末	2	2
社会福祉士の配置人数	人	0	3	22 年度末	1	3
精神保健福祉士の配置人数	人	1	1	22 年度末	2	2
地域密着型サービスの施設数	カ所	0	5	22 年度末	3	11
各審議会等への女性委員の登用促進	%	20	20.3	22 年度	25	30
認定農業者数	人	18	19	22 年度	18	25
林道延長	m	198,513	204,210	22 年度末	200,000	210,000
水産物の水揚量・水揚高	千円	1,904,346	1,402,550	22 年度	2,000,000	1,500,000
	トン	19,624	8,216	22 年度	20,000	8,300
放流魚種の水揚量	トン	265	265	22 年度	280	290
観光入込客数	千人	1,162	1,615	22 年度	1,460	2,000
生涯学習講座受講率	%	19	20.3	22 年度	20	23
生涯スポーツへの参加割合	%	8	9.3	22 年度	10	13
幼稚園施設の耐震補強実施率	%	60	100	22 年度	100	100
学校施設の耐震補強実施率	%	48	100	22 年度	100	100
学校に対する外部評価実施校数	校	1	15	22 年度	15	15
指導主事の学校訪問回数※ 2	回 / 年	3	—	—	—	—
ホームページのアクセス件数	件	6,000	10,879	22 年度末	8,000	13,000
N P O 法人登録数	団体	9	9	22 年度末	14	19
ふれあいネット紀北会加入者数	人	120	129	22 年度末	200	150

※ 1 平成20年度の医療制度改革により、それまで行っていた生活習慣病健診は、保険者が実施主体になったため、特定健康診査と後期高齢者健康診査に変更。

※ 2 指導主事については、平成18年度末で終了（県の教育事務所廃止のため）、人権指導主事は平成20年度末で終了。

(3) 満足度指数

満足度調査項目	平成 18 年度	平成 22 年度	比較	平成 23 年度	平成 22 年度		平成 28 年度
	前回調査	今回調査		目標値	目標値換算	達成率	目標値
火災や地震など災害からの安全性	35.8	44.2	8.4	43	41.6	106.4%	49
防犯、交通安全施設整備の状況	45.6	49.7	4.1	52	50.7	98.0%	56
騒音・振動・悪臭等の環境	58.1	59.5	1.4	63	62	95.9%	67
ごみの収集・処理の状況	67.6	70.7	3.1	71	70.3	100.5%	74
上水道の整備状況	70	74.4	4.4	74	73.2	101.6%	76
下水道の整備状況（合併浄化槽を含む）	45	49.7	4.7	51	49.8	99.8%	56
墓地や火葬場の管理・運営状況	—	65.9	—	—	—	—	66
町営住宅の整備状況	—	48.8	—	—	—	—	50
公園・緑地・広場の整備状況	44.7	47.3	2.6	51	49.7	95.1%	56
道路の整備状況	44.2	49.1	4.9	50	48.8	100.5%	55
交通機関の便利さ	28.7	30.8	2.1	36	34.5	89.2%	43
インターネット環境など情報通信体系の整備状況	48.4	47.3	— 1.1	54	52.9	89.4%	59
自然環境の豊かさ	75.5	73	— 2.5	79	78.3	93.2%	81
保健・医療サービスや施設整備の状況	40.4	42.2	1.8	47	45.7	92.4%	52
福祉サービスや施設整備の状況	47.7	45.9	— 1.8	53	51.9	88.4%	58
保育・子育て環境	48.8	49.5	0.7	54	53	93.5%	59
人権尊重の状況	—	51.7	—	—	—	—	70
日常の買物の便利さ	47.5	44.2	— 3.3	53	51.9	85.2%	58
働きがいのある職場	31.4	33.6	2.2	39	37.5	89.6%	45
生涯学習活動、芸術・文化活動や施設整備の状況	50.6	47.5	— 3.1	56	54.9	86.5%	60
スポーツ活動や施設整備の状況	44.6	45	0.4	51	49.7	90.5%	56
子どもの教育環境	45.7	47.0	1.3	52	50.7	92.6%	57
人情味や地域の連帯感	60.6	60.0	— 0.6	65	64.1	93.6%	69
公民館や集会所などの整備状況	56.3	62.7	6.4	61	60.1	104.4%	65
行政情報や催事情報の提供状況	54.0	58.1	4.1	59	58	100.2%	63

■ 満足度指数について

満足度指数は、アンケート調査において満足度調査項目を設定し、それぞれの設問について「満足している」＝100点、「やや満足している」＝75点、「どちらともいえない」＝50点、「やや不満」＝25点、「不満である」＝0点として、合計点数を「不明・無回答」を除く件数で除して、100点満点算出しています。

下記の例でみると、前回調査の値は①、今回調査の値は②となっており、③の比較の値がプラスの場合は前回より評価が上がった項目、マイナスの場合は評価が下がった項目になります。⑤の平成22年度目標値換算は、①の前回調査と④の目標値との値の差から案分して算出しています。

また、⑥の達成率は②今回調査の実績値に対する⑤目標値換算の割合を示し、100%を超えると目標を達成していることになります。

なお、達成率の数値は、住民アンケート調査の結果を使用しています。

	① ↓	② ↓	②－①＝③ ↓	④ ↓	⑤ ↓	②／⑤＝⑥ ↓	
満足度調査項目	平成18年度 前回調査	平成22年度 今回調査	比較	平成23年度 目標値	平成22年度		平成28年度
					目標値換算	達成率	目標値
火災や地震など災害からの安全性	35.8	44.2	8.4	43	41.6	106.4%	49
日常の買物の便利さ	47.5	44.2	－ 3.3	53	51.9	85.2%	58

紀北町第 1 次総合計画後期基本計画 [平成 24 年度～平成 28 年度]

発行年月 平成 24 年 3 月

発 行 紀北町

〒 519-3492 三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀 495 番地 8
T E L 0597-32-3903 F A X 0597-32-2331
E-mail kikaku@town.mie-kihoku.lg.jp
U R L <http://www.town.mie-kihoku.lg.jp/>

